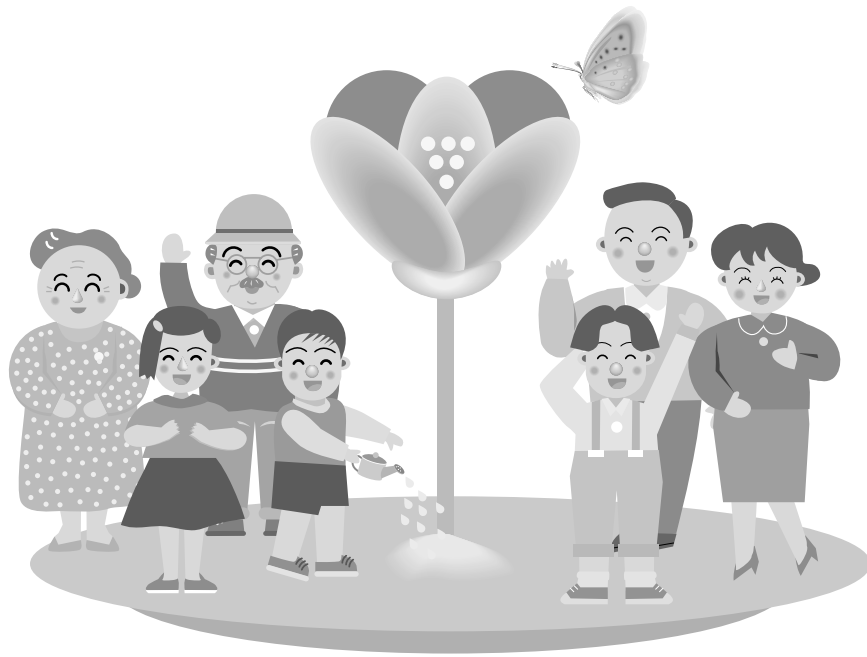


「^{ふみ}文の^{みやこ}京」ハートフルプラン

文京区地域福祉計画

平成18年度～平成20年度



文 京 区

ふみ みやこ 「文の京」ハートフルプラン

たくさんのあたたかい心、地域の支え合いが、人々の幸せをはぐくみ、真の「地域福祉」を押し進めます。

「文の京」が、あたたかい心あふれる地域となるよう、高齢者・介護保険事業計画等の分野別計画を総称して『「文の京」ハートフルプラン』と名付けています。

目 次

まえがき

第1章 計画の改定に当たって	1
1 計画改定の趣旨	1
2 計画改定の背景	1
3 計画改定の検討体制	2
4 計画の構成	4
5 計画の性格・位置づけ	6
6 計画の期間	6
7 計画の進行管理等	6
第2章 計画の考え方	7
1 基本理念	7
2 基本目標	7
第3章 地域福祉の現状と課題	8
1 文京区の地域特性	8
(1) 地域環境	8
(2) 少子化・高齢化の現状	9
(3) 世帯状況の変化	10
2 子どもに関すること	11
(1) 子どもの現状	11
(2) 子どもに関する重点課題	14
文京区保育計画	15
3 高齢者・介護保険に関すること	19
(1) 高齢者の現状	19
(2) 高齢者・介護保険に関する重点課題	27
4 障害者・障害児に関すること	28
(1) 障害者・障害児の現状	28
5 地域保健に関すること	33
(1) 地域保健医療の現状	33
(2) 地域保健医療に関する重点課題	37
6 地域福祉の推進に関すること	39
(1) 地域福祉の推進の現状	39
(2) 地域福祉の推進に関する重点課題	45

第4章 計画事業と目標	46
1 高齢者・介護保険事業計画	46※
(1) 計画の目標	46
(2) 基本的考え方	46
(3) 計画の体系	48
2 保健計画	52
(1) 計画の目標	52
(2) 基本的考え方	52
(3) 計画の体系	53
(4) 計画事業	56
3 地域福祉の推進	63
(1) 計画の目標	63
(2) 基本的考え方	63
(3) 計画の体系	64
(4) 計画事業	66
資料編	73
資料1 福祉関係施設一覧	73
資料2 「子育て支援計画」の計画事業と目標	80
資料3 計画改定の検討体制・経過	87

※ 高齢者・介護保険事業計画の(4)計画事業は、別冊『「文の京」ハートフルプラン 文京区地域福祉計画 高齢者・介護保険事業計画』に掲載しています。

ま え が き

この度、『^{ふみ}「文の京」^{みやこ}ハートフルプラン 文京区地域福祉計画』を改定いたしました。この計画は、本区における保健福祉にかかる総合計画であります。

平成15年3月の改定後、保健福祉をめぐる諸制度の動きには急速かつ大きなものがあります。平成17年3月には、次世代育成支援対策推進法の制定を受け、本計画の中の「子育て支援計画」を前倒して改定することにより「次世代育成支援行動計画」を策定し、総合的な少子化・子育て支援対策に取り組んだところであります。また、平成17年6月には介護保険法が大幅に改正され、予防重視型システムへの転換等、制度の抜本的な改革に対応する必要性が生じております。さらに、平成17年10月には、障害者自立支援法が成立し、障害者福祉のあり方が大きく変わろうとしています。

一方、平成17年4月には、本区の「憲法」ともいえるべき自治基本条例が施行され、保健、福祉の分野においても、地域の各主体の方々との協働による取組みが今まで以上に求められています。

これらの状況を踏まえ、今回「高齢者・介護保険事業計画」（別冊）「保健計画」及び「地域福祉の推進」の3分野の計画事業を改定いたしました。また、併せて、「子育て支援計画」を補完するものとして、児童福祉法に基づく「保育計画」を策定いたしました。

計画改定に当たっては、庁内組織であります地域福祉推進本部のほか、学識経験者、関係団体の代表、公募区民の委員で構成する文京区地域福祉推進協議会においてご協議いただき検討を進めてきました。また、検討過程において、計画の「中間のまとめ」について区報特集号やホームページ、さらには地域説明会の開催等を通じて広く区民の皆様に周知し、寄せられた貴重なご意見についても可能な限り取り入れて計画化を図りました。

今後とも、地域福祉推進協議会において、計画事業の進捗状況や新たな課題、施策の実施についてご協議いただき、区民参画により計画の進行管理をいただくことにしております。

社会構造の大きな変革の時代にあって、多様な形で発生する課題に適切に対応し、克服していくことは、区の責務であります。

私は、計画事業を着実に実施することにより、「だれもが安心してその人らしく、自立した地域生活が営めるよう、必要な福祉サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う区民主体の地域づくりを目指す。」という本計画の基本目標の実現に向け、努力してまいりたいと考えております。

「文の京」のさらなる発展に向けて、区民の皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。

平成18年3月

文京区長 煙山力

第1章 計画の改定に当たって

1 計画改定の趣旨

- 地域福祉計画の中で大きな部分を占める高齢者計画（介護保険事業計画を含む）について、平成17年の介護保険法の改正による制度等の大幅な改革に対応するため改定します。
- 平成17年4月に「文の京」自治基本条例が施行されました。また、平成17年度からの新しい文京区基本構想実施計画が策定されました。この新実施計画と整合するよう改定します。
- 現行の地域福祉計画では、介護保険事業計画の計画期間にあわせて、5年間の計画期間とし、3年ごとに見直すこととしているため改定します。

2 計画改定の背景

- 急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が制定されました。この法に基づき、次世代育成支援対策を総合的に実施するため、平成16年度に、「子育て支援計画」を改定して「次世代育成支援行動計画」を策定し、取り組みを進めています。
- 平成12年から運用を開始した介護保険制度は、高齢者の「自立支援」、「尊厳の保持」を基本としつつ、制度の「持続可能性」、「明るく活力ある超高齢社会」の構築、社会保障の総合化という視点から見直され、平成17年6月に改正介護保険法が成立しました。法の趣旨に基づき、予防重視型システムへの転換、新たなサービス体系の確立等に対応するため、「高齢者計画」「介護保険事業計画」を改定し、施策を実施する必要があります。
- 平成15年4月から、障害者自らがサービス内容や事業者を選択し、契約によって利用する支援費制度がスタートしました。新制度3年目を迎え、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設するため、平成17年10月に障害者自立支援法が成立しました。

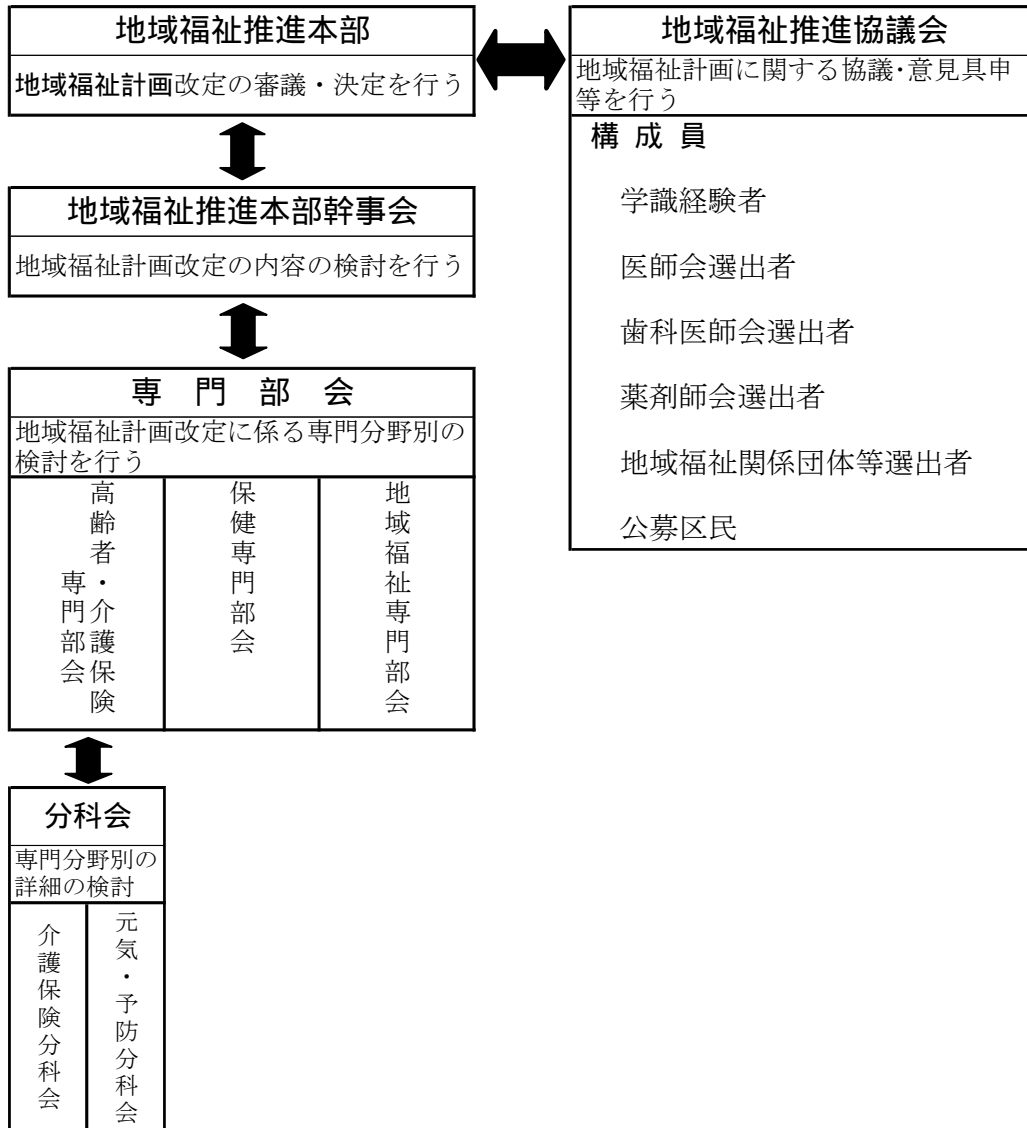
これらを踏まえて、「障害者計画」の改定を平成18年度に行う予定です。

- 区民の心身の健康の保持・増進を図るために、ライフステージに対応した健康づくり、精神障害者への保健福祉施策等とともに、SARS（重症急性呼吸器症候群）等の新興感染症や災害等による大規模で深刻な健康被害に対する危機管理体制の整備・充実が必要であり、「保健計画」を改定し取り組みを推進する必要性が生じています。
- 社会福祉法では、地域住民、社会福祉を目的とする事業の経営者、社会福祉に関する活動を行う者の相互協力により、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるよう、地域福祉の推進に努めなければならないとしています。今日の多様な福祉ニーズに対応するため、身近な地域において、地域住民やボランティア、NPO等の積極的な参画や、相互の連携が更に求められており、「地域福祉の推進」を改定し取り組みを推進する必要性が生じています。

3 計画改定の検討体制

- 地域福祉計画の改定に当たっては、検討組織を設けて、内容の検討を行いました。【図表】1-1)
- 地域福祉推進本部の下に、幹事会、3つの専門部会を設置し、さらに、専門部会の下に、高齢者・介護保険に関する2つの分科会を設置して、庁内での検討を行いました。
- 学識経験者、地域福祉に関連の深い団体の代表、地域福祉にかかわりを持った公募の区民等の広範囲な委員で構成する地域福祉推進協議会において、ご協議をいただき検討を進めてきました。
- また、計画の検討経過を、区報等により区民周知を行うとともに、説明会を実施し、広範な区民意見を聴取しながら、計画の改定を行いました。

【図表】 1 - 1 検討体制の組織図



4 計画の構成

- 計画全般にわたる考え方、基本理念、基本目標及び地域福祉の現状や課題等を取りまとめた総論部分（第1章から第3章まで）と、主として対象者ごとに設定した分野別の計画部分（第4章）で構成しています。

（【図表】1－2）

- 分野別の計画部分は、対象者別の「子育て支援計画」（次世代育成支援行動計画）、「高齢者・介護保険事業計画」及び「障害者計画」に加えて、地域福祉と関連性の高い「保健計画」、及びすべての分野に共通するものや、他の分野に位置づけにくい地域福祉全般にかかわる施策等を取りまとめた「地域福祉の推進」の5分野で構成しています。

「子育て支援計画」（次世代育成支援行動計画）と「高齢者・介護保険事業計画」は別冊になっています。

- なお、「子育て支援計画」（次世代育成支援行動計画）については、次世代育成支援対策推進法の制定・施行に伴い、全庁的な子育てにかかる施策を総合・包含し、さらに拡充した上で、総合的かつ横断的な子育て支援が推進できるよう、従来の「子育て支援計画」を改定することにより、平成17年3月に「子育て支援計画」（次世代育成支援行動計画）として策定しました。（「子育て支援計画」の計画事業と目標は、P80資料編2を参照。）
- また、「障害者計画」については、障害者の福祉サービスを一元化する障害者自立支援法の制定等を踏まえ、平成18年度に改定し、別冊とします。

【図表】 1－2 地域福祉計画の構成

改定に当たって	<ul style="list-style-type: none"> ・改定趣旨 ・背景 ・検討体制 ・計画期間 ・進行管理 				
基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・基本理念 ・基本目標 				
現状と重点課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域特性等 				
分野別計画	・子ども	・高齢者 ・介護保険	・障害者(児)	・地域保健医療	・地域福祉
	子育て支援計画（次世代育成支援行動計画）	高齢者・介護保険事業計画	障害者計画	保健計画	地域福祉の推進
	16年度策定済		18年度改定予定		

5 計画の性格・位置づけ

- 地域福祉計画は、本区の保健福祉を推進するための基本となる総合計画です。
- 本計画は、次のとおり、法律に基づく計画の性格を有しています。
 - ・次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法）
 - ・保育計画（児童福祉法）
 - ・老人福祉計画（老人福祉法）
 - ・老人保健計画（老人保健法）
 - ・介護保険事業計画（介護保険法）
 - ・障害者計画（障害者基本法）
 - ・地域福祉計画（社会福祉法）

6 計画の期間

- （第3期）介護保険事業計画の計画期間にあわせて、本計画は平成18年度から平成20年度までの3年間を計画期間とし、平成20年度に見直しを行います。（「子育て支援計画」（次世代育成支援行動計画）及び「障害者計画」を除きます。）

7 計画の進行管理等

- 進捗^{しんちょく}状況については、文京区地域福祉推進協議会に報告し、区民参画による進行管理を行います。また、新たな課題や施策の実施に当たっては、随時、協議いただくことにしています。
- 地域福祉の推進のために、全庁的に取り組むため、庁内組織としては地域福祉推進本部に計画の進捗状況を集約し、調整を行います。
- 区民が、福祉及び保健等のサービスを有効に利用できるよう、情報提供や周知方法等には十分配慮を行います。

第2章 計画の考え方

1 基本理念

文京区における地域福祉推進の基本理念を次のように掲げました。

(1) 人間性の尊重

だれもが、人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が損なわれない地域社会を目指します。

(2) 自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

(3) 共に生きる地域社会の構築

だれもが、ノーマライゼーション*の理念に基づき主体的に社会参加し、世代を超えて相互に理解・協力しあい、共に生きることのできる地域社会を作ることを目指します。

(4) 区民参画及び協働の推進

区民中心の福祉の地域づくりを目指して、区民一人ひとりと様々な団体が、主体的に参画し、協働することを推進します。

(5) 男女平等参画の推進

男女が互いの人権や個性を尊重し、社会のあらゆる分野に参画して、個性豊かに生き生きと暮らせる地域社会を目指します。

2 基本目標

だれもが安心してその人らしく、自立した地域生活が営めるよう、必要な福祉サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う区民主体の地域づくりを目指す。

ノーマライゼーション 障害のある人もない人も、児童も高齢者も、すべての人が地域で普通（ノーマル）の生活を送ることを当然とし、ともに認め合って普通の生活ができる社会を創造すること、またその考え方。

第3章 地域福祉の現状と課題

1 文京区の地域特性

(1) 地域環境

○ 文京区の地理的特性

文京区は東京23区の中央部に位置し、中心区として利便性に富んだ特性を持っています。面積は11.31k㎡で、23区中20番目の広さです。

地形は坂とがけが多く起伏に富み、台地は主に住宅地であり、低地は商工住の混在した地域となっています。

○ 「文教のまち」としての文京区

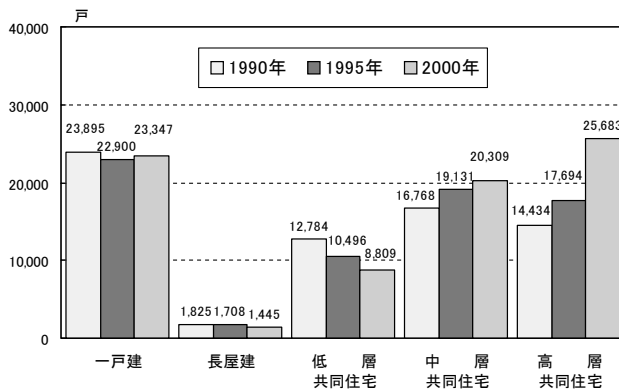
江戸時代には、大名屋敷や武士の邸宅が建てられ、神社仏閣が多数建立されたことが、現在のみどり豊かな環境の基盤となっています。

明治期に入ると、湯島の昌平坂学問所を引き継ぐ形で学校群が作られ、本郷かいわいを中心に、学者・文化人が多く住むようになりました。「文教のまち」としての特徴が形成されました。

○ マンション等の増加による居住形態の変化

近年の傾向として、高層共同住宅の増加が著しく、今後も住宅戸数に占めるマンション等の割合は、更に高くなると予測されます。

【図表】3-1 住宅の建て方別割合



注：共同住宅は、低層が1・2階建、中層が3～5階建、高層が6階建以上。その他の住宅は372戸（2000年）

資料：「国勢調査」各年

(2) 少子化・高齢化の現状

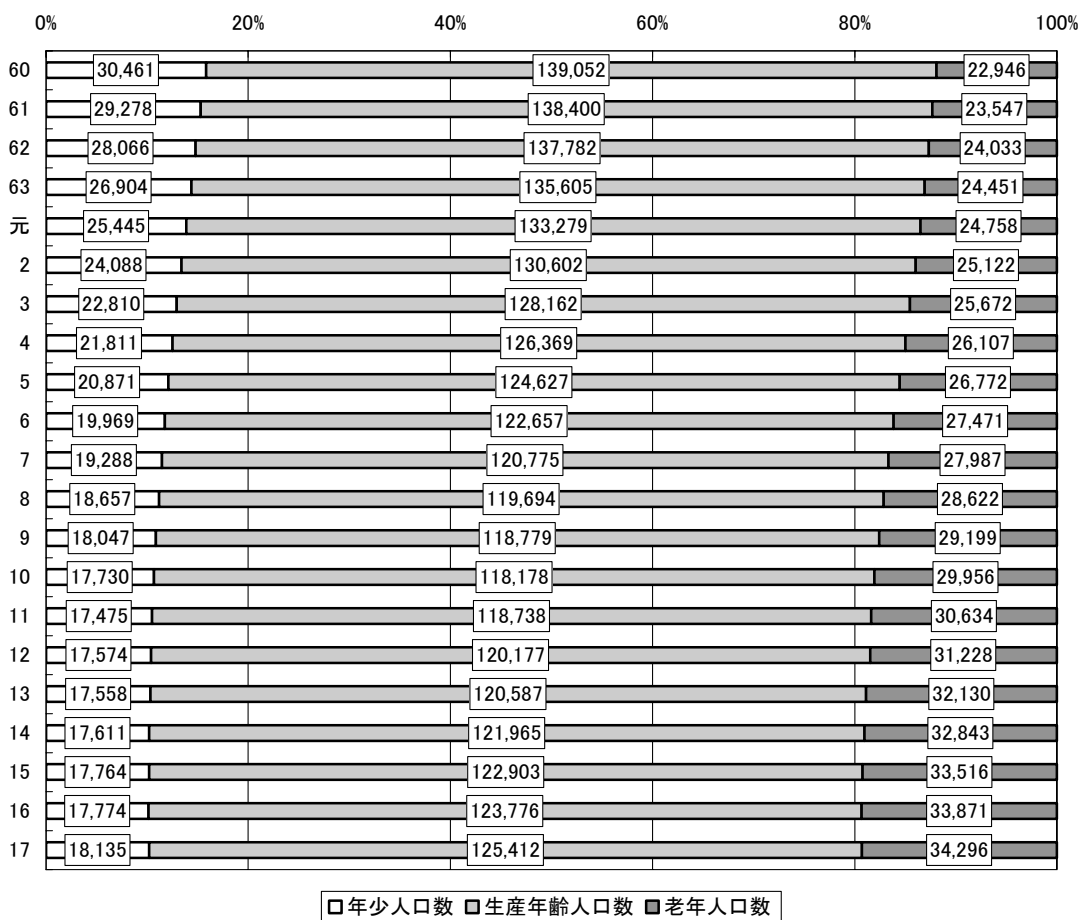
○ 人口増加の傾向と住民基本台帳ベースの人口

本区の人口は、昭和38年以降減少を続けてきましたが、平成10年の後半から増加に転じました。その後、人口は毎年増加を続け、住民基本台帳上の人口は、平成17年1月1日現在、177,843人となっています。(外国人登録者数は、6,457人となっています。)

○ 少子化・高齢化の現状と人口構成

人口構成は、昭和60年には、年少人口が約15.8%、高齢者人口が約11.9%でしたが、平成2年には高齢者人口が年少人口を上回るようになりました。その後も、少子化・高齢化は進行してきましたが、直近の5年程度では、全人口に占める年少人口の割合は10%台前半、高齢者人口の割合は19%台前半で推移しています。

【図表】3-2 年齢三区分別人口（構成比）の推移



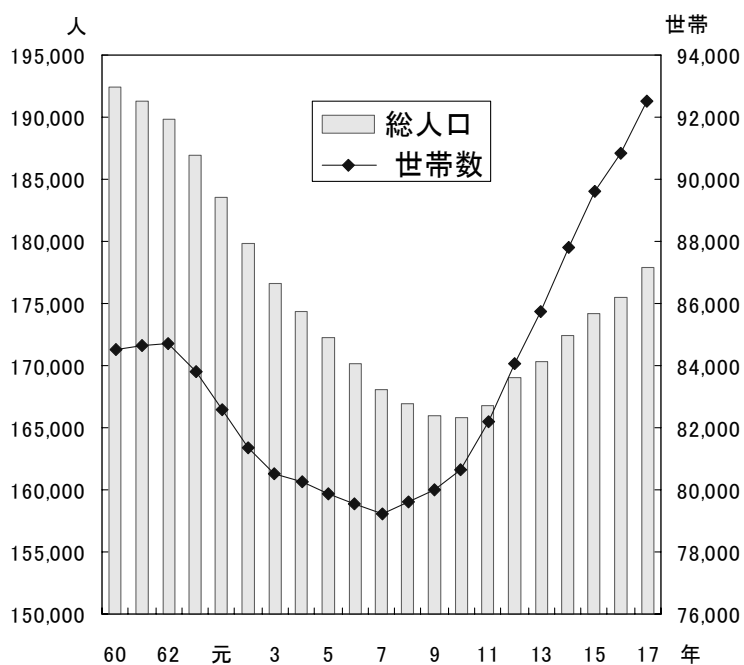
資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

(3) 世帯状況の変化

○ 世帯数の増加と1世帯当たりの人数の減少

本区の世帯数は、住民基本台帳上（いずれも1月1日現在）昭和60年に84,539世帯であったものが、平成17年には92,543世帯となっています。この間、人口は減少から増加に転じましたが、1世帯あたりの人数は昭和60年の2.28人から平成17年の1.92人へと一貫して減少を続けています。

【図表】3-3 人口と世帯数の推移



年	総人口	世帯数
60	192,459	84,539
61	191,225	84,615
62	189,881	84,685
63	186,960	83,787
元	183,482	82,569
2	179,812	81,375
3	176,644	80,506
4	174,287	80,234
5	172,270	79,896
6	170,097	79,543
7	168,050	79,211
8	166,973	79,606
9	166,025	79,996
10	165,864	80,645
11	166,847	82,167
12	168,979	84,089
13	170,275	85,739
14	172,419	87,810
15	174,183	89,620
16	175,421	90,841
17	177,843	92,543

資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

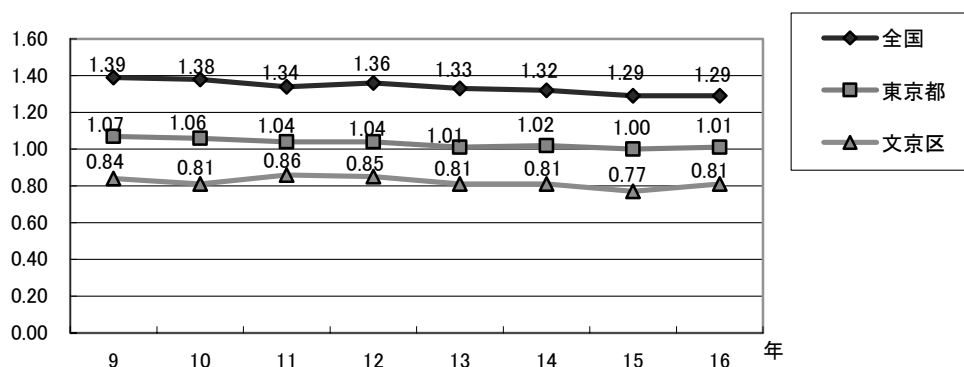
2 子どもに関すること

(1) 子どもの現状

- 厚生労働省が発表した平成16年のわが国女性の合計特殊出生率は、1.29と過去最低となっています。本区においても、平成12年から平成16年までの5年間の合計特殊出生率は0.85から0.77までの間で推移しています。

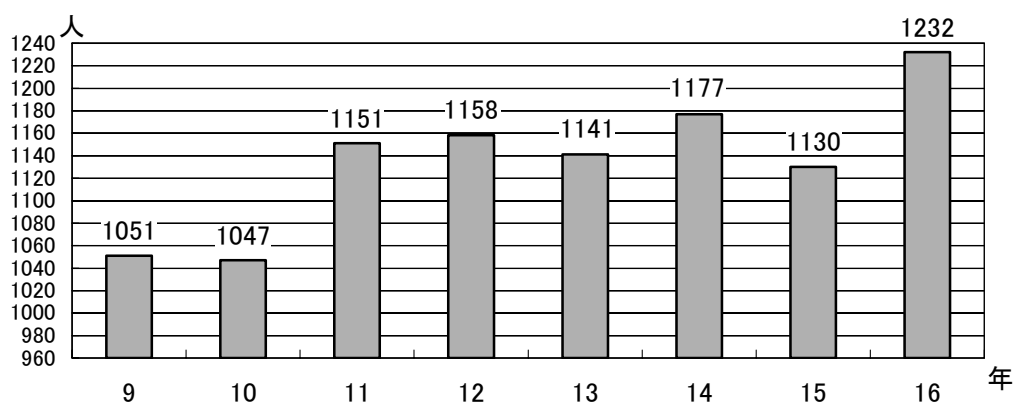
出生数は、平成11年以降やや回復傾向にはありますが、増加までには至っていません。

【図表】3-4 合計特殊出生率の推移



資料：東京都人口動態統計年報

【図表】3-5 出生数の推移



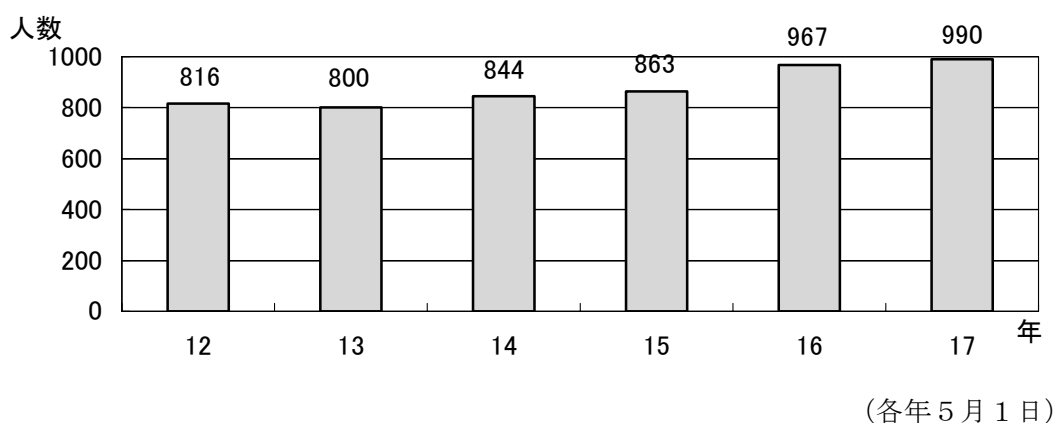
資料：東京都人口動態統計年報

- 保育サービスについては、平成17年4月現在、認可保育園22園、東京都の認証保育所*3園があります。認可保育園のうち、延長保育は全22園で、零歳児保育は17園で実施しています。また、病後時保育*を平成16年12月から1か所で実施しています。
- 本区の認可保育園の待機児童数は、平成17年4月1日現在58人となっています。このため、児童福祉法に基づく保育計画を策定する必要が生じています。

保育園待機児童の状況…文京区保育計画（P16【図表】3-8）参照

- 本区の育成室の入室状況は、平成17年5月1日現在990人となっています。

【図表】3-6 育成室入室者数の推移



- 子育て中の区民の方々を対象として、平成16年1月に実施した子育て支援に関するアンケートによると、就学前児童の平日の保育状況をみると、82.2%の児童が保育園又は幼稚園に通っていて、そのうち52.4%が幼稚園、45.7%が保育園に通っています。一方、今後の利用意向をみると、幼稚園が

認証保育所 児童福祉法による認可保育所だけではこたえきれない大都市のニーズに対応するため、東京都独自の基準を満たす保育施設を認証保育所として認証することにより、民間の経営感覚を活用した保育サービスの展開を図るとともに、待機児の解消を促進しています。

病後児保育 病気の回復期で集団保育ができない生後4か月から小学校第三学年までの児童を一時的に預かり、保護者の就労等を支援する事業。

31.5%に対して保育園は49.0%となっていて、高い保育需要が読み取れます。

- また、この調査によれば、充実してほしい保育施策の中では、一時預かり保育の拡充と延長保育のスポット利用等、多様な保育施策への要望が高くなっています。
- 育成室（学童保育）の利用状況については、就学児童の14.1%が利用しているのに対し、28.5%が今後何らかの形で利用したいと答えており、小学校低学年を中心に育成室への需要が高くなっています。
- さらに、子育ての不安や悩みを尋ねたところ、就学前児童の保護者では、その半数以上（53.4%）が、「自分の時間がとれず自由がない」と回答し、子育てと自分自身のライフスタイルの両立に悩んでいる様子が見えます。
- 家庭での子どもとのかかわりの中で、現在悩んだり関心を持ったりしていることを就学児童の保護者に尋ねたところ、その7割近く（68.0%）が、「子どもが身を守ることについて」と答え、子どもたちをめぐる安全面への関心が高くなっていることがわかります。

(2) 子どもに関する重点課題

- **男女がともに子育てと仕事との両立ができるよう支援**

共働き家庭の増加により依然として保育需要は高く、生活習慣や男女の働き方の多様化などにより保育の充実が求められています。このため、保育所の整備や多様な保育メニューの提供等により、男女がともに子育てと仕事との両立ができるよう支援します。
- **児童福祉法に基づく保育計画を策定し待機児童対策を推進**

平成16年度に策定した「子育て支援計画」(次世代育成支援行動計画)を補完する保育計画を策定し、保育園待機児童対策を推進します。
- **すべての子どもたちの心身の健やかな成長の支援**

母子の健康を増進するとともに、児童虐待等の問題への的確な対応や各種相談機能の充実により、子どもたちの心身の健やかな成長を支援します。また、ノーマライゼーションの観点に立ち、すべての子育て家庭への支援を地域と協働で推進します。
- **家庭及び地域社会全体で子どもたちをはぐくむ体制の構築**

子どもたちの健全な育成を図り、生きる力、わかりあい思いやる力、豊かな心をはぐくみ、地域社会の中で自立し、生活力が身につくよう、家庭及び地域社会全体で、子どもたちをはぐくむ体制を構築します。
- **子育て家庭の経済的支援**

家庭を持ち、子どもを生み育てたいという男女の希望の実現を支援するため、子育て家庭の経済的な負担を軽減します。
- **子どもたちを守る安全・安心なまちづくりの推進**

子どもたちを犯罪や事故から守るため、区民や地域活動団体等が連携して防犯や環境浄化等に取り組む活動を支援します。また、安全で心地よい地域環境の整備等を推進します。

文京区保育計画

1 計画策定に当たって

(1) 計画策定の趣旨

平成15年7月、「児童福祉法の一部を改正する法律」が成立しました。その改正児童福祉法第56条の8では、「保育の実施への需要が増大している市町村（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この条において「特定市町村」という。）は、保育の実施の事業及び主務省令で定める子育て支援事業その他児童の保育に関する事業であって特定市町村が必要と認めるものの供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。」とされました（平成16年4月1日施行）。これにより、4月1日現在、保育園待機児童が50人以上いる市区町村は、増大する保育需要に対応するための保育計画を策定することになりました。

今回、平成17年4月1日現在の文京区における待機児童が58人となり保育計画を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ及び性格

この計画は児童福祉法第56条の8に定める市町村保育計画です。

本計画は、平成17年3月に策定した「子育て支援計画」（次世代育成支援行動計画）の一部を成し、補完するものです。

(3) 計画の期間

本計画の期間は「子育て支援計画」（次世代育成支援行動計画）と同じ平成21年度までの計画です。

2 文京区における待機児等の現状

保育園の待機児については、平成8年度から平成12年度までは11人から44人で推移していましたが、平成13・14年度で100人を超えるに至りました（5月1日現在の旧定義による待機児童数）。この事態を受け文京区では待機児童解消のために、公設民営保育園（かごまち保育園・根津保育園）の新設、私立たんぽぽ保育園分園の設置、認証保育所（ピノキオ幼児舎茗荷谷園・ちゃいれつく新大塚駅前保育園）の新設、既存の公立保育園の定員増などの施策を実施してきました。これにより、平成15・16年度の待機児童数は落ち着いていたところです。

しかし、平成17年4月において待機児童数は58人を数えることとなりました。この原因として、共同住宅建築などによる人口の増加等に伴い低年齢児

の人口が増えたこと等が推測されますが、なお今後の推移をみる必要があります。

【図表】3-7 保育園4月入園申込状況（年度別・年齢別）

単位＝人

	平成12年度			平成13年度			平成14年度			平成15年度			平成16年度			平成17年度		
	応募	募集	倍率	応募	募集	倍率	応募	募集	倍率	応募	募集	倍率	応募	募集	倍率	応募	募集	倍率
0歳	151	155	0.97	139	162	0.86	164	163	1.01	150	181	0.83	140	180	0.78	193	182	1.06
1歳	150	122	1.23	188	128	1.47	187	126	1.48	181	132	1.37	170	131	1.3	176	124	1.42
2歳	90	41	2.2	74	39	1.9	105	57	1.84	85	63	1.35	100	59	1.69	80	55	1.45
3歳	35	49	0.71	64	32	2	87	48	1.81	61	46	1.33	78	37	2.11	92	46	2
4歳	29	60	0.48	20	62	0.32	69	36	1.92	52	6	8.67	62	23	2.7	67	6	11.17
5歳																		
計	455	427	1.07	485	423	1.15	612	430	1.42	529	428	1.24	550	430	1.28	608	413	1.47

【図表】3-8 保育園待機児童の状況

単位＝人

年度（基準日）	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳	合計	
						旧定義	新定義
平成12年5月1日	11	11	10		2	34	
平成13年5月1日	10	57	21	15	6	109	
平成14年5月1日	29	31	25	18	9	112	98
平成15年5月1日	1	21	5	10	17	54	51
平成16年5月1日	3	15	13	10	9	50	44
平成17年4月1日	11	16	1	11	19		58

※1 合計欄にある「新定義」は、平成14年4月から導入された。（※4 参照）

※2 児童福祉法の改正に伴う、待機児童数50人以上の区市町村への保育計画策定義務は、平成16年4月1日から施行された。（P15 1(1) 参照）

※3 合計欄のうち、平成16年までの「旧定義」（※4 参照）欄は、「子育て支援計画（次世代育成支援行動計画）」に掲載している数である。

※4 待機児童の定義について

平成14年度（下記①は平成16年度追加）からの新定義では、認可保育所に申込みをしたにもかかわらず入所していない児童のうち新たに、次に該当する児童を除くこととなった。

①国庫補助事業による家庭的保育事業、特定保育で保育されている児童（国制度の保育ママ等）

②地方公共団体における単独保育施策において保育されている児童（認証保育所、保育室、保育ママ等）

③他に入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合

〔①は、平成16年3月23日付け雇児保発第0323001号「保育所入所待機児童数調査及び一時保育の実施状況調査の依頼について」、②及び③は、平成14年1月31日付け雇児保発第0131001号「保育所入所待機児童数調査の依頼について」による。〕

3 計画の目標

「子育て支援計画」（次世代育成支援行動計画）で掲げる、「安心して子どもを生み、育てることのできる子育て環境の整備を進める。」という目標を達成する中で、とりわけ「子育てと仕事の両立のために」についての保育施策の充実を図り、待機児童の解消を目指します。

4 施策の方向性

平成18年度において具体的な施策を実施するとともに、平成19年度以降についても、保育需要の変動に対応できる施策を検討します。

5 事業

「子育てと仕事の両立」で「区立保育園の整備及び定員の拡大」「認証保育所整備」「幼稚園・保育園の一元化施設の整備」を掲げていますが、この部分を以下のように補充します。

(1) 子育てと仕事との両立

No.	事業名	概要	現況	平成17～21年度	所管課
2	区立保育園の整備及び定員の拡大	区立保育園の耐震補強工事や施設の中・長期的な計画に併せて、内装及びレイアウトの変更などで保育室の面積を調整し、入所枠の拡充を図る。	区立保育園で耐震補強、内装改修工事を行い、入所枠の拡充を実施。 15年度は、久堅保育園の改修を行った。 16年度は、定員を6人拡大。	耐震補強工事に併せ、内装改修及び設備整備を行なうとともに、定員の拡大を図る。 (実施予定5園) 平成18年度に大塚保育園の定員を7名増員する。	福祉部 保育課
11	認証保育所整備	認可保育所ではこたえきれない都市型保育ニーズに対応するため、東京都が独自の基準で認証する認証保育所の充実を図る。	平成13年度にA型認証保育所1園、14年度にB型1園、15年度にA型1園を開設。	待機児童数の動向を見ながら、認証保育所の新設等拡充を図る。 (A型1か所) 平成18年度に定員30名のA型を1か所開設する。	福祉部 保育課

No.	事業名	概要	現況	平成17～21年度	所管課
13	幼稚園・保育園 の一元化施設の 整備	保護者の子育ての選択肢の拡大を図るため、幼稚園・保育園とは異なる新たな選択肢として、また保育園の待機児対策として幼稚園・保育園の一元化施設を整備する。	幼稚園・保育園の一元化施設を公設のモデル園として設置すべきとの教育改革区民会議の答申を踏まえ、具体的内容を検討中。	公設のモデル園を整備し、開設する。 (平成18年度) 平成18年度に 幼保一元化施設(柳町こどもの森) を開設する。これにより1歳から5歳までの定員58名を確保する。	学校教育 部教育 改革 担当課 (福祉 部保育 課)
<p>* No.は「子育て支援計画」(次世代育成支援行動計画)の計画番号</p> <p>平成18年度中において上記の事業を追加実施することにより、保育需要にこたえるため95名の定員増を実施します。</p> <p>6 計画の進行管理 本計画の進捗状況については、「子育て支援計画」(次世代育成支援行動計画)の中で進行管理を行います。</p>					

3 高齢者・介護保険に関すること

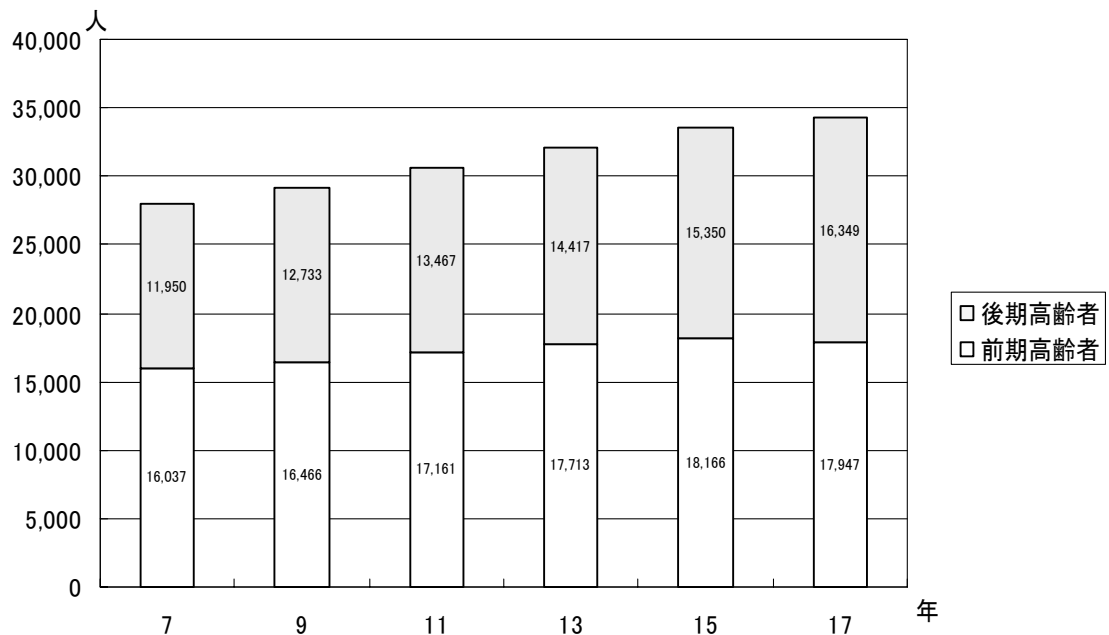
(1) 高齢者の現状

○ 本区の人口は、昭和38年をピークに平成10年まで減少を続けましたが、その後は増加に転じ、平成17年1月1日現在では177,843人となっています。一方、65歳以上の高齢者は平成7年1月1日現在27,987人でしたが、平成17年1月1日現在では34,296人となりました。高齢化率（全人口に占める65歳以上の割合）は16.6%から19.3%となり、この10年間で急速に高齢化が進んだこととなります。

高齢者は今後も緩やかに増加していきますが、生産年齢人口の増加もあり、最近ではその比率は鈍化する傾向を示し、ここ4年ほどは本区の高齢化率は落ち着いてきています。

なお、65歳から74歳までの前期高齢者と75歳以上の後期高齢者の割合をみると、平成7年では、57%対43%と前期高齢者がほぼ6割を占めていましたが、平成17年になると、52%対48%と5割近くまで減少し、長寿化を反映して後期高齢者の占める割合が高くなっています。

【図表】3-9 高齢者人口の推移



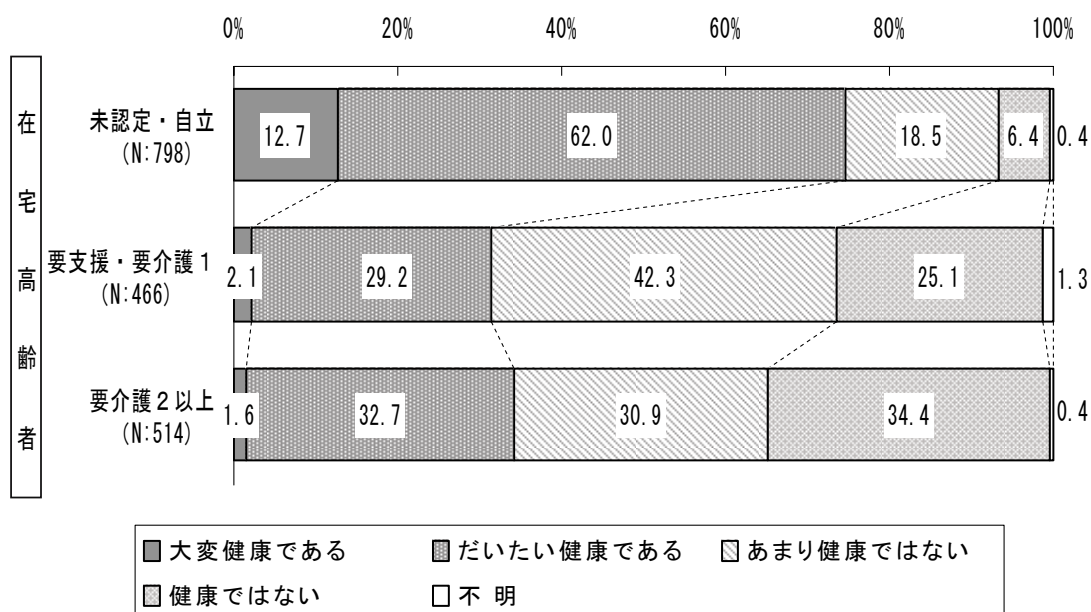
資料：文京区人口統計資料(各年1月1日現在)

○ 本区の高齢化率を23区全体でみると、本区は8番目に高く、23区平均の18.3%を上回っています。東京都平均は17.9%となっていますが、全国平

均では19.8%と本区を上回っています（平成17年1月1日現在）。

- 平成16年度に実施した「文京区高齢者実態調査」から高齢者の健康状態についてみると、介護保険制度における未認定・自立では、「大変健康である」と「だいたい健康である」を合わせて、7割以上が健康であるという認識を示しています。要支援・要介護1や要介護2以上でも、3割以上が自らの健康状態について同様に答えています。

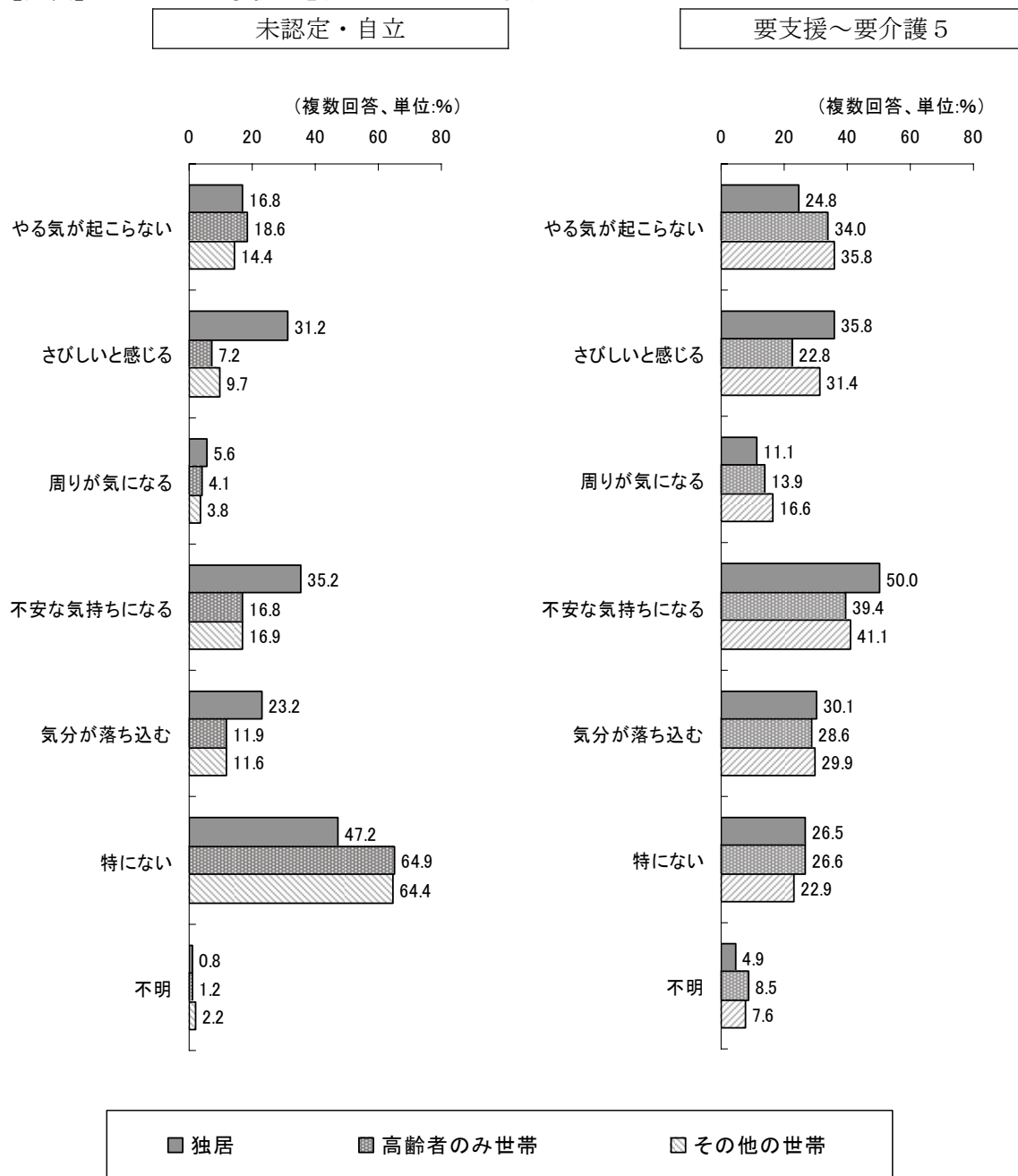
【図表】3-10 在宅高齢者の介護度別健康状態



資料：文京区高齢者実態調査報告書（平成17年3月）

- 同じく、現在の生活の場所について尋ねたところ、未認定・自立では93.7%、要支援・要介護1では88.8%、要介護2以上では73.2%が自宅で生活し、これ以外では医療機関や介護保険施設等が生活の場所となっています。
- また、心理的状况について尋ねたところ、家族形態別にみると、未認定・自立、要支援～要介護5ともに、独居世帯では「さびしいと感じる」や「不安な気持ちになる」などの心理的状况にある人が多くなっています。
（【図表】3-11）

【図表】 3-1-1 家族形態別にみた心理的状況



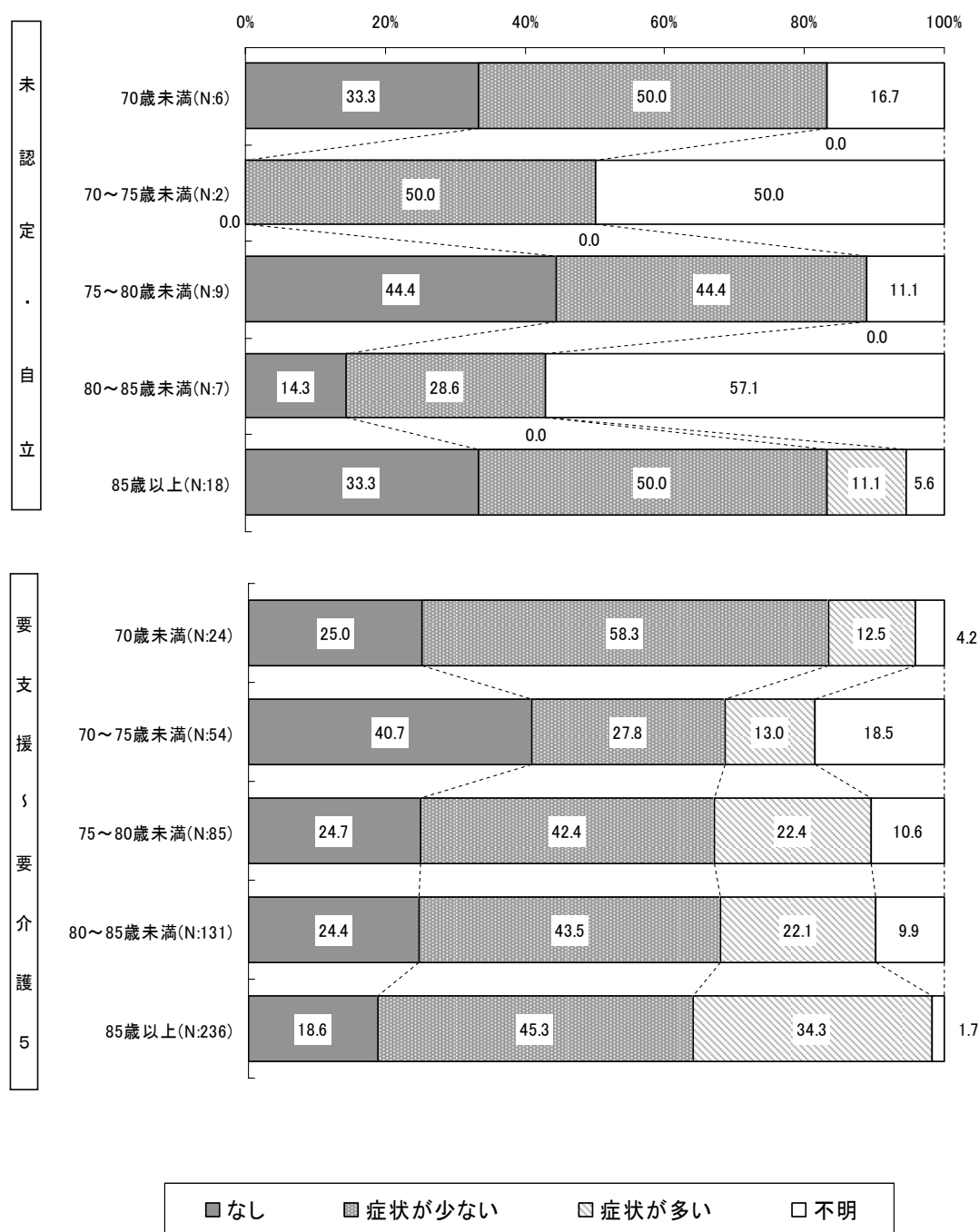
N:	未認定・自立	要支援～要介護5
独居	125	226
高齢者のみ世帯	345	259
その他の世帯	320	475

資料：文京区高齢者実態調査報告書（平成17年3月）

- 認知症に関する調査では、要支援・要介護認定者について年齢別に認知症の可能性のある症状の数を見ると、70歳未満では12.5%、70歳から75歳未満では13%が「症状が多い」としていますが、75歳以上になると、その割合が増加して20%以上となり、85歳以上では34.3%と年齢とともに認知症の可

能性がある症状の割合が高くなる傾向が顕著になっています。

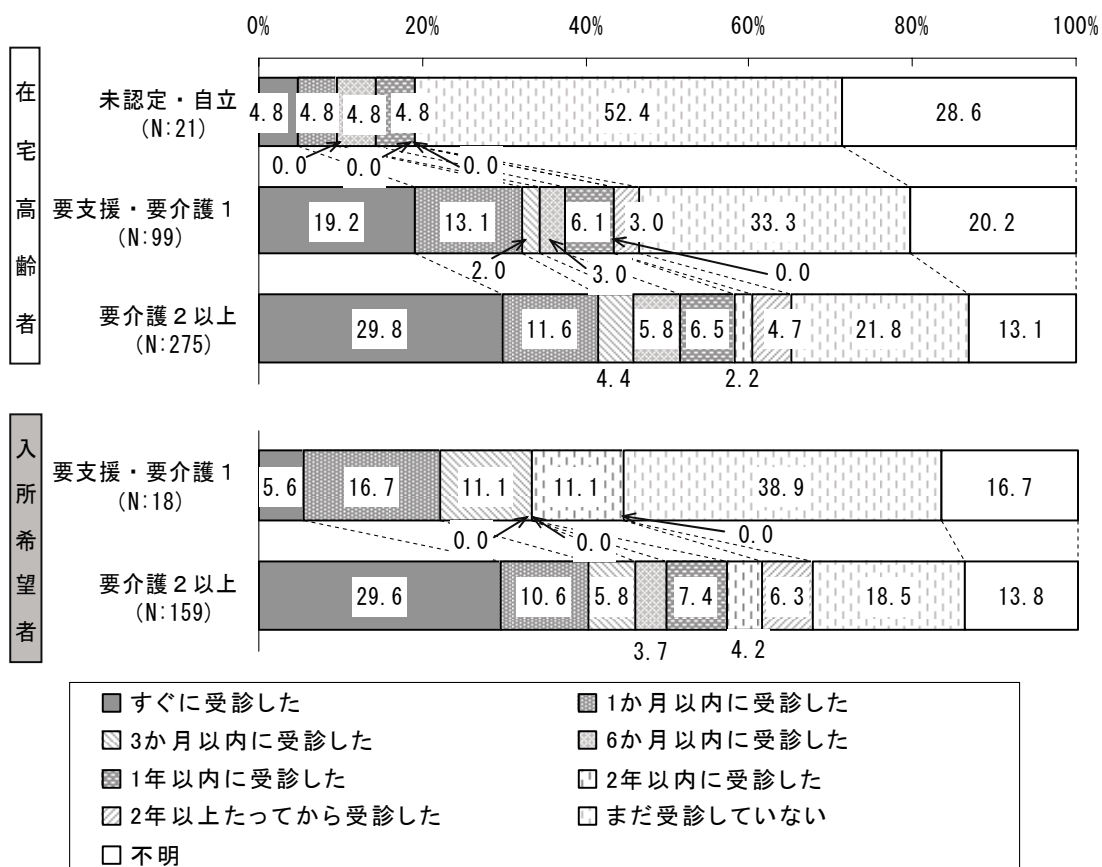
【図表】 3-12 年齢別にみた認知症の可能性のある症状の数



資料：文京区高齢者実態調査報告書（平成17年3月）

- 同様に、認知症の可能性のある症状で受診するまでの期間をみると、3～4割が1か月以内に受診している一方、2～3割は「まだ受診していない」となっています。

【図表】 3-13 認知症の可能性のある症状で受診するまでの期間

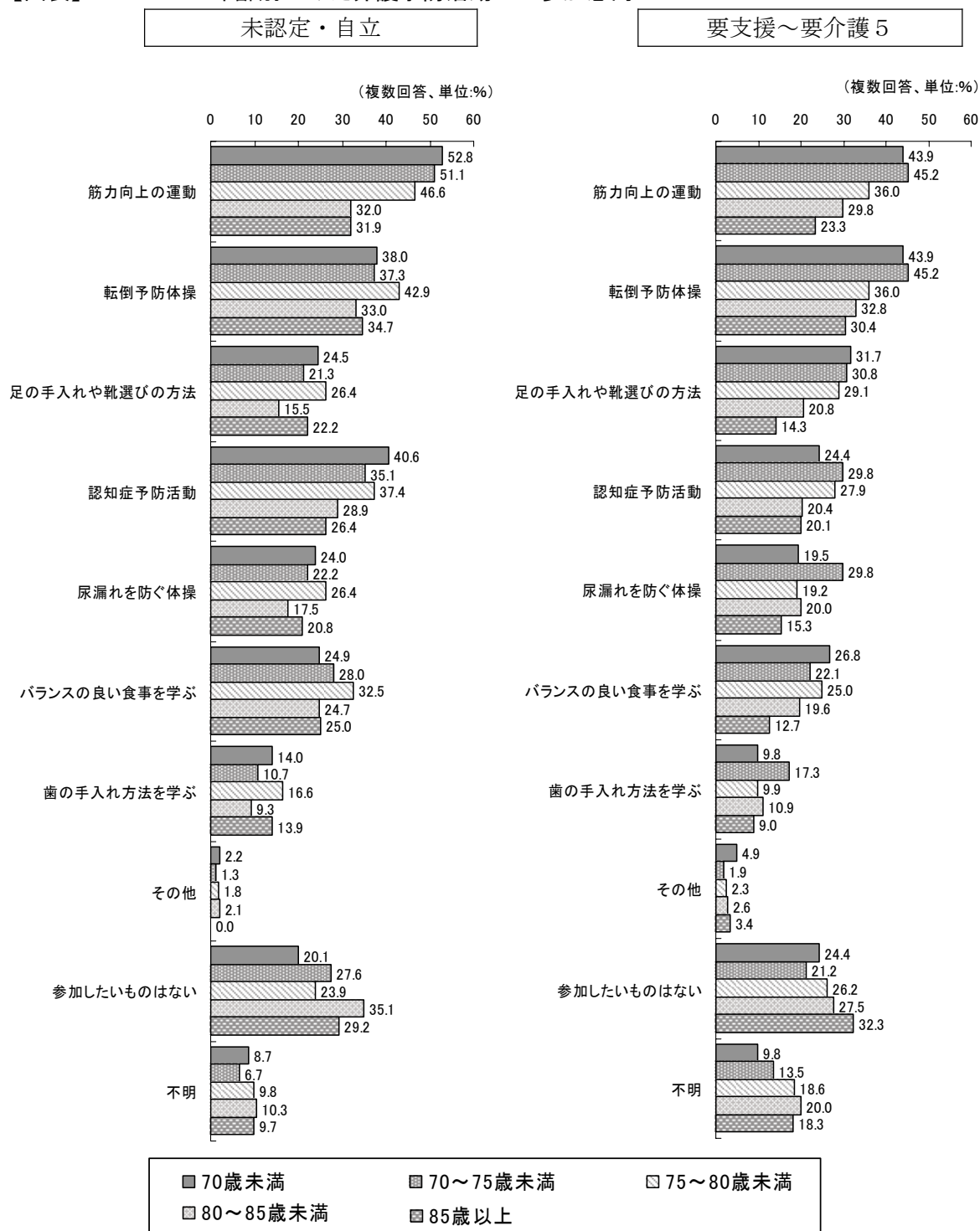


資料：文京区高齢者実態調査報告書（平成17年3月）

- 介護予防活動への参加意向について年齢別にみると、全般的に年齢の上昇とともに参加意向は低くなる傾向があります。未認定・自立では、75歳～80歳未満で「転倒予防体操」、「バランスの良い食事を学ぶ」などの参加意向が高くなっています。

（【図表】 3-14）

【図表】 3-14 年齢別にみた介護予防活動への参加意向

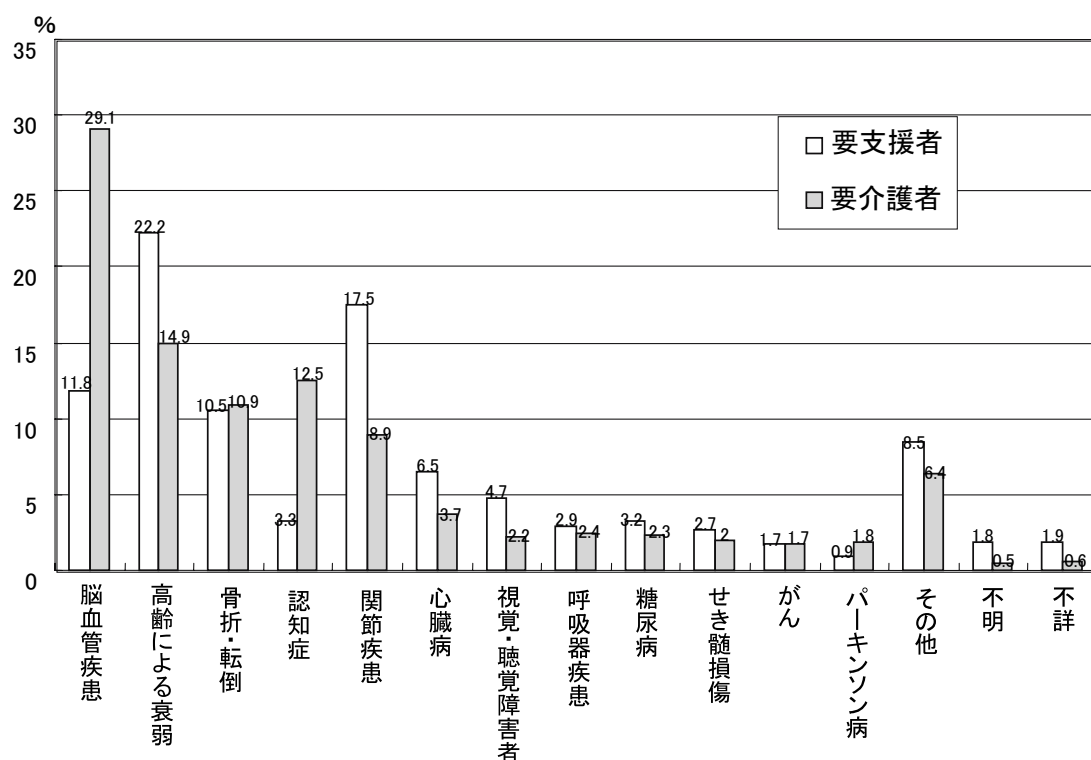


N:	未認定・自立	要支援～要介護5
70歳未満	229	41
70～75歳未満	225	104
75～80歳未満	163	172
80～85歳未満	97	265
85歳以上	72	378

資料：文京区高齢者実態調査報告書（平成17年3月）

- 平成16年の「国民生活基礎調査」によると、介護が必要となった主な原因をみると、要支援者では高齢による衰弱が22.2%、関節疾患（リウマチ等）が17.5%、脳血管疾患（脳卒中等）が11.8%の順となっています。要介護者では脳血管疾患（脳卒中等）が29.1%と多く、要介護度が高いほど割合も多くなっています。以下、高齢による衰弱14.9%、認知症12.5%、骨折・転倒10.9%の順となっています。

【図表】 3-15 要介護度別にみた介護が必要となった主な原因の構成割合



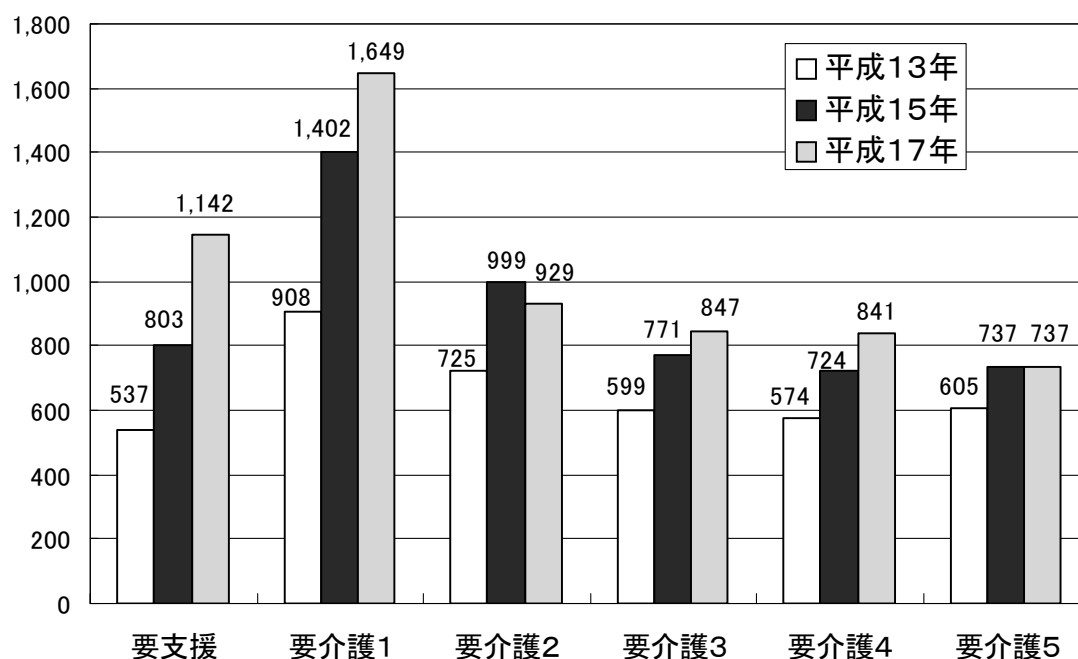
資料：国民生活基礎調査（平成16年6月現在）

- 要介護・要支援認定者は、制度開始1年後の平成13年4月では3,948人でしたが、平成15年4月に5,436人、平成17年4月には6,145人（うち第1号被保険者*5,982人）と増加傾向にあり、第1号被保険者全体に占める要介護等認定者の割合（認定率）は、17.1%となっています。平成13年4月と平成17年4月の要介護度別の状況を比較すると、要介護4及び要介護5の構成比率が低くなる一方、要支援及び要介護1の軽度者の増加が著しくなっています。（【図表】 3-16）

第1号被保険者 区内に住所を有する65歳以上の人。ただし、第1号被保険者が介護保険施設に入所するために住所を変更した場合は、住所地特例として変更前の区市町村の被保険者となります。

【図表】 3-16 要介護・要支援認定者の推移

単位：人



資料：文京の介護保険（平成17年版）

- 要介護・要支援認定者の年齢構成は、平成17年4月時点で、6,145人中、65歳から74歳までの前期高齢者が803人（13.1%）、75歳以上の後期高齢者が5,179人（84.3%）、そして40歳から64歳までの第2号被保険者*が163人（2.6%）となっており、後期高齢者が圧倒的に多くを占めています。これを認定率で見ると、前期高齢者が4.4%であるのに対し、後期高齢者は30.7%となっています。
- 東京都国民健康保険団体連合会*の資料から、65歳以上の第1号被保険者の人が納める介護保険料と第1号被保険者一人当たりの給付額をみると、本区の基準月額3,317円の保険料に対し、給付額は22,281円となっています。（平成16年4月現在）。これを東京都全体で見ると、基準月額3,273円の保険料に対し、給付額は17,782円となり、本区の給付額は、23区の中で最も高い水準となっています。

第2号被保険者 区内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者。ただし、第2号被保険者については、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定める特定疾病により、要介護・要支援状態となった場合に限り認定される点が第1号被保険者と異なります。

東京都国民健康保険団体連合会 国民健康保険法に基づき、東京都の区市町村（保険者）が共同して国民健康保険事業の健全な運営を確保し、社会保障及び国民保健の向上を図ることを目的として設立された団体。介護保険においては、介護給付費審査支払事業や介護サービスに関する苦情対応業務等を行っています。

(2) 高齢者・介護保険に関する重点課題

○ 活動的な85歳を目指す介護予防システムの確立

要支援・要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるよう区民を啓発し、区民に分かりやすく、参加しやすい介護予防事業を体系化し、効果的な介護予防システムの確立・周知に取り組んでいきます。

その中でも特に要支援・要介護状態になるおそれがある場合には、一人ひとりの状況に合った介護予防ケアマネジメントを実施できる体制を整え、「地域支援事業」として介護予防事業を推進します。

○ 生活機能の維持向上を目指す介護予防

要支援・要介護となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、生活機能の維持向上に努めるよう区民を啓発します。そのために、要支援者に対しては適切な介護予防ケアマネジメントに基づく新予防給付を提供できる体制を整備します。

また要介護者に対しては、可能な限り居宅において、心身の状況に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持向上につながる適切なケアマネジメント並びに介護サービスを提供できる体制を整備します。

○ 日常生活圏域の設定と面的基盤整備

認知症を発症したり身体介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らすために、身近な場所で切れ目のないサービスを継続的に利用できることが求められています。このようなニーズに対応して、福祉・保健・医療関連の施設や住まい、公共施設、交通網、人的ネットワーク等の要素が有機的に連携して、生活を支える地域ケアを推進するために日常生活圏域を設定し、その圏域ごとに様々なサービス拠点が連携する面の整備を図ります。その上で、区民もネットワークやサービスの担い手として参加する面的基盤整備を推進します。

○ 地域包括支援センターを核とする地域密着の支援体制

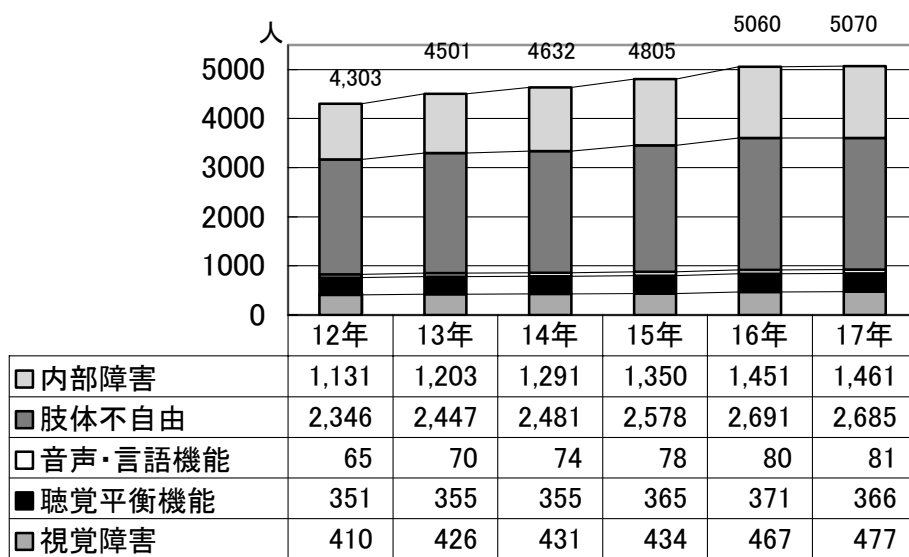
日常生活圏域には、その圏域における地域ケアの中核機関として地域包括支援センターを1か所設置して、これまで在宅介護支援センターが担ってきた機能を充実・強化していきます。具体的には、総合的な相談窓口、介護予防ケアマネジメント、関係機関との調整やケアマネジャーのバックアップなどの包括的支援事業を実施します。また、介護サービスを中心に様々な支援が継続的・包括的に提供される体制を整え、地域密着の生活支援に取り組みます。特に、従来にも増して大きな社会問題になっている高齢者に対する虐待や認知症による徘徊等の問題はいかいに取り組み、家族・介護者の支援も行います。

4 障害者・障害児に関すること

(1) 障害者・障害児の現状

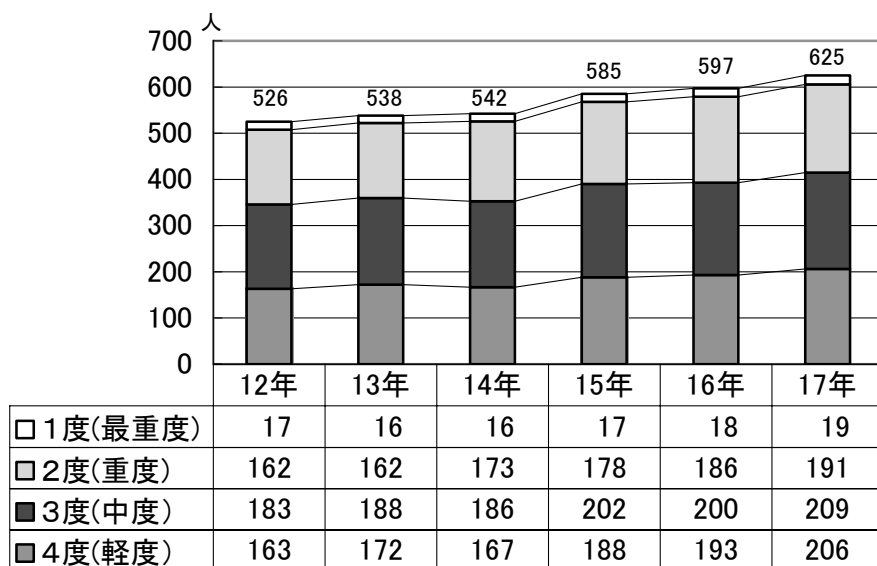
- 本区の障害者、障害児の数は、平成17年4月1日現在、身体障害者手帳所持者が5,070人、愛の手帳所持者（知的障害者）が625人、精神障害者保健福祉手帳所持者が501人となっています。身体障害者の種別では、肢体不自由と内部疾患で全体の81.8%を占め、愛の手帳では、3度（中度）と4度（軽度）で全体の66.4%を占めています。
- 手帳所持者数を5年前の平成12年と比較すると身体障害者手帳所持者が17.8%、愛の手帳所持者が18.8%の増加となっています。身体障害者手帳所持者では、数では肢体不自由が最も増加し（339人）、増加率では、内部疾患が最も増加しています（29.2%）。愛の手帳所持者では、数、割合とも4度の増加が顕著です（43人、26.4%増）。精神障害者保健福祉手帳所持者については、5年前の平成12年と比較すると3倍に増加しています。
- 身体障害者手帳所持者のうち、1（最重度）・2級の手帳所持者の割合は、全体の52.0%を占めており、障害の重度化の傾向が見られます。身体障害を年齢でとらえると、65歳以上の高齢者が約半数を占めており（45.5%）、身体障害者の高齢化の傾向をうかがうことができます。
- 愛の手帳所持者のうち、1・2度の手帳所持者の割合は、全体の33.6%であり、5年前の34.0%に比べると微減しています。
- 精神障害者保健福祉手帳は、精神保健福祉法第45条により、平成7年10月から交付されることになりました。一方、同法第32条による通院医療費公費負担制度の利用者は、平成17年4月1日現在1,407人で、5年前の平成12年（874人）と比較すると61.0%の増加となっています。

【図表】 3－17 身体障害者手帳所持者数の推移



(各年4月1日現在)

【図表】 3－18 愛の手帳所持者数の推移



(各年4月1日現在)

○ 平成17年4月1日現在の施設への入所者は、下表のとおりとなっています。

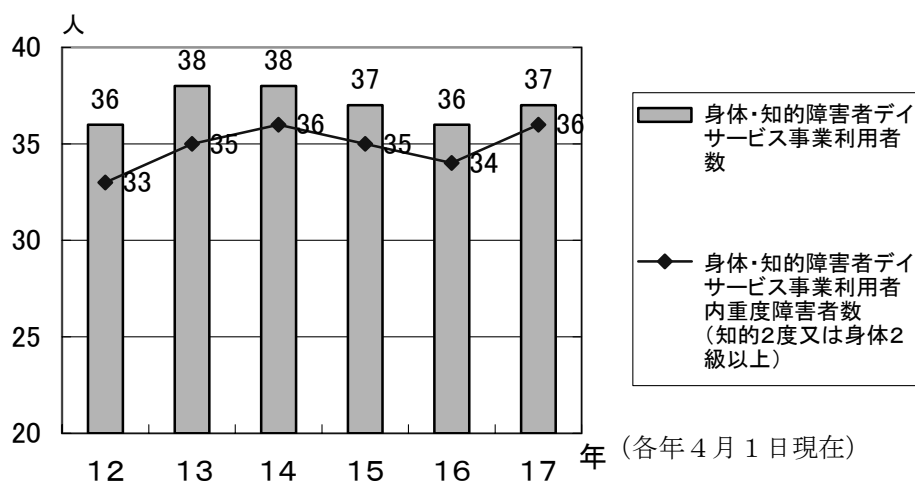
【図表】3-19 更生施設等入所者数（平成17年4月1日現在）

		都内	都外	合計
身体障害者	更生施設	1人	2人	3人
	授産施設	4人	0人	4人
	療護施設	3人	2人	5人
	計	8人	4人	12人
知的障害者	更生施設	80人	51人	131人
	授産施設	10人	3人	13人
	通 勤 寮	2人	0人	2人
	計	92人	54人	146人

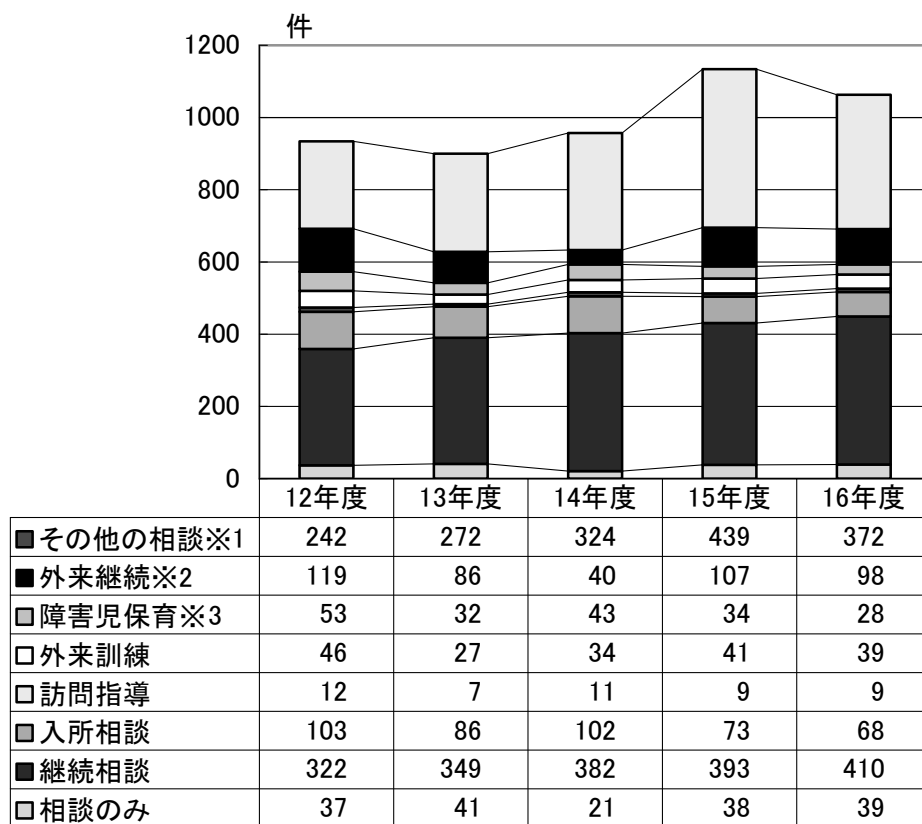
○ 平成15年度から支援費制度が導入され、文京福祉センター成人指導訓練部門は、支援費制度に基づく知的・身体デイサービス事業に変更となりました。このうち、知的デイサービス事業は、平成16年度から本郷福祉センターに移管されています。重度化率（知的2度又は身体2級以上）は、平成17年4月1日現在97.3%となっています。

文京福祉センターにおける身体・知的障害者デイサービス事業利用者数及び療育相談件数の推移は、次のとおりです。

【図表】3-20 身体・知的障害者デイサービス事業利用者数の推移
（14年度までは文京福祉センターの成人指導訓練事業）



【図表】 3-2-1 文京福祉センターの療育相談件数の推移



※1 就園・就学相談、個別カウンセリング、発達評価、他機関職員等の相談など

※2 他機関在籍児のグループ指導の実績

※3 新規の判定業務と巡回指導件数など

資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（平成17年版）

- 社会福祉基礎構造改革のひとつとして、障害者の福祉サービス利用に関しては、平成15年度より「措置制度」（行政がサービスの受け手を特定し、サービス内容を決定する仕組み）から「支援費制度」（障害者の自己決定を尊重し、自らの利用したいサービスとサービス事業者を選択し、直接契約する仕組み）へ原則的に移行しました。
- 支援費制度に移行したことにより、本区における障害者の居宅介護支援サービスの例をとるとその伸びは、措置制度の最終年（平成14年度）を100とした場合、15年度は、162、16年度は、204と大幅に伸びています。
- このような中、国は、「障害者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づいて自立支援の観点から提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設すること」として、障害者自立支援法を制定

しました。

この法律による改革の主なポイントは次のとおりです。

- ① 障害者の福祉サービスを「一元化」
- ② 利用者本位のサービス体系に再編
- ③ 障害者が「もっと働ける社会」に就労支援の抜本的強化
- ④ 公平なサービス利用のための「手続きや基準の透明化、明確化」
- ⑤ 増大する福祉サービス等の費用を皆で負担し支え合う仕組みの強化
 - (i) 利用したサービスの量や所得に応じた「公平な負担」
 - (ii) 国の「財政責任の明確化」

○ また、新たに発達障害者支援法が成立し、平成17年4月に施行されました。この法律では、発達障害者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図ることにより福祉の増進に寄与することを目的とし、早期発見、発達支援、就労支援及び生活支援等を国や自治体の責務としています。

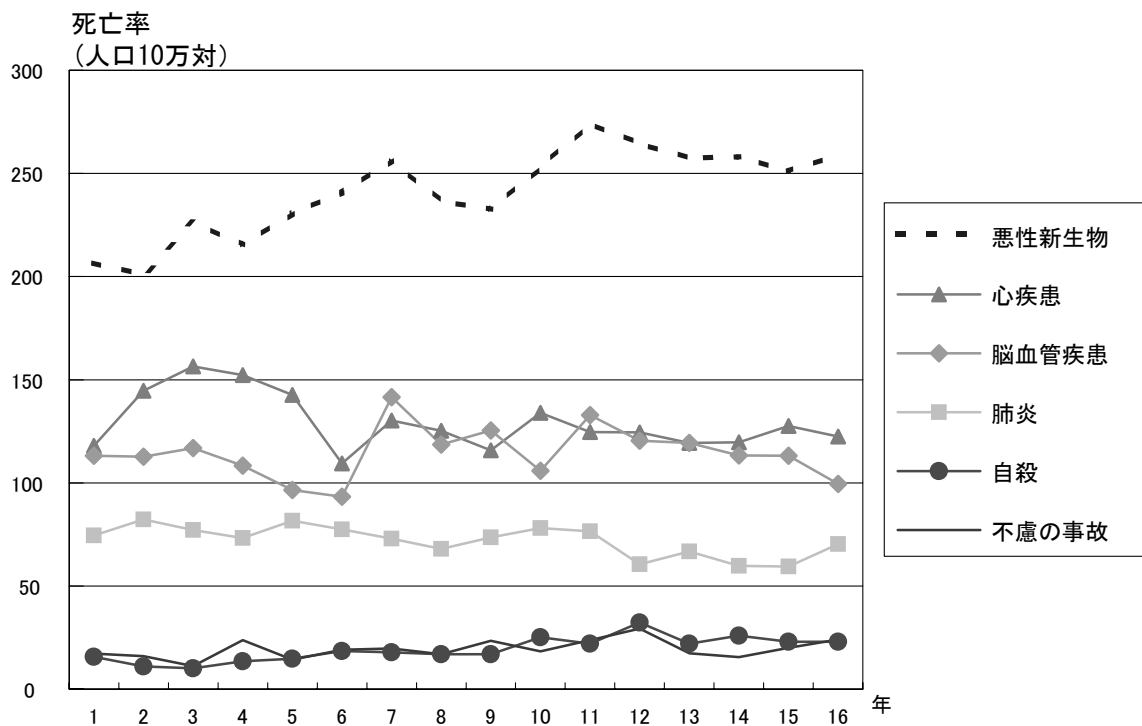
○ 区としては、障害者の生活と自立支援のための施策を充実させることが重要であるとの考えのもと、これらの改正の動きに沿って、障害者福祉施策を実施していきます。そのためにも、障害者（児）実態・意向調査を実施し、その結果を踏まえて、地域福祉計画（障害者計画）の改定を18年度に行います。

5 地域保健に関すること

(1) 地域保健医療の現状

- 少子化・高齢化の進展や医療技術の進歩等に伴い、疾病構造が大きく変化するとともに、健康に関する課題や区民の保健医療へのニーズにも変化がみられます。
- 平成12年の本区の平均寿命は男性77.68歳、女性84.30歳となっています。人生80年が現実となっている今日では、単に「長く生きること」だけでなく、「より健康的に長く生きること」が望まれるようになっていきます。
- 本区の平成16年の死因別死亡者数をみますと、第1位は悪性新生物、第2位は心疾患、第3位は脳血管疾患となっており、いわゆる生活習慣病が上位を占めています。また、40歳以上の区民を対象とした健康診査の結果では、高脂血症、高血圧、糖尿病などの生活習慣病の疑いが最も多くなっています。

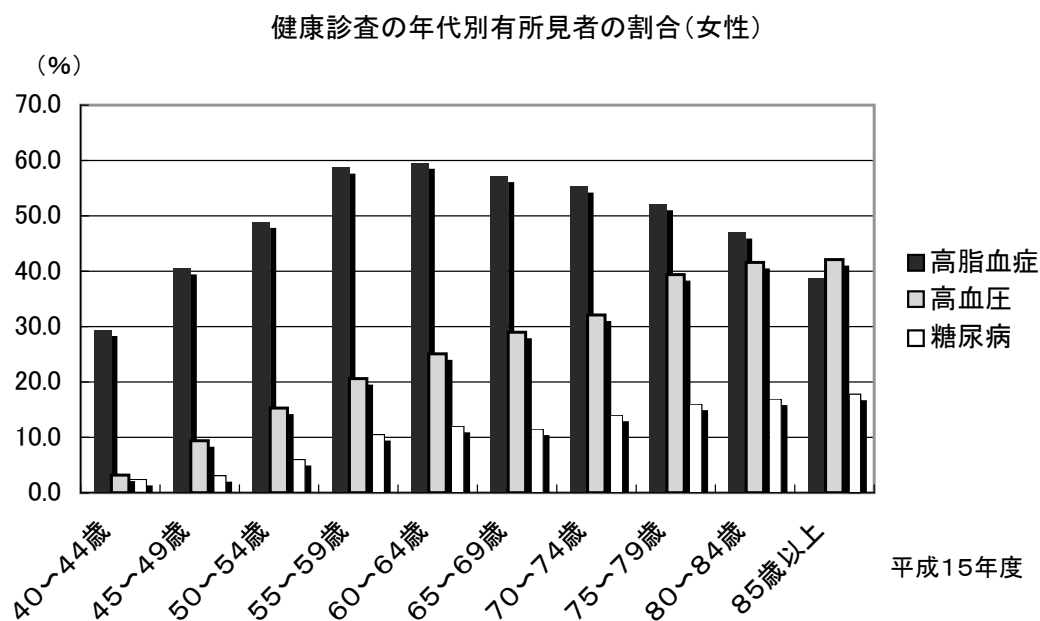
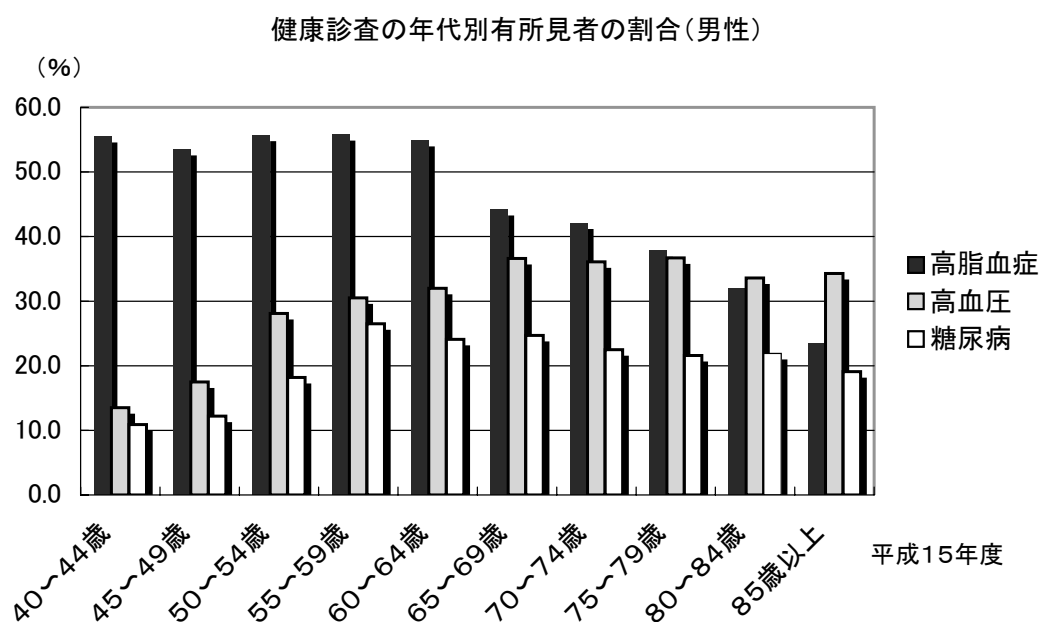
【図表】3-22 主要死因別死亡者数の推移



資料：文京区保健衛生事業概要

- 生活習慣病は、寝たきりの要因となったり、死亡の原因となるなど、中高年期のQOL（生活の質）に大きな影響を与える一方で、生活習慣を改善することにより疾病の発生や進行の予防が可能です。

【図表】 3-2-3 基本健康診査の年代別、性別の主な所見内訳



- 区では、ライフステージに応じた健康診査やがん検診等を実施することにより、疾病を早期発見し適切な治療に結びつけるよう努めているほか、健康教育等を行い区民の健康づくりの支援を行っています。
- また、健康日本21の地方計画として健康ぶんきょう21を策定し、生活習慣病の一次予防に向けた具体的な行動目標を提案しています。
- 子どもをめぐる社会環境の変化も著しく、少子化に伴う育児不安や子どもへの虐待の増加も大きな社会問題となっています。今後、虐待の発生を予防するために、支援を必要とする区民にきめ細かい母子保健サービスを通じた育児支援が重要となってきています。
- 区では、乳幼児健康診査や育児相談等を実施し、疾病や異常の早期発見に努めるとともに、保健指導を行うことにより子育てに関する不安や悩みの解決を図っています。
- 難病対策としては、難病患者と家族のための個別療養相談や家庭訪問を実施するなど在宅療養の支援に努めています。
- また、近年では精神障害者のための施策は、入院治療中心から地域ケアを中心とした社会復帰支援へと重点を移しつつあり、区としても精神障害者を対象としたデイケアを実施するほか、通所施設への運営費補助や精神障害者居宅生活支援事業を実施しています。
- 歯科保健に関しては、むし歯と歯周病を予防し、歯と口腔^{こうくう}の健康度を高め、ていくことを目指して、就学時前の乳幼児に対する歯科保健相談をはじめ、成人歯科健診、心身障害者歯科健診及び歯科診療、在宅寝たきり高齢者歯科訪問健診を実施しています。
- 感染症の集団発生や大規模な食中毒等の発生を未然に防ぐために、予防や拡大防止への取り組みの重要性が高まっています。
- 区では感染症の発生動向を医療機関や福祉施設等との連携により、迅速な情報収集に努めており、必要に応じて施設への立入り調査や指導を行っています。また、原因が不明な場合や大規模な健康危機が発生した場合には、健康危機管理マニュアルによって対応することになっています。
- 医療基盤の整備は東京都の策定した東京都保健医療計画により進められており、平成17年3月末現在において、文京区内には病院11か所、診療所264か所、歯科診療所237か所の医療機関があり、恵まれた医療基盤を有しています。このような状況の中で、区民の健康の保持・増進を推進するため

に、区はかかりつけ医・歯科医の定着促進や、休日等の診療機能の確保、病診連携の推進などに取り組んでいます。

東京都保健医療計画

- 東京都保健医療計画は、東京都が保健医療の充実を計画的に図っていくため医療法に基づいて策定したものであり、その中で医療基盤については一次、二次、三次保健医療圏を設定し、それぞれの役割に基づき保健医療サービスの提供体制の整備を行うこととなっています。
- 一次保健医療圏は、住民の日常生活を支える健康相談、健康管理や一般的な傷病の治療など、住民に密着した保健医療サービス提供体制の整備を図るための地域的単位で、区市町村を区域としています。本区では、地域福祉計画の保健計画と健康ぶんきょう21を併せて、区の保健医療に関する計画と位置づけています。
- 二次保健医療圏は、病床数など入院医療を含む包括的な保健医療サービスを提供し整備を図るための地域的単位であり、文京区は千代田区、中央区、港区、台東区とともに区中央部保健医療圏に属しています。区中央部保健医療圏には、平成11年10月1日現在で病院67施設（病床数15,834床）、一般診療所1,762か所、歯科診療所1,822か所あり、東京都の二次保健医療圏の中で、人口10万人当たりの医療施設数が最も多い医療圏となっています。
- 三次保健医療圏は東京都全域を区域としており、特殊な医療の提供、精神病床、感染症病床、結核病床など、広域での対応が必要な保健医療サービス提供体制の整備を図ることとしています。

(2) 地域保健医療に関する重点課題

○ 生活習慣病の予防

現在、死因においても総患者数においても、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病など生活習慣がかかわる疾患が大きな部分を占めており、生活習慣病の予防は大きな課題です。

本区では、生活習慣の改善を図ることにより生活習慣病の発病を予防する「一次予防」に重点を置いた区民の健康づくり計画「健康ぶんきょう21」を策定し、分野別の行動目標を掲げており様々な取り組みを通じてその達成を図っていきます。

また、生活習慣病の早期発見、早期治療を目的とした「二次予防」、生活の質の維持向上を目的とした「三次予防」にも引き続き取り組んでいきます。

○ 難病対策及び精神障害施策の充実

精神障害者が住みなれた地域社会で自立した生活を送るためには、社会復帰施設の整備とともに、地域生活を支えるサービスの充実が必要です。

精神障害者の社会復帰・社会参加を促進する社会資源やサービスのメニュー(居宅生活支援事業等)は整いつつありますが、他の障害と比較して利用できるサービスの量はまだ少ないのが現状です。退院の促進、地域生活の推進は重要な課題となっており、今後もグループホーム、ホームヘルプ、ショートステイ等の事業の充実に努めます。

また、平成18年の障害者自立支援法施行を踏まえ、精神障害者の社会復帰や地域生活支援に関する施策について検討を進めていきます。

難病対策については引き続き保健、医療、福祉の連携を深め、患者の療養支援を進めます。

○ 健康危機への対応

近年、SARS(重症急性呼吸器症候群)や高病原性鳥インフルエンザが近隣の国で流行し、日本での発生が危惧されております。これからも、国際交流の活発化、大量輸送の進展等により様々な新興、再興感染症が国内に流入してくることが考えられます。

また、院内感染事故の発生や、結核に免疫を持たない世代の増加等による結核の集団感染も問題となっており、感染症の予防対策の強化が求められています。

さらに、最近では、国の内外で多数の死傷者が出る震災やテロが続いており、これら大規模な健康危機に対する対応も必要とされています。

このように健康危機が多様化する中、平常時の対策を強化して健康危機の防止に努め、発生時には関係機関との連携を密にして機敏な対応を可能にする体制づくりを進めていきます。

○ **地域医療の連携の推進**

区民の健康を保持・増進するために、区民が必要とする時に、身近な場所で適切な医療を受けることができる体制整備が求められています。

休日等の診療機能を確保するとともに、病院と診療所間の連携推進やかかりつけ医・歯科医・薬局の定着促進を図り、地域の医療環境の向上に努めます。

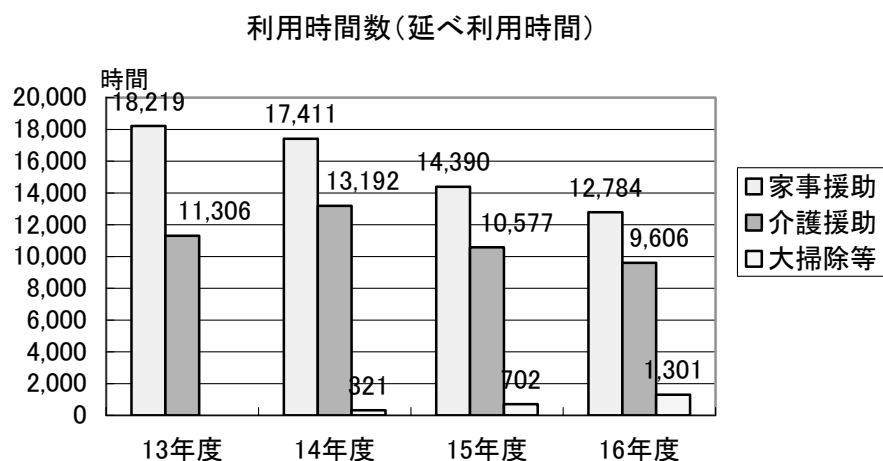
6 地域福祉の推進に関すること

(1) 地域福祉の推進の現状

- (社福) 文京区社会福祉協議会は、住民が主体となって地域における福祉の問題を解決し、その改善向上を図るため、関係者の協力を得て、地域福祉を推進することを目的として活動しています。

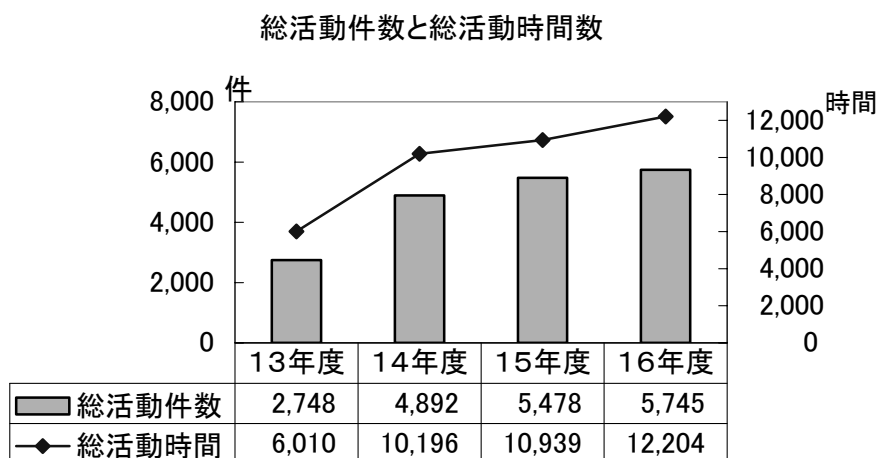
文京区社会福祉協議会では、福祉の地域づくりのために、ボランティア・市民活動センターの運営やNPO活動への支援を行うとともに、地域の協力会員によるホームヘルプサービスや、ふれあいいいききサロン(小地域グループ活動)事業など様々な活動を実施しています。

【図表】 3-24 ホームヘルプサービスの利用状況



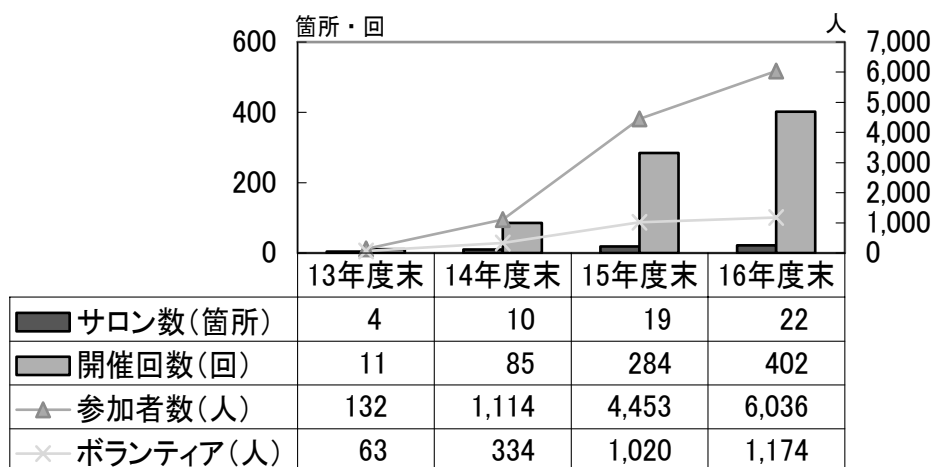
資料：ぶんきょう(文の京)の社会福祉(平成17年版)

【図表】 3-25 ファミリー・サポート・センターの利用状況



資料：ぶんきょう(文の京)の社会福祉(平成17年版)

【図表】 3-26 ふれあいいきいきサロンの設置状況



○ 民生委員は、常に住民の立場に立って地域生活の中で、生活上の様々な問題を抱えている人々の最も身近な地域の相談支援者として、幅広く相談助言や援助活動等を行っています。

また、福祉関係の行政等の機関と協働し、問題がある時は速やかに連絡を取り合う等の調整役としても活動しています。

なお、民生委員は児童委員を兼ねています。民生委員・児童委員は文京区に146人います。

【図表】 3-27 民生委員・児童委員の活動状況

		14年度	15年度	16年度
相談指導件数	高齢者に関する	3,710	3,749	3,142
	障害者に関する	324	327	328
	子どもに関する	932	852	546
	その他	879	786	682
	計	5,845	5,714	4,698
その他活動	調査・実態把握	1,650	9,662	1,406
	行事への参加	5,998	7,325	5,793
	地域福祉・自主活動	2,070	2,623	2,496
	民児協運営研修	5,930	6,365	7,027
	証明事務	240	265	226
	要保護児童発見	108	101	49
訪問連絡	訪問連絡活動	7,146	10,143	6,187
	その他	15,104	24,459	11,369
	委員相互	15,094	14,311	15,170
	その他	7,643	9,249	8,510
活動日数		20,564	21,971	20,566

資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（平成17年版）

- 話し合い員は、孤立しがちなひとり暮らしの高齢者や身体障害者の家庭に定期的に訪問し、生活や身の上の問題の相談相手となっています。
話し合い員は、文京区に44人います。
- 身体障害者相談員は、身体障害者の地域活動の推進、更生援護の相談や指導等を行っています。知的障害者相談員は、知的障害者の家庭での療育や生活等に関する相談・指導・助言等を行っています。
身体障害者相談員は、文京区に6人、知的障害者相談員は、文京区に4人います。
- 青少年対策地区委員会は、青少年の健全育成を図り、様々な青少年問題の解決に向けて活動する自主的な団体で、町会、PTA、保護司会、青少年委員会、民生委員・児童委員協議会、体育指導委員会等多くの団体からの参加によって構成されています。
青少年対策地区委員会は、地域活動センターの管轄区域を単位として9地区に分かれ、「はじめの一步！（文京区青少年健全育成プラン）」に基づく「地区対行動計画」を策定し、それぞれ地域の特徴ある事業を行うとともに、9地区の合同行事等も実施しています。
- 東京直下地震等による災害の発生の可能性が指摘されています。災害時に適切な防災行動をとることが困難な、寝たきり等の高齢者や障害者等の災害要援護者への対策が課題となっています。
- 高齢者の方々が、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、民生委員・児童委員、話し合い員、高齢者クラブ、新聞販売店、警察署、消防署等の様々な協力機関がネットワークをつくり、声かけ・見守り等を行い、緊急対応も含め高齢者の生活を支援しています。このネットワークを、ハートフルネットワークと名付けています。
- 児童虐待防止ネットワークの発足
児童虐待の未然防止、早期発見、迅速・的確な対応を行うため、学校や幼稚園、保育園、児童館、育成室、子ども家庭支援センター、保健サービスセンター、民生委員・児童委員、警察など、子どもにかかわる関係機関による地域ネットワーク組織として、平成17年1月に文京区児童虐待防止ネットワーク連絡会が発足し、3月に「児童虐待防止対応マニュアル（関係機関用）」を作成し関係機関に配布、周知しました。
- 区では、だれもが地域で安心して生活できるよう、ユニバーサルデザイン*

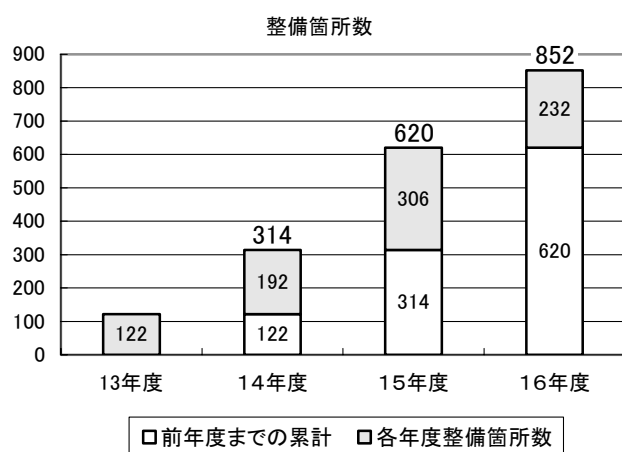
ユニバーサルデザイン あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

の考え方を取り入れた文京区福祉環境整備要綱を制定し、福祉のまちづくりを総合的に進めています。

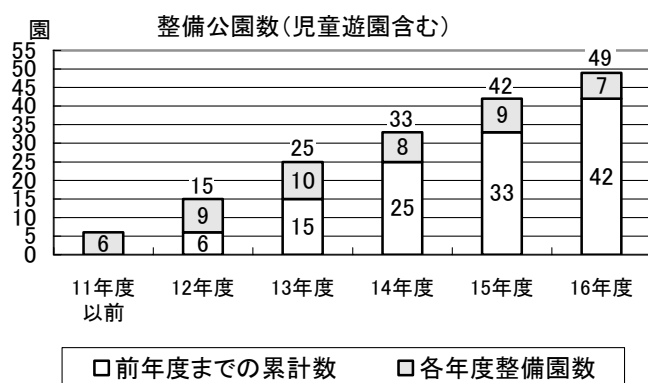
区道については852か所を、公園については49か所をバリアフリー*化しています。(平成16年度末現在)

また、公共的な建築物等の新築や改築の際には、建築主等は構造や設備等への配慮を加えた上で、区と協議することとしています。

【図表】3-28 バリアフリーの道づくりの整備状況

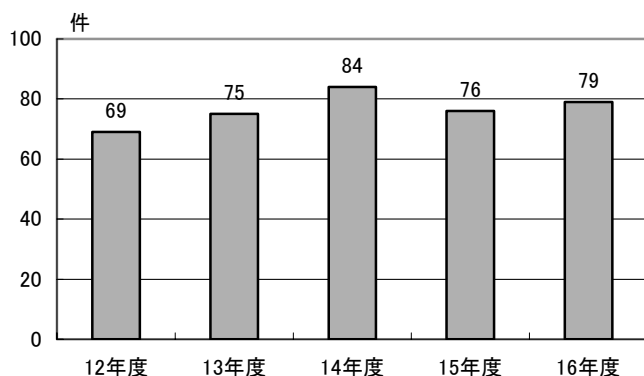


【図表】3-29 バリアフリーの公園づくりの整備状況



バリアフリー 高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)すること。また物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

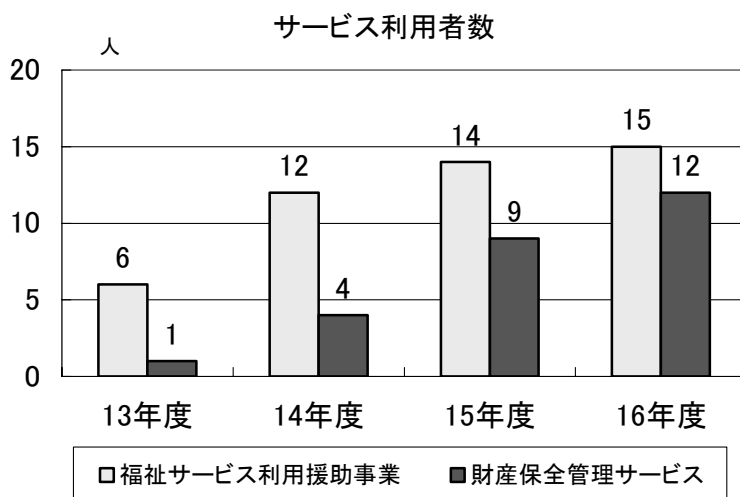
【図表】 3-30 福祉環境整備要綱に基づく協議件数



資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（平成17年版）

- 福祉サービス等の利用に際して、可能な限り利用者本人の判断能力を生かし、自己決定権を尊重するために、福祉サービス利用援助事業*（社会福祉協議会「あんしんサポート文京」）や成年後見制度*についての相談や啓発事業等を社会福祉協議会とともに実施し、制度に対する理解と利用の支援をしています。

【図表】 3-31 あんしんサポート文京の利用件数



資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（平成17年版）

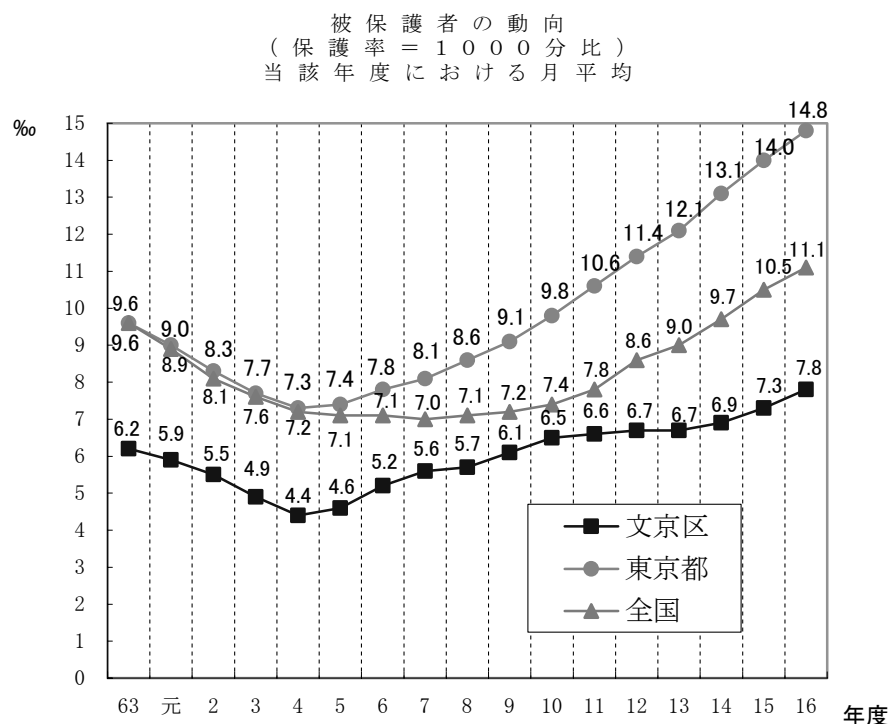
福祉サービス利用援助事業 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等判断能力の不十分な人に対し、福祉サービスの利用援助や、日常的金銭管理等のサービスを行う事業。

成年後見制度 判断能力の不十分な人の財産管理や身上監護を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う制度。「後見」「保佐」「補助」の3区分に分かれた法定後見と、あらかじめ本人が後見人を選ぶ任意後見があります。

○ 生活上の困難を抱え、支援を必要とする人に対して、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するために生活保護を実施しています。

長く続く厳しい雇用・所得環境や高齢化の進行等のため、文京区の保護率の推移をみると、平成7年度の5.6‰から平成16年度の7.8‰へと増加しています。保護の開始及び廃止の世帯数は、平成16年度では開始324世帯、廃止243世帯でした。

【図表】 3-32 被保護者の動向



資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（平成17年版）

(2) 地域福祉の推進に関する重点課題

○ 地域活動団体への支援

地域福祉の推進に当たっては、自助・共助・公助のバランスをとり、それぞれの担うべき役割、責務を適切に分担しながら、地域福祉の推進に努めていく必要があります。住民が主体となって、地域における福祉の問題を解決し、福祉の地域づくりを実践していくために、地域福祉を推進する中心的な団体である文京区社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、話し合い員、青少年対策地区委員会等の地域活動団体等が、地域における様々な活動を推進できるよう支援していきます。

○ 地域福祉を支えるネットワークの充実

災害要援護者に対する対策、高齢者への支援、児童虐待防止等に対して、区民や様々な団体等が様々な角度から支援することが必要です。このため、区民や様々な団体等が協働し、地域福祉を支えていくためのネットワークの充実を図ります。

○ 福祉のまちづくりの推進

だれもが地域で支障なく安心して生活できるよう、引き続き文京区福祉環境整備要綱に基づいて福祉のまちづくりを推進します。ユニバーサルデザインの考え方を取り入れて、安全で使いやすく美しいまちを目指して、道路や公園などの整備を進めます。また、福祉のまちづくりの基礎となる心のバリアフリーの実現を目指します。

○ 福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の啓発の推進

福祉サービスの利用推進や権利擁護のため、福祉サービス利用援助事業(社会福祉協議会「あんしんサポート文京」)及び成年後見制度についての相談や啓発事業等を社会福祉協議会等とともに引き続き実施し、制度に対する理解と利用の支援をしていきます。

第4章 計画事業と目標

1 高齢者・介護保険事業計画

(1) 計画の目標

高齢者が地域の一員として、尊厳を持って自立した生活を送ることができる社会を築いていくことは、これからの高齢社会にとって最も重要なことです。それには高齢者一人ひとりの健康といきがいをはぐくみ、多様な社会参加・交流を促進していくことが必要です。そうした支援とともに、いつまでも健康を維持して長寿を実現するため、日ごろから介護予防に取り組んでいけるよう、身近な場所で気軽に参加できる効果的な介護予防事業を提供します。さらには、介護サービス等により、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けていくことができるよう、必要な施策を展開していきます。

(2) 基本的考え方

次のような基本的考え方に沿って、施策を推進していきます。

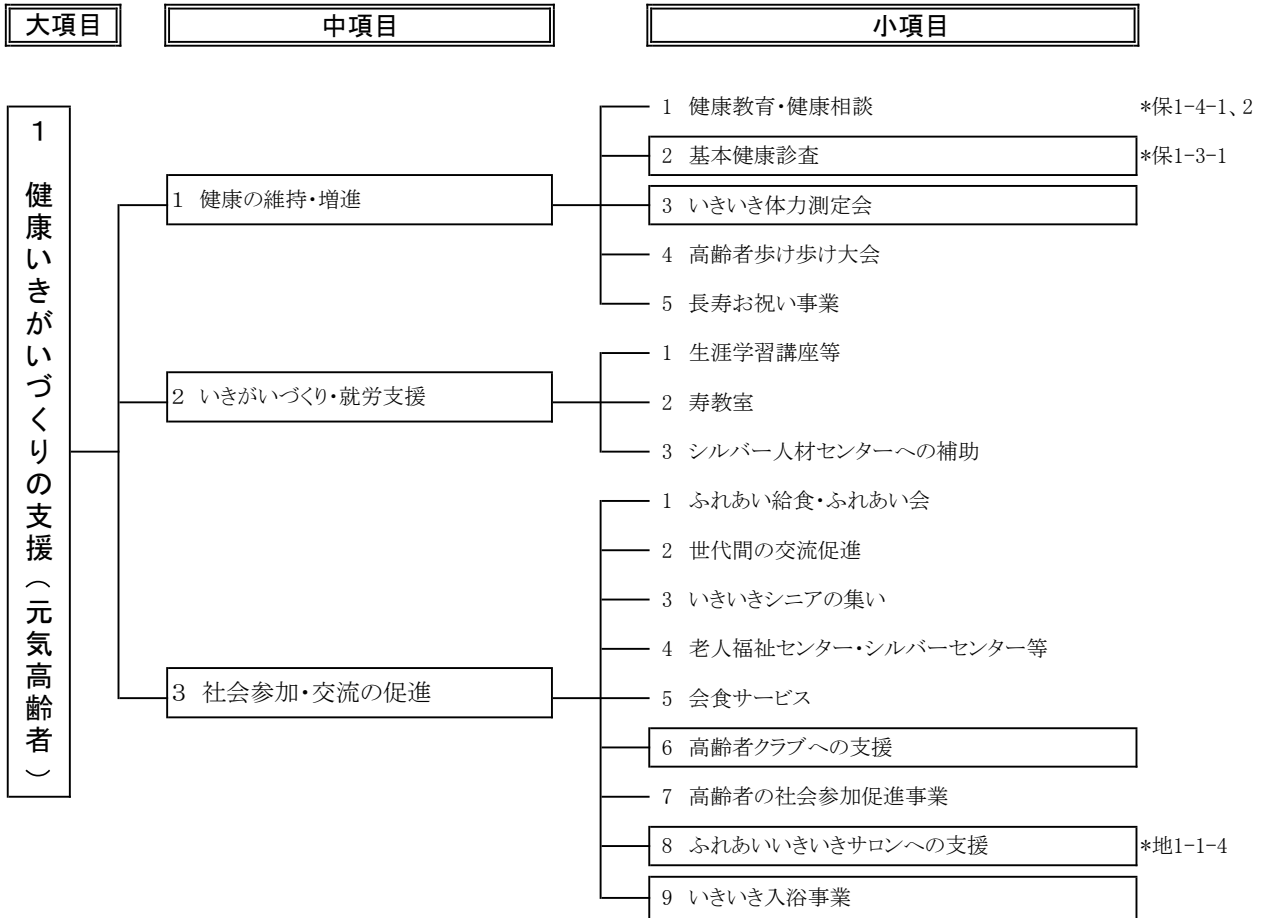
- 平成27年には「団塊の世代」がすべて65歳以上になります。そのため、年金や医療、介護などこれからの社会保障制度のあり方が、いま改めて問われています。一方、身近な地域の問題を考え、様々な地域活動を始めようとする高齢者が増えてきたことから、高齢者施策は大きな転換期を迎えています。こうした時代の変化を見通して、高齢者が生涯にわたって健康でいきいきと住み慣れた地域で暮らしていけるよう、多様な生活実態に合った福祉サービスを提供していく必要があります。
- 高齢者が多様な価値観を持ち、いつまでもチャレンジ精神を失うことなく、いきいきと活動できるようにすることは、社会にとっても必要なことです。このため、日ごろから健康の維持・増進を図り、様々ないきがいづくりに参加できるように保健、医療、生涯学習などの関連分野との連携をより強化して健康推進事業の充実を図るとともに、各種生涯学習講座の開講など、多様なニーズに対応していきます。
- 高齢者は社会で長年、培ってきた豊かな経験と多岐にわたる知識を有しています。これらを地域社会に還元することによって、更にいきがいを高め、社会参加や交流の促進につなげていくことが期待されます。そのため、

高齢者の自主的な活動への支援や交流の場の提供を図っていきます。

- 改正された介護保険制度の趣旨を踏まえ、要支援認定者に対する介護予防給付を円滑に実施するとともに、要支援・要介護になる前からの一貫性・連続性のある介護予防システムを確立する必要があります。そのためには、新たに設置する「地域包括支援センター」が担う介護予防ケアマネジメントの円滑な実施に努めます。
- 介護が必要になった高齢者には、住み慣れた地域で普段の生活実態からできるだけ離れることなく、誇りと尊厳に配慮した介護サービスを提供していくことが重要です。そのためには、地域単位で適切な介護サービスを提供できるよう、施設等の基盤整備を図り、地域に密着したサービスを創設する必要があります。こうした地域の実情に応じた地域密着型サービスの創設に当たっては、面積、人口、住民の生活形態等から定めた一定の生活圏域ごとに必要とされる整備量を定め、それらを計画的に整備していきます。
- 認知症により介護が必要となる高齢者が増加傾向にあります。従来の施設中心の介護から、様々なサービスを利用して可能な限り在宅で暮らすことによって、本人だけでなく家族が安心して生活を送ることができるようにしていくことが求められています。そのためには、常時、相談に応じられる拠点の整備、成年後見制度利用への支援等を更に充実していきます。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、身近なサービスを有効に利用していくことが必要です。このため、「地域包括支援センター」が介護に関する各種相談窓口として十分に機能するように配慮していく必要があります。また、利用者が適切な介護サービスを選択することが可能となるよう、事業者への指導や支援を行うなど、利用者の立場に立った介護保険を始めとする各種サービスの提供に努めます。
- 身近な地域で安心できる暮らしを支援するためには、地域が一体となって取り組んでいくことが求められます。民生委員や話し合い員、社会福祉協議会など地域における様々な人材や福祉資源と連携を図り、安全・安心な暮らしを実感できる施策を推進するため、今後更に地域福祉のネットワークづくりに取り組んでいきます。特に高齢者虐待問題については、その対応方法を体系化するなど充実に努めます。
また、介護や介護以外の様々な生活上の問題を抱える高齢者に対しては、きめ細かく相談に応じ、各種福祉サービスに結びつけるよう、相談支援の体制を整備します。

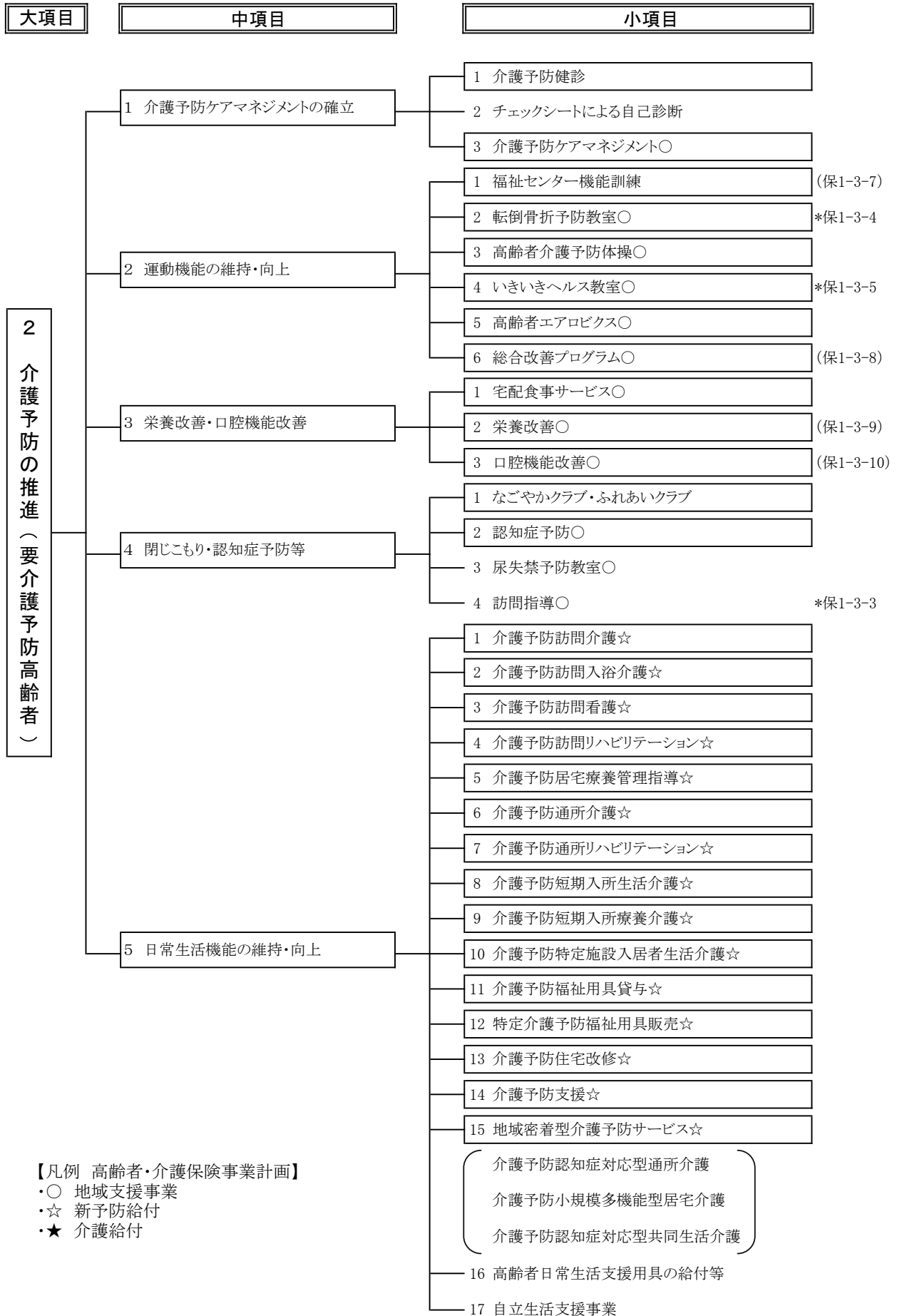
(3) 計画の体系

高齢者・介護保険事業計画 体系図



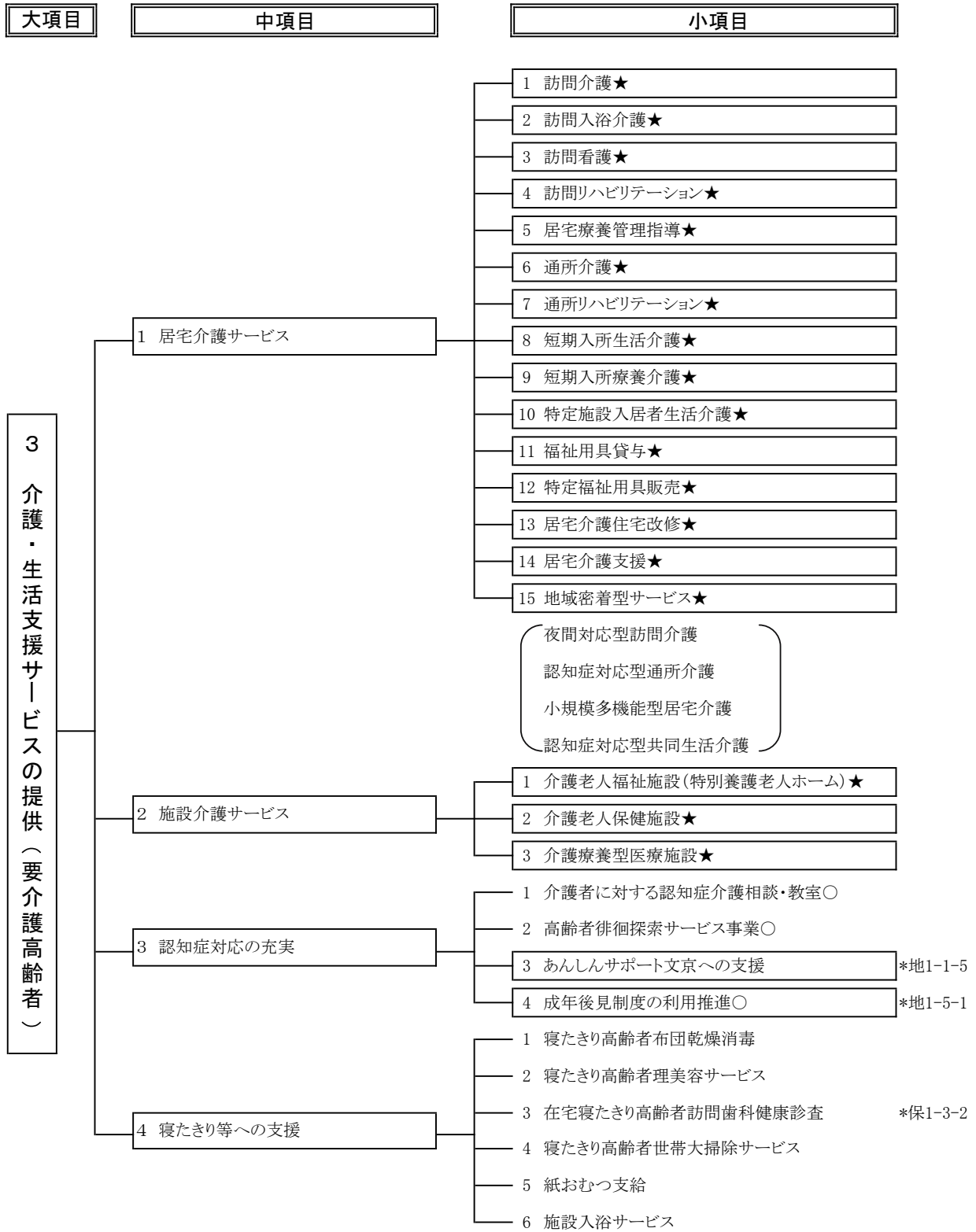
【凡例 各分野別計画に共通】

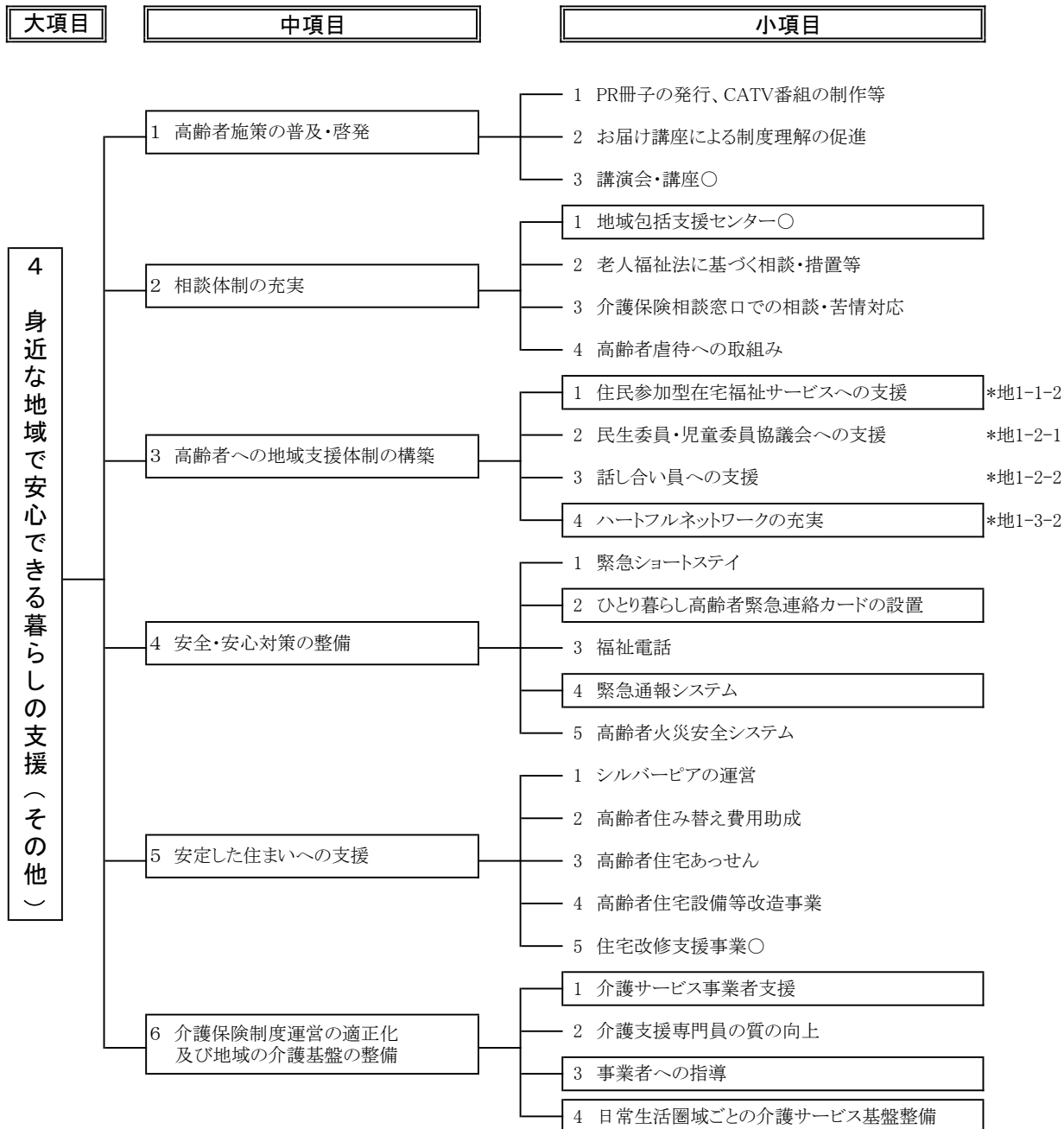
- ・小項目の枠囲み表示事業は、計画目標を掲げ進行管理の対象とする予定の事業です。
- ・他の分野別計画との重複掲載事業については、小項目の末尾に（ ）又は*がついています。
 （ ）…本計画（高齢者・介護保険事業計画）でとりあげています。
 * …他の分野別計画でとりあげています。
- 重複掲載事業の表記は、分野別計画の頭文字＋事業毎の連番又は大中小項目の枝番で表記しています。
 子…子育て支援計画、高…高齢者・介護保険事業計画、保…保健計画、地…地域福祉の推進。



【凡例 高齢者・介護保険事業計画】

- ・○ 地域支援事業
- ・☆ 新予防給付
- ・★ 介護給付





2 保健計画

(1) 計画の目標

すべての区民が安心して健康に暮らすためには、こころや身体の発達や成長、維持にとって良好な環境が必要です。保健計画では、区民一人ひとりが、生涯を通じて健康で安心して、いきいきと暮らし続けることができるように、疾病の予防と早期発見・早期治療をはじめとした保健サービスの提供、地域での保健医療体制の充実を目指します。

(2) 基本的考え方

次のような基本的考え方に沿って、施策を推進していきます。

- 区民だれもが生涯を通じていきいきと健康に暮らし、積極的に社会参画していくために、健康の意義がますます重要となっています。そのため、区ではライフステージに応じてきめ細かな保健サービスを提供します。
- 少子化に伴う育児不安や子どもへの虐待の増加など、子どもをめぐる社会環境の著しい変化に対応した支援を行うため、区ではきめ細かい母子保健サービスの提供を通して子育て支援に取り組みます。
- 生活習慣病は、現在も死因、総患者数において多くの部分を占めており、区民が健康的に暮らしていくためには、生活習慣病の予防はこれからも大きな課題です。
食事や運動など生活習慣を改善することによって、疾病の発症を予防し進行を抑えるという「一次予防」を重視し、単に疾病がないというだけでなく、より質の高い健康づくりを目指して「健康ぶんきょう21」の行動目標達成に向けた施策を進めます。
また、これまでも行ってきた、生活習慣病を早期に発見し、早期に治療するという「二次予防」に重点を置いた基本健康診査やがん検診は、今後も引き続き継続します。
- 人生80年時代を迎え、高齢期になっても、自立し、いきいきと暮らし、寝たきりにならずに社会に参加する意欲を持って生活することが重要です。骨粗しょう症予防や転倒骨折予防など予防事業を充実し、高齢者の生活の質の維持向上に努めるとともに、高齢になっても適切な予防対策をとることにより、疾病や障害があってもより健康的に生活ができるよう、「三次予

防」の施策の充実を図ります。

○ 精神障害者のための施策は自立と社会参加の促進へと転換しており、生活の場も地域社会の中に確保することが求められています。精神障害者が安定した日常生活を送る上で欠くことのできない相談サービスを充実し、生活の場であるグループホームや地域での生活を支えるショートステイ、ホームヘルプ等のサービスの拡充に努めます。

○ S A R S（重症急性呼吸器症候群）、高病原性鳥インフルエンザなどの新しい感染症が発生する一方で、結核、エイズの患者数も増加しています。また、テロや災害などの大規模な健康被害に対する対策も必要とされてきています。

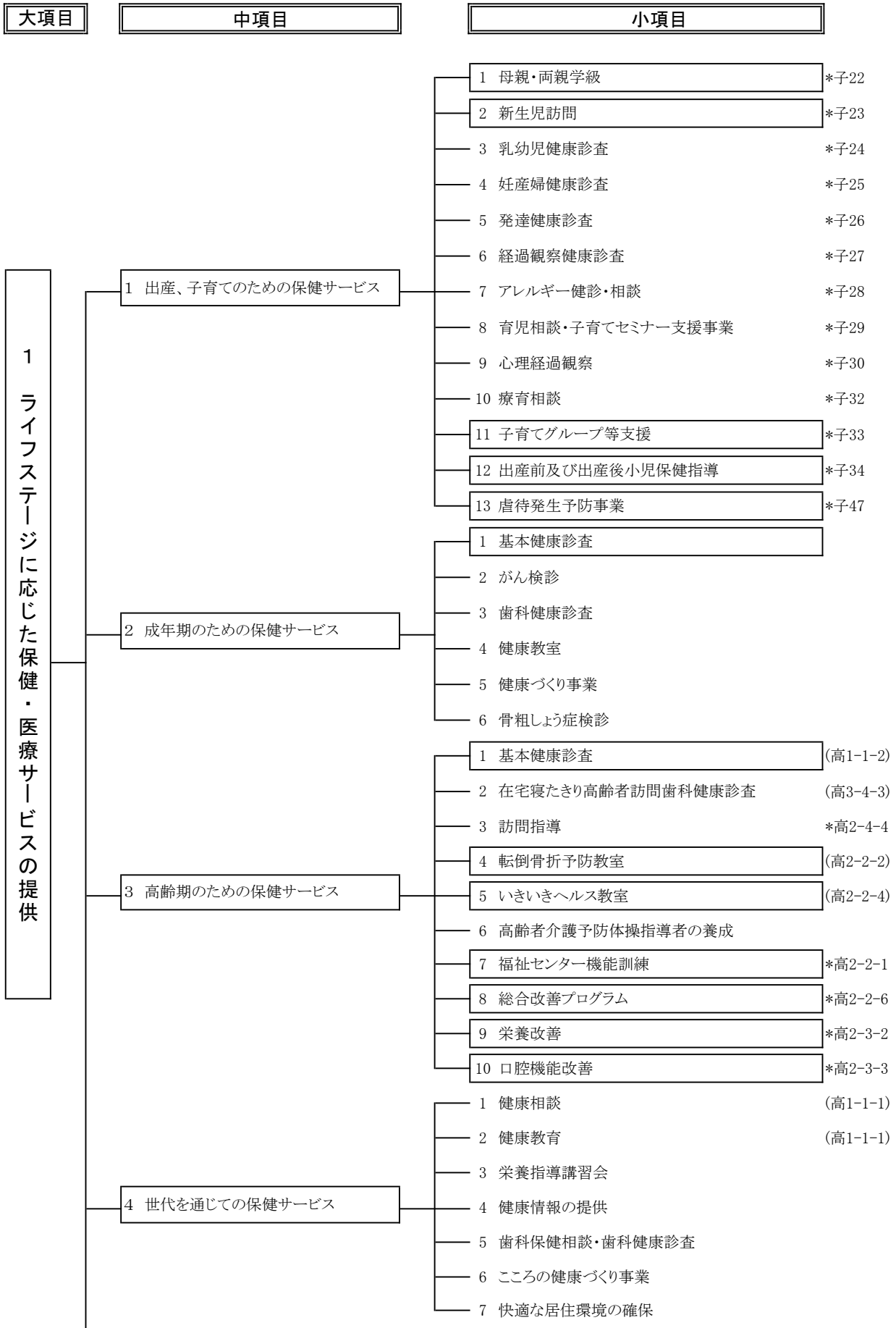
感染症等に対する予防や知識の普及啓発と、大規模な健康被害に対する健康危機管理体制及び災害時医療救護体制の充実を目指します。

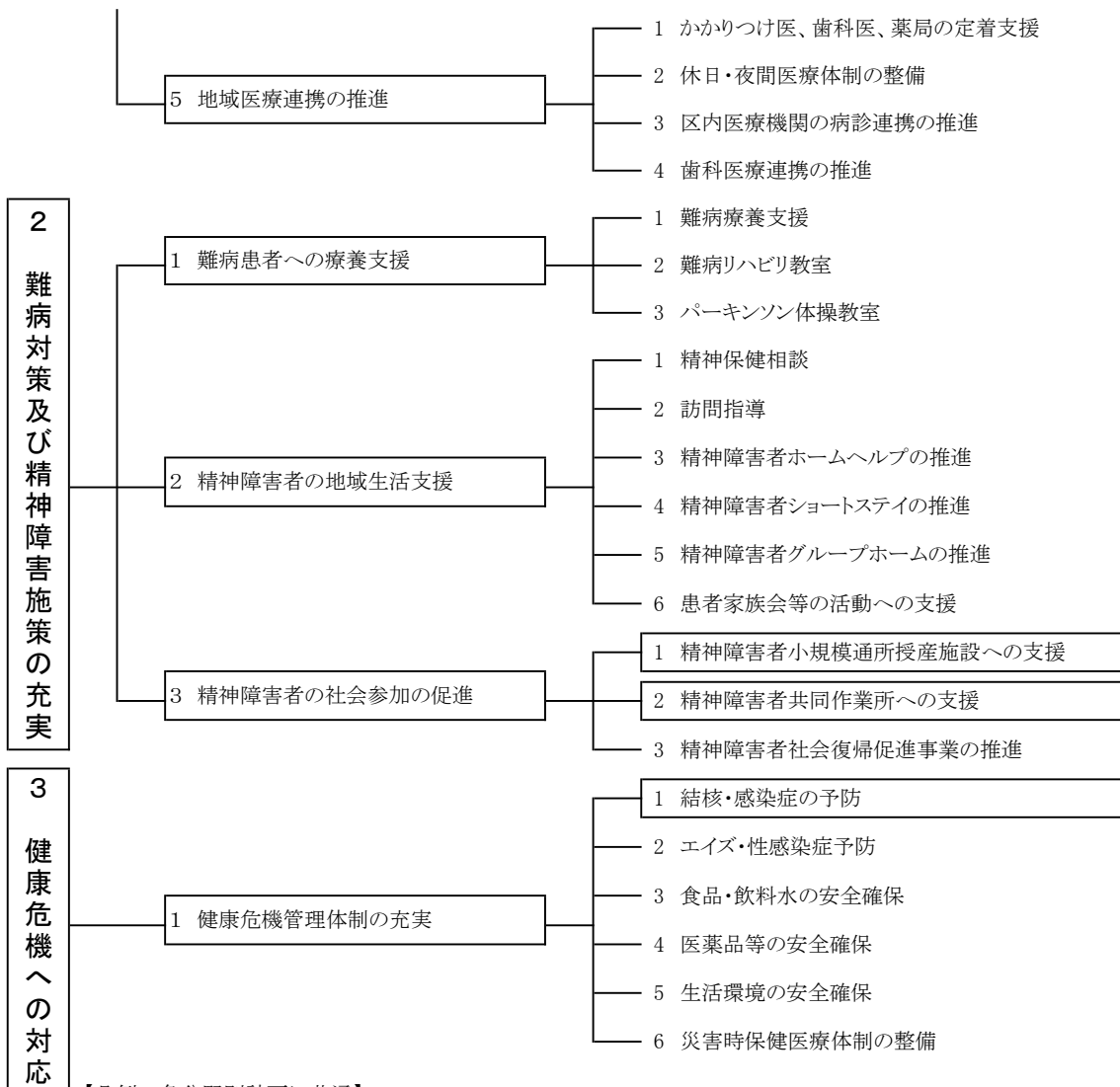
また、地域の保健医療機関や各種団体、学校、企業、ボランティア、区民等が連携を図りつつ、地域全体で健康の保持・増進に取り組むことができるように、地域における仕組みづくりを進めます。

（3）計画の体系

《別図》

保健計画 体系図

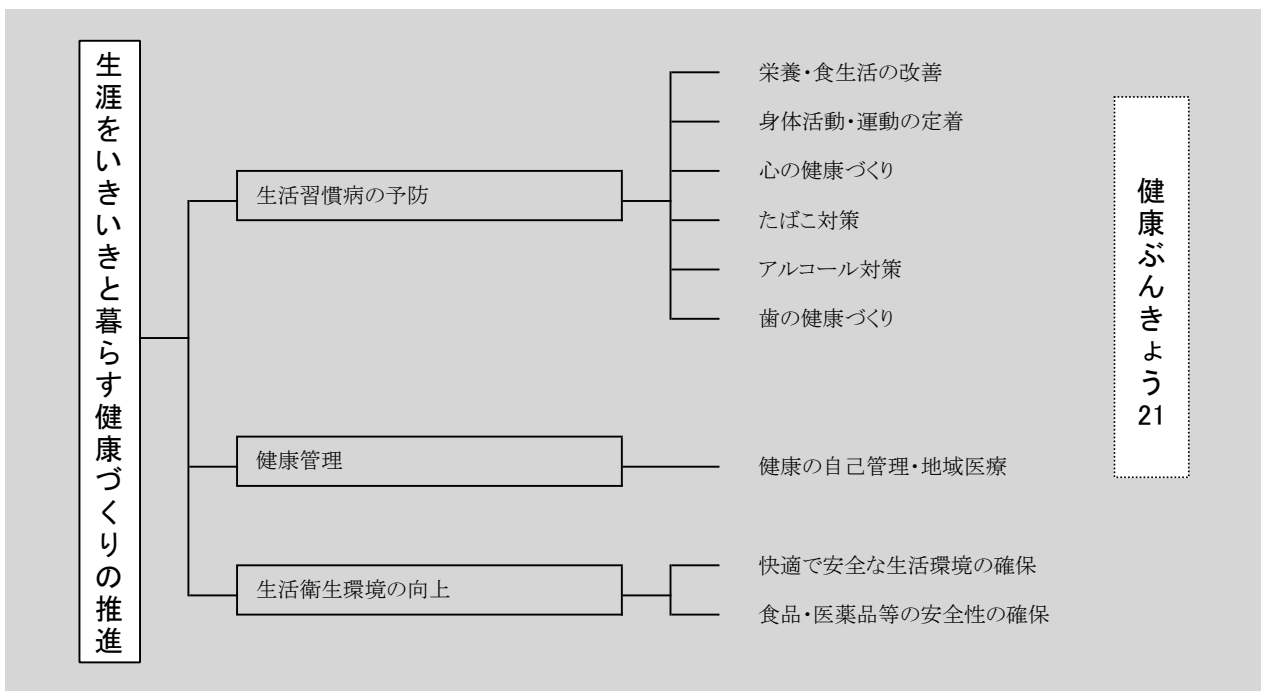




【凡例 各分野別計画に共通】

- ・小項目の枠囲み表示事業は、計画目標を掲げ進行管理の対象とする予定の事業です。
- ・他の分野別計画との重複掲載事業については、小項目の末尾に（ ）又は*がついています。
 （ ）…本計画（保健計画）でとりあげています。
 * …他の分野別計画でとりあげています。
- 重複掲載事業の表記は、分野別計画の頭文字＋事業毎の連番又は大中小項目の枝番で表記しています。
 子…子育て支援計画、高…高齢者・介護保険事業計画、保…保健計画、地…地域福祉の推進。

参考



(4) 計画事業

1 ライフステージに応じた保健・医療サービスの提供

出産・子育てから高齢期までの各ライフステージにおいて、区民が地域で安心して健康に暮らしていくことができるように、健康診査、がん検診等により疾病の早期発見・早期治療に努めるとともに、疾病の発生を予防し、区民の健康を増進するために、健康づくり、歯科保健、栄養改善、介護予防などの事業の充実を図ります。

また、区民が必要に応じて医療サービスを受けることができるように、地域での医療機関相互の連携を進めます。

1-1 出産・子育てのための保健サービス

妊産婦及び乳幼児の健康診査、保健師による訪問指導などを実施して、母子の心身にわたる健康の保持・増進を図るとともに、母親の育児不安の解消と地域での仲間づくりを進めます。また、児童虐待の予防に向けた施策を実施していきます。

1-1-1 母親・両親学級（子育て支援計画 22 再掲）

現況（平成16年度末）	目 標
・ 母親学級 4 日制 年 22 回開催	親となる準備を支援するために、初めて子育てをする親を対象に、妊娠、出産、育児に関する一般的な知識の普及啓発を行い、妊娠中の不安解消を図る。 また、交流の機会を設けることで、仲間づくり、地域で子育てを互いに支え合う環境づくりを目指す。 (両親学級は平成17年度から年12回開催) ・ 母親学級 4 日制 年 22 回開催 ・ 両親学級 1 日制 年 12 回開催
・ 両親学級 1 日制 年 22 回開催	

1-1-2 新生児訪問（子育て支援計画 23 再掲）

現況（平成16年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・保健師による訪問 107 件 ・委託助産師による訪問 211 件 	<p>新生児の家庭に保健師または助産師が訪問し、産婦の心身の健康管理および新生児の発育、栄養、生活環境、疾病予防等について必要な助言・指導を行うことにより、親の育児を支援し、新生児の健やかな成長を図る。</p> <p>また、訪問事業とあわせて電話等による相談を活用することにより、新生児を持つ親への支援に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師による訪問 275 件／年 ・委託助産師による訪問 275 件／年

1-1-1-1 子育てグループ等支援（子育て支援計画 33 再掲）

現況（平成16年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・育児相談事業 乳児 5 グループ 1020 組参加 ・双子・三つ子の交流会の開催 2 グループ 22 組参加 ・子育てグループ支援事業 乳幼児 5 グループ 408 組参加 ・出張健康教育の実施 3 グループ 4 回、68 組参加 ・子育て支援セミナー（関係団体補助事業）の開催 18 回 	<p>育児不安の解消と地域での仲間づくりを目的に、育児相談の場を設け、グループ活動の中で区民が自ら問題を解決する力をつけ、自主的な活動ができるように支援の充実を図る。</p> <p>自主的に活動する子育てグループに対しては、必要に応じて活動の場や情報の提供等を行い、支援・育成に努める。また、広く区民に子育てに関する情報を提供する関係団体との連携、協力を進める</p>

1-1-1-2 出産前及び出産後小児保健指導（子育て支援計画 34 再掲）

現況（平成16年度末）	目 標
<p>育児不安のある妊産婦を対象に、産婦人科医等が小児科医を紹介し、保健指導を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 紹介 17 件 保健指導 8 件 	<p>産婦人科医・小児科医が地域で連携して妊産婦の育児不安を軽減し、また、かかりつけ医の確保につなげることで、子どもの健全育成を図る。</p>

1-1-1-3 虐待発生予防事業（子育て支援計画 47 再掲）

現況（平成16年度末）	目 標
<p>（平成17年度より小石川保健サービスセンターで開始）</p> <p>乳児健康診査での子育てアンケート、問診、診察等から得られた情報を基に支援計画を作成し、支援活動を実施</p>	<p>乳児健康診査を活用して、子育てが困難な家庭や虐待の危険性のある親子を早期に把握し、保健師、臨床心理士及び関係機関が連携して重点的に支援を行うことにより、リスクを低減し虐待の発生を予防する。</p> <p>平成18年度より、本郷保健サービスセンターでも実施する。</p>

1-2 成年期のための保健サービス

生活習慣病の早期発見、早期治療に向けた基本健康診査、がん検診等を引き続き実施します。また、生活習慣病の発症を予防するための「一次予防」に向けて、健康相談、栄養相談などの充実を図ります。

1-2-1 基本健康診査

現況（平成16年度末）	目 標
40歳以上64歳以下の区民を対象として、基本健康診査及び生活習慣改善指導を実施 節目健診 2,750人 地区医師会委託 8,275人	健康診査を実施し生活習慣病等を早期に発見する。また、指導により生活習慣改善を図り、生活習慣病の予防・進行防止に役立てる。 ・節目健診 2,800人/年 ・地区医師会委託 8,500人/年

1-3 高齢期のための保健サービス

高齢者がいつまでも地域でいきいきと暮らし寝たきりにならないために、基本健康診査を引き続き実施するとともに、従来から行っている高齢者への訪問指導、転倒骨折予防事業に加え、介護予防事業として栄養改善事業、口腔機能改善事業を新たに実施します。

1-3-1 基本健康診査

現況（平成16年度末）	目 標
65歳以上の区民を対象として、基本健康診査及び生活習慣改善指導を実施 地区医師会委託 19,195人	高齢者を対象に健康診査を実施し生活習慣病等を早期に発見する。また、介護予防の視点から生活機能に関するチェック項目を併せて実施し、要支援・要介護状態になる前から介護予防を実施する。 ・地区医師会委託 20,000人/年

1-3-4 転倒骨折予防教室

現況（平成16年度末）	目 標
転倒リスクの高い高齢者を対象に、地域の身近な施設で、定期的に転倒骨折予防教室を開催 9会場 215回	継続的に教室に参加することで、骨折等につながりやすい転倒を予防するとともに、参加者同士の交流を図り、閉じこもりを予防する。 教室参加者の介護予防への意欲を高め、教室修了者による自主グループ等での運動継続を支援し、新たな対象者の拡大を図る。 ・9会場 216回/年

1-3-5 いきいきヘルス教室

現況（平成16年度末）	目 標
筋力、脚力、平衡感覚強化のための体操・レクリエーション療法を中心とした教室の開催 年 36回、延 673人	ひとり暮らしの高齢者や外出機会の少ない高齢者とその家族を対象に、心身機能の低下を防ぐとともに参加者同士の交流を図り、寝たきりや閉じこもりを予防する。 ・年 36回 延 780人

1-3-7 福祉センター機能訓練（高齢者・介護保険事業計画 2-2-1 重複掲載*）

現況（平成16年度末）	目 標
加齢に伴い、40歳以上の心身機能が低下した者及び脳血管疾患の後遺症等により医療終了後も継続して訓練が必要な者を対象に、集団訓練を実施する。 ・理学療法 週 2回 延 1,102人 ・作業療法 週 1回 延 631人 ・言語療法 週 1回+月 2回 延 500人	疾病、外傷、老化等により心身の機能が低下している40歳以上 64歳以下の者に対し、心身機能の維持を図るため、老人保健法に規定する機能訓練を実施する。なお、言語療法については、65歳以上の者でも、介護保険等のサービスで言語療法の実施がない場合、対象とする。 ・理学療法 週 1回 延 300人 ・作業療法 週 1回 延 150人 ・言語療法 週 1回+月 2回 延 500人

1-3-8 総合改善プログラム（高齢者・介護保険事業計画 2-2-6 重複掲載）

現況（平成16年度末）	目 標
_____	介護予防健診の結果、筋力の低下が認められる高齢者を対象に、地域包括支援センターのケアマネジメントのもと、筋力の向上を中心に、栄養改善、口腔機能向上を取り入れた介護予防総合改善プログラムによる筋力向上トレーニング、マシントレーニングを実施する。 区立高齢者在宅サービスセンター 8か所 福祉センター 1か所 介護予防拠点 4か所

1-3-9 栄養改善（高齢者・介護保険事業計画 2-3-2 重複掲載）

現況（平成16年度末）	目 標
_____	介護予防健診の結果、低栄養状態が認められる高齢者を対象に、地域包括支援センターのケアマネジメントのもと、栄養改善プログラム事業を実施する。 区立高齢者在宅サービスセンター 8か所 また、介護予防の観点から、一般の高齢者向けの栄養改善教室も転倒骨折予防教室と併せて開催する。 ・区民施設 9か所

* 事業1-3-7、1-3-8、1-3-9、1-3-10は高齢者・介護保険事業計画でとりあげている重複事業であり、参考として点線で囲み掲載をしています。

1-3-10 口腔機能改善（高齢者・介護保険事業計画 2-3-3 重複掲載）

現況（平成16年度末）	目 標
<p>_____</p>	<p>介護予防健診の結果、虚弱や低栄養状態が認められる高齢者を対象に、地域包括支援センターのケアマネジメントのもと、口腔機能改善プログラム事業を実施する。</p> <p>区立高齢者在宅サービスセンター 8か所</p> <p>また、介護予防の観点から、一般の高齢者向けの口腔機能向上教室も開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健サービスセンター <p>さらに、転倒骨折予防教室と併せた形で口腔機能向上教室を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民施設 9か所

1-4 世代を通じたの保健サービス

区民が地域で心身とも健康で暮らすことができるように、各ライフステージを通じて健康相談、歯科相談・健康診査、栄養指導、精神保健相談等の事業を実施し、必要な健康情報の提供を行います。

1-5 地域医療連携の推進

区民が必要とするとき必要な医療を受けることができるように、休日・夜間医療体制の整備、医療機関相互の連携を進めます。

2 難病対策及び精神障害施策の充実

難病は、原因が不明で治療法が未確立の疾患であり、療養期間が長期に及ぶことが多くなります。近年では、医療的ケアを受けながら、地域で生活する難病患者もおり、在宅療養支援の充実が求められています。

また、精神障害者のための施策は、入院医療から地域ケアへと移行しつつあり、自立と社会参加を促進するための地域生活支援が重要です。

2-1 難病患者への療養支援

難病患者とその家族が地域で安心して療養生活を送ることができるように、関係機関と連携をとりながら、難病療養相談、訪問指導、難病リハビリ教室、パーキンソン体操教室を実施していきます。

医療費助成申請の機会をとらえて保健師が面接を行い、難病患者が地域において安心して生活が送れるように、個々のニーズに対応したサービスを提供していきます。また、地区医師会が実施する在宅難病訪問診療事業に協力し、適切な医療と必要な生活支援につなげていきます。

2-2 精神障害者の地域生活支援

精神障害者とその家族が安定した日常生活を送るために精神保健相談や訪問指導などを実施し、地域での生活を支援するホームヘルプ、ショートステイ、グループホームの居宅支援事業を充実します。また、患者家族会等の活動を支援していきます。

2-3 精神障害者の社会参加の促進

精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、精神障害回復途上者デイケア事業を充実させ、精神障害者小規模通所授産施設、精神障害者共同作業所への支援を拡充します。また、地域生活支援センターなどの関係機関と連携をとりながら、個々の状況に応じてきめ細かく支援していきます。

2-3-1 精神障害者小規模通所授産施設への支援

現況（平成16年度末）	目 標
施設に運営費補助を実施 施設数 1 か所 通所者数 22 人	社会福祉法人等が運営する小規模通所授産施設への補助を行うことで、精神障害者に一定の作業の場を提供し、地域社会における自立を促進する。 ・施設数 1 か所 通所者数 22 人

2-3-2 精神障害者共同作業所への支援

現況（平成16年度末）	目 標
施設に運営費補助を実施 施設数 3 か所 通所者数 99 人	共同作業所への補助を行うことで、精神障害者に一定の作業の場を提供し、地域社会における自立を促進する。 平成18年1月から1施設追加し、4施設への補助を予定している。 ・施設数 4 か所 通所者数 130 人

3 健康危機への対応

SARS（重症急性呼吸器症候群）、高病原性鳥インフルエンザなど新たな感染症の発生、自然災害や事故など、大規模で深刻な健康危機への対応策の検討を進めます。

3-1 健康危機管理体制の充実

感染症の発生、食中毒、飲料水の事故など、区民の健康を脅かす健康危機に対応するために、対応マニュアルの見直しを行い、適正な情報提供を図ります。

また、震災や新しい感染症の発生など、大規模・深刻な健康危機に即応できるように、必要な医療機材・医薬品等を整備し、関係機関との連携を進めます。

3-1-1 結核・感染症の予防

現況（平成16年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年新規登録患者数 65人 ・平成16年末結核登録患者数 128人 ・感染症発生状況 2類・3類感染症 21件 ・予防接種実施人員 <ul style="list-style-type: none"> BCG 1,242人 DPT・DT 5,651人 ポリオ 2,212人 麻しん 1,153人 風しん 1,319人 日本脳炎 4,243人 高齢者インフルエンザ 17,206人 	<p>結核健康診断をはじめ、予防接種、適切な医療の確保、患者管理（服薬支援、病状把握等）を行う。また、正しい知識を普及啓発することにより、予防と早期発見、早期治療を促進し結核患者の減少を図る。</p> <p>感染症予防として、平常時の感染症発生動向調査、発生時の防疫措置、感染症患者に対する調査・指導等を行う。</p> <p>さらに、定期予防接種の接種率を高めることにより、感染症の発生予防とまん延防止を図り公衆衛生の向上を図る。</p>

3 地域福祉の推進

(1) 計画の目標

地域福祉の各分野に共通する施策を総合的、効果的に推進するため、社会福祉協議会をはじめとする地域の住民主体の様々な福祉活動団体への支援、福祉のまちづくり等に取り組みます。

また、様々な新しい課題に対する施策を積極的に推進するため、支援を必要とする人々に対するネットワークの整備・充実、福祉サービスの利用推進や権利擁護事業に取り組みます。

(2) 基本的考え方

次のような基本的考え方に沿って、施策を推進していきます。

- 地域福祉を推進する上では、地域の住民が主体となって、地域における福祉の様々な課題を解決し、福祉の地域づくりを実践していくことが重要です。そのために、地域福祉を推進する中心的な団体である（社福）社会福祉協議会が実施するボランティア・市民活動センターや住民参加型在宅福祉サービス、ファミリー・サポート・センター等の様々な活動に対して、区として積極的に支援します。
- また、常に住民の立場に立つ、地域生活の中で最も身近な相談支援者である民生委員・児童委員（協議会）や話し合い員、青少年の健全育成を図ることを目的とする青少年対策地区委員会等の、地域の福祉活動団体が様々な活動を推進できるよう、区として積極的に支援します。
- 地域で支援を必要とする様々な人々に対して、地域の住民や様々な活動団体と、区や関係機関等が協働して支援していくことが必要です。そのために、災害要援護者に対する支援、高齢者に対する地域での見守り、児童虐待の防止等の課題に対応する様々なネットワークが充実するよう、区として支援します。
- だれもが地域で安心して生活できるよう、また、積極的に社会参加ができるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れて福祉のまちづくりに取り組むことが必要です。そのために、文京区福祉環境整備要綱に基づいて、区道、公園、公衆トイレ等のバリアフリー化を図り、福祉のまちづくりを推進します。また、施設や設備面での整備等を通じて、人々の心の

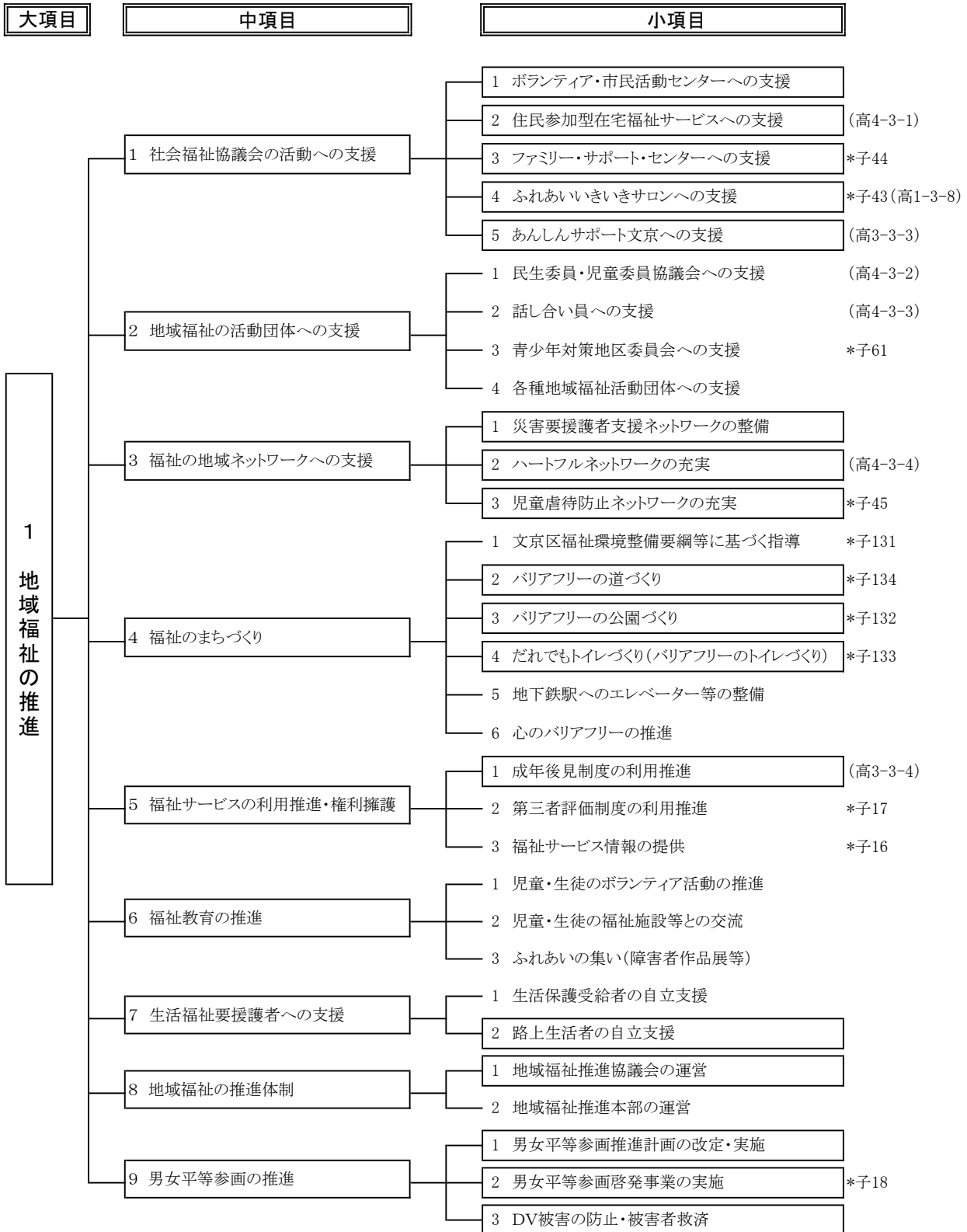
バリアフリーの実現を目指します。

- 福祉サービスを必要とする人が、安心して適切なサービスを利用できることが必要です。そのために、福祉サービス利用支援と苦情解決とに一体的に取り組んでいる、社会福祉協議会が設置する権利擁護センター「あんしんサポート文京」を支援するとともに、判断能力が不十分である方の権利擁護のために、成年後見制度に対する理解を広め、制度利用の支援を推進します。
- 地域福祉を推進する様々な活動は、男女平等参画の視点に立脚して展開されることが必要です。様々な場面において、男女が性別にかかわらず、責任と喜びを分かちあい、個性と能力を十分に生かすことのできる男女平等参画社会の実現を目指します。

(3) 計画の体系

《別図》

地域福祉の推進 計画の体系図



【凡例 各分野別計画に共通】

- ・小項目の枠囲み表示事業は、計画目標を掲げ進行管理の対象とする予定の事業です。
- ・他の分野別計画との重複掲載事業については、小項目の末尾に（ ）又は*がついています。
 () …本計画（地域福祉の推進）でとりあげています。
 * …他の分野別計画でとりあげています。
- 重複掲載事業の表記は、分野別計画の頭文字+事業毎の連番又は大中小項目の枝番で表記しています。
 子…子育て支援計画、高…高齢者・介護保険事業計画、保…保健計画、地…地域福祉の推進。

(4) 計画事業

地域福祉を推進するため、子育て支援、高齢者・介護保険、障害者、保健の各分野に分かれた計画のすべてに関係する諸施策を、総合的、効果的かつ横断的に進めていくことが重要です。

そのために、社会福祉協議会や様々な福祉活動団体と協働して、様々な福祉の地域ネットワークを整備する事業を行います。また、道路や公園などのバリアフリー化など、幅広い福祉のまちづくりを進めます。さらに、利用者主体の開かれた福祉を進めるための福祉サービスの利用推進・権利擁護、生活福祉要援護者への支援及び男女平等参画の推進等、幅広く地域福祉を推進する事業を実施します。

1-1 社会福祉協議会の活動への支援

地域福祉を推進する上で中心的な担い手として位置づけられている文京区社会福祉協議会が実施する様々な活動等に対して、区は財政面をはじめ運営に必要な支援を実施します。

(なお、社会福祉協議会が実施する以下の事業については、社会福祉協議会の事業目標を掲げています。区は、この目標達成のために、社会福祉協議会に対して支援していきます。)

1-1-1 ボランティア・市民活動センターへの支援

現況 (平成16年度末)	目 標
<ul style="list-style-type: none">・小中学校への派遣指導 10回実施 (必要に応じ実施)・ボランティア講座の実施 手話、点訳、朗読、ボランティアスクール等・NPO活動との協働、NPO活動への支援	<p>福祉教育への支援として、小中学校へのボランティア派遣事業や教員向けの講座等を実施する。</p> <p>また、NPO等のネットワークづくりを支援し、NPO間の協働を促進するため、交流会を開催することをはじめ、「ボランティア・市民活動まつり」の企画運営を実行委員会方式で実施するなどして、より関係性を深めていく。</p> <p>さらに、リーダー研修をNPO等との共催で実施したり、ホームページで、活動状況の情報提供を行うとともに、活動団体への事業助成を通じて、支援体制を強固にしていく。</p>

(実施：社会福祉協議会)

1-1-2 住民参加型在宅福祉サービスへの支援

現況（平成16年度末）	目 標
・ホームヘルプサービス （登録会員） 利用会員 482人 協力会員 205人 （利用時間） 家事援助 12,784時間／年 介護援助 9,606時間／年 大掃除等 1,301時間／年	高齢者や障害のある人等が、住み慣れた地域社会の中において、充実した在宅生活が送れるよう、より一層ニーズに即したサービス提供を行っていく。 住民参加型在宅福祉サービスの推進は、サービス提供者である協力会員の確保が最も重要となることから、介護保険制度の改正による影響等も踏まえ、協力会員の増加を図る。 ・利用会員 200人増（20年度末） ・協力会員 100人増（同上）

（実施：社会福祉協議会）

1-1-3 ファミリー・サポート・センターへの支援（子育て支援計画44再掲）

現況（平成16年度末）	目 標
・ファミリー・サポート・センター 1か所 提供会員 164人 依頼会員 1,073人 両方会員 49人	地域における育児の相互援助活動として、会員を組織し、保育園の送迎や単発的な保育需要にこたえていくために、会員数の増大を図る。 また、多様なケースに対応していくため、提供会員の中からサブリーダーを養成し、サービスの充実を図る。

（実施：社会福祉協議会）

1-1-4 ふれあいいきいきサロンへの支援

現況（平成16年度末）	目 標
・高齢者サロン 15か所 ・子育てサロン 3か所 ・障害者（児）サロン 2か所 ・混合型サロン 2か所	孤立や閉じこもりをなくし、地域の中で安心して暮らしていけるように、高齢者に限らず、障害者や子育て世代等だれもが参加できる身近なサロン活動を支援する。この住民主体のサロン活動が区内に広く及ぶことを通じて、地域住民どうしの支え合いによる新たなコミュニティの形成を目指す。 ・高齢者サロン 20か所（20年度末） ・子育てサロン 8か所（同上） ・障害者（児）サロン 4か所（同上） ・混合型サロン 5か所（同上）

（実施：社会福祉協議会）

1-1-5 あんしんサポート文京への支援

現況（平成16年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス利用援助事業 16件 ・財産保全管理サービス 10件 ・成年後見制度利用支援 102件 ・法律相談 30件 	<p>区民の福祉サービス利用等に伴う苦情解決と福祉サービスの利用支援を一体的に実施することにより、利用者の利益保護を図っていく。</p> <p>また、地域包括支援センターにおける高齢者の権利擁護に関する相談業務と連携が図れるよう支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービス利用援助事業等の利用件数 <p style="text-align: right;">30件増（20年度末）</p>

（実施：社会福祉協議会）

1-2 地域福祉の活動団体への支援

地域福祉を推進するため、地域の様々な福祉活動を実施する団体を支援し、福祉の地域づくりを進めます。

常に住民の立場に立つ、地域生活の中で最も身近な相談支援者である民生委員・児童委員（協議会）、ひとり暮らしの高齢者を訪問し生活や身の上のことなどの相談相手となる話し合い員、障害者の活動支援や相談等を行う身体障害者相談員・知的障害者相談員、青少年の健全育成を図る青少年対策地区委員会等の地域の福祉活動団体等に対して、様々な支援を実施します。

1-3 福祉の地域ネットワークへの支援

地域で支援を必要とする様々な人々に対して、地域の住民や様々な活動団体と、区や関係機関が連携・協働して支援し、福祉の地域づくりを進めます。

災害時に適切な防災行動をとることが困難な寝たきり等の高齢者や障害者等の災害要援護者に対する支援ネットワークを整備します。

高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう声かけ・見守り等を行い緊急対応も含め支援するハートフルネットワークを一層充実します。また、児童虐待の未然防止、早期発見及び迅速・的確な対応を行うため発足した児童虐待防止ネットワーク連絡会の充実に努め、子ども家庭支援センターについては、先駆型*への移行を図り、更に児童虐待防止機能の強化を図ります。

先駆型子ども家庭支援センター 子ども家庭支援センターの機能に、虐待防止支援訪問事業、見守りサポート事業、育児支援ヘルパー事業等の児童虐待の予防的取り組みや地域における見守り機能を新たに加え、地域における子育て支援のための機能強化を図ることを目的に東京都において創設されたものです。

1-3-1 災害要援護者支援ネットワークの整備

現況（平成16年度末）	目 標
_____	大規模地震等の災害が発生した際、高齢者、障害者等の災害要援護者を支援するため、民生委員・児童委員等の地域の活動団体と連携して、ネットワークを整備する。

1-3-2 ハートフルネットワークの充実

現況（平成16年度末）	目 標
・平成16年12月事業開始 地域在宅介護支援センターを中心に、関係協力機関との連携の構築を図っている。	高齢者が住み慣れた地域で、安心して、いきいきとした生活を続けられるよう、緊急事態や虐待・徘徊などの介護問題にいち早く気付くため、地域包括支援センターを中心として関係機関が連携し、地域で高齢者を支え合うネットワークの充実を図る。

1-3-3 児童虐待防止ネットワークの充実（子育て支援計画45再掲）

現況（平成16年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止ネットワーク 連絡会議 8回 ・児童相談センターとの連絡会 11回 ・主任児童委員との連絡会 10回 ・関係機関等連絡会 (個別ケース) 8回 ・関係機関用マニュアル作成 2,500部 	児童虐待防止ネットワークの安定的な構築を図り、児童虐待の未然防止、早期発見、迅速・的確な対応を行う。子ども家庭支援センターについては、先駆型への移行を図り、見守りサポート等虐待防止機能をさらに強化する。

1-4 福祉のまちづくり

だれもが地域で安全に安心して生活し、積極的に社会活動ができるよう、文京区福祉環境整備要綱等に基づき、人に優しいユニバーサルデザインの考え方を取り入れた福祉のまちづくりを進めます。

また、施設や設備面のバリアだけでなく、人々の心のバリアを除いていくため、ノーマライゼーションの理念の普及に努めます。

1-4-2 バリアフリーの道づくり

現況（平成16年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> ・整備済数 852か所 (平成13年度からの累計) ・整備内容 歩道の拡幅、段差解消、電柱の移設、横断勾配の緩和、視覚障害者誘導用ブロックの新設及び改良等 	高齢者や障害者など誰もが積極的に社会参加できるように、歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置などの道路整備を行い「すべての人にやさしい道路」の実現を図る。

1-4-3 バリアフリーの公園づくり

現況（平成16年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> 整備済園数 49 園 (公園 18・児童遊園 31) 整備内容 水飲み場改良、入口改良、入口スロープ設置、園内段差改修等(スロープ外) 	<p>入り口の段差改良、車止め柵<small>さく</small>の適正配置、手摺りの設置、スロープ化、水飲み場の改修などを一層促進し、既設の公園・児童遊園・遊び場で高齢者・障害者を含むすべての人が憩える場所としていく。</p> <p>平成18年度・19年度は、公園入口の改修(26園予定)を優先的に進める。</p>

1-4-4 だれでもトイレづくり（バリアフリーのトイレづくり）

現況（平成16年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> 整備済箇所 16 か所 整備内容 車いす用便所 16 か所 (内、手すり・親子便座・ベビーベッド・チェンジングボード設置・オストメイト対応設置 1 か所) 	<p>高齢者、身体障害者及び乳児を連れた方を含むすべての人が利用可能な「だれでもトイレ」を整備する</p> <ul style="list-style-type: none"> 整備予定2か所(20年度末)

1-5 福祉サービスの利用推進・権利擁護

福祉サービスを必要とするすべての人が、安心して適切なサービスを利用できるよう、福祉サービス情報提供事業や第三者評価*事業に取り組みます。また、成年後見制度に対する理解を広め、制度の利用を推進する様々な取り組みの実施など、社会福祉協議会や地域包括支援センター等と連携して権利擁護を推進します。

1-5-1 成年後見制度の利用推進

現況（平成16年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> 区民向け講演会の開催 1 回 関係職員向け研修会の開催 2 回 区長申立て 3 件 (平成12年度からの累計) 	<p>成年後見制度に対する理解を広めるために、区民や関係職員を対象に講演会・研修会等を実施し、制度の周知に努める。</p> <p>また、制度利用が必要にもかかわらず申立てを行う親族がいない等の場合に、区長がかかわって申立てを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 講演会及び研修会 5 回/年

第三者評価（制度） 福祉サービスの質の向上と、利用者のサービス選択に資するため、利用者でも事業者でもない第三者のサービス評価機関が一定の基準に基づき、事業者が提供するサービスの質を客観的に評価する制度。

1-6 福祉教育の推進

世代を超えて支え合い助け合う地域社会をつくるため、児童・生徒の福祉施設等でのボランティア体験学習、高齢者とのふれあい等世代間の交流、社会福祉協議会からの学校へのボランティア講師派遣など、様々な機会を通じた福祉教育を推進します。

また、障害者の作品展等をとおして、地域の住民に対する福祉への理解を高める取り組みを実施します。

1-7 生活福祉要援護者への支援

生活上の困難を抱え、支援を必要とする人に対して、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するための支援を実施します。生活保護受給者の自立に向けた取り組みや、食事確保の困難や健康状態の悪化等の問題を抱え厳しい生活環境におかれている路上生活者に対する自立に向けた取り組みを実施します。

1-7-2 路上生活者の自立支援

現況（平成16年度末）	目 標
[23区実績・16年度末] ・緊急一時保護センター 4か所（定員592人） ・自立支援センター 5か所（定員375人） ・就労自立率 51%	特別区と東京都が共同して、①一時的な保護と健康回復を図り、処遇方針を決定する緊急一時保護事業、②就労・生活等の指導を行い、自立を支援する自立支援事業及び就労の継続、③地域での自立を支援するグループホーム事業という3段階のステップにより路上生活者の自立を支援していく。今後、更に就労自立率の向上を目指す。
[文京区実績・16年度末] ・緊急一時保護センター 委託実績 118人 ・自立支援センター委託実績 38人	・緊急一時保護センター 23区内で5か所 （平成17年度に1か所開設予定） ・自立支援センター 23区内で5か所 ・グループホーム 需要に応じ順次設置
	また、特別区と東京都が共同して、公園等で定着的に生活する路上生活者に対して、路上生活からの脱却を図り、地域での生活を実現するため、「ホームレス地域生活移行支援事業」を実施する。

1-8 地域福祉の推進体制

地域福祉計画を着実に推進するとともに、今後の地域福祉に関する諸課題の検討を行うため、庁内体制として地域福祉推進本部を設置し、あわせて広く区民意見を求めるため、地域福祉推進協議会を設置し、それぞれ引き続き運営します。

1-8-1 地域福祉推進協議会の運営

現況（平成16年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> 平成8年度に設置。学識経験者、関係団体代表、公募区民の計24名で構成。子育て支援計画拡充の協議を中心に5回開催。（16年度） 	<p>区民参画により地域福祉計画の検討及び進行管理を行うとともに、地域福祉に関する諸課題や施策の実施に当り、協議、意見をいただく。</p> <p>開催回数及び協議内容については、毎年度、懸案の課題に応じて検討していく。</p>

1-9 男女平等参画の推進

地域福祉を推進する様々な活動は、男女平等参画の視点に立脚して展開される必要があります。男女が互いに人権を尊重しつつ、様々な場面で、性別にかかわらず、喜びも責任を分かちあい、個性と能力を十分に生かすことができる男女平等参画社会の実現を目指して、男女平等参画推進計画を改定し実施するとともに、DV*防止・被害者救済等に取り組みます。

1-9-1 男女平等参画推進計画の改定・実施

現況（平成16年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> 推進状況評価の実施 男女平等参画白書の作成 	<p>男女平等参画の推進に向けた総合的な計画である男女平等参画推進計画の推進状況を踏まえ、計画を見直し改定する。（平成18年度予定。）</p> <p>計画の各事業について、推進状況を明らかにし、その評価を行う。</p>

1-9-2 男女平等参画啓発事業の実施

現況（平成16年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> 講演会の開催 1回 セミナーの開催 1回 啓発誌の発行 2回 出前型啓発事業の実施 1回 	<p>男女平等参画社会を実現するために、固定的な性別役割分業意識を払拭し、男女平等の意識を浸透・定着させるため、男女平等参画啓発事業を行う。</p> <p>なお、参加型啓発事業等の実施により、今後も充実を図っていく。</p>

1-9-3 DV被害の防止・被害者救済

現況（平成16年度末）	目 標
<ul style="list-style-type: none"> 関係機関連絡会 1回 区報への啓発記事の掲載 1回 相談延件数 233件 緊急一時保護委託 9件15人(延63泊) 	<p>DVの防止に向け意識啓発を行う。さらに、DVを防止し被害者支援を円滑に行うため、警察等を含めた関係機関連絡会を定期的開催し連携を強化する。</p> <p>また、配偶者等からの暴力を受けた被害者を救済するため、婦人相談員による相談並びに援助を強化し、自立支援を図っていく。今後更に東京都女性相談センター、警察、保護施設等との連携を強化し、緊急一時保護の充実を図り、DV被害者の支援を推進していく。</p>

DV ドメスティック・バイオレンス (domestic violence) の略。配偶者や恋人など身近な男性（または女性）からの身体的・性的・精神的暴力。

＝ 資 料 編 ＝

資料 1 福祉関係施設一覧（平成18年1月1日現在）

1 子育て支援関係施設

（1）区立保育所

	名称	所在地	電話番号
	久堅保育園	小石川5-27-7	3811-0712
	さしがや保育園	白山2-32-6	3811-3474
	千石保育園	千石1-4-6	3947-9220
	千石西保育園	千石3-15-15	3944-4688
	水道保育園	水道1-3-26	3812-2237
	こひなた保育園	小日向1-21-1	3943-4457
	大塚保育園	大塚6-22-19	3943-1631
	青柳保育園	関口3-2-5	3941-4518
	目白台保育園	目白台1-5-1	3945-4220
	本郷保育園	本郷1-28-12	3812-2394
	向丘保育園	向丘1-3-11	3814-6755
◎	根津保育園	根津1-15-12	3827-2161
	藍染保育園	根津2-34-15	3828-5509
	しおみ保育園	千駄木2-27-8	3827-8229
	駒込保育園	千駄木3-19-17	3821-8800
◎	かごまち保育園	本駒込2-29-6	5976-2756
	本駒込西保育園	本駒込2-9-16	3947-2906
	本駒込南保育園	本駒込3-11-14	3823-3247
	本駒込保育園	本駒込5-63-2	3822-3659
※	柳町子どもの森（幼保一元化施設）	小石川1-23-6	3811-0978

◎公設民営保育園 ※18年4月開設

（2）私立保育所

	名称	所在地	電話番号
	慈愛会保育園	本郷6-12-5	3816-3715
	たんぼぼ保育園	本郷7-3-1	3812-4091
	たんぼぼ保育園分園	本郷3-10-18	3816-0092
	どんぐり保育園	千駄木2-48-4	3828-8708

（3）認証保育所

	名称	所在地	電話番号
	ピノキオ幼児舎茗荷谷園	小日向4-7-10	5940-4545
	ちやいれつく新大塚駅前保育園	大塚4-48-7 一珠イマビル2F	5940-3866
	なかよしの家保育園	本郷5-7-2 ハウス梨の木坂101	3812-8726

(4) 病後児保育医療機関

名称	所在地	電話番号
保坂病児保育ルーム	白山5-27-12	5976-0641

(5) 一時保育所

名称	所在地	電話番号
※目白台一時保育所	目白台3-18-7	5395-9143

※18年5月事業開始

(6) 児童館

名称	所在地	電話番号
柳町児童館	小石川1-23-9	3811-9213
久堅児童館	小石川5-27-7	3815-7715
白山東児童館	白山1-29-10	3813-6501
千石児童館	千石1-4-6	3947-9221
千石西児童館	千石3-15-15	3944-2865
水道児童館	水道1-3-26	3812-2238
小日向台町児童館	小日向2-2-2	3941-1740
大塚児童館	大塚6-22-19	3943-1632
目白台児童館	目白台1-5-1	3941-8837
※目白台第二児童館	目白台3-18-7	3943-9337
湯島児童館	本郷3-10-18	3814-9247
本郷児童館	本郷5-30-8	5689-4570
※根津児童館	根津1-14-3	3824-6466
しおみ児童館	千駄木2-27-8	3827-9129
本駒込南児童館	本駒込3-11-14	3823-3253
本駒込児童館	本駒込5-63-2	3822-3791

※18年4月から公設民営児童館

(7) 育成室

名称	所在地	電話番号
柳町第二育成室	小石川1-23-16	3818-3915
柳町育成室	小石川1-23-9	3811-9213
久堅育成室	小石川5-27-7	3815-7715
白山東育成室	白山1-29-10	3813-6501
指ヶ谷育成室	白山2-28-4	3811-9214
千石育成室	千石1-4-6	3947-9221
千石西育成室	千石3-15-15	3944-2865
水道育成室	水道1-3-26	3812-2238
小日向台町育成室	小日向2-2-2	3941-1740
窪町育成室	大塚3-2-3	3946-1509
大塚育成室	大塚6-22-19	3943-1632
目白台育成室	目白台1-5-1	3941-8837
※目白台第二育成室	目白台3-18-7	3943-9337
湯島育成室	本郷3-10-18	3814-9247
本郷第二育成室	本郷4-5-15	3811-9215
本郷育成室	本郷5-30-8	5689-4570
駒本育成室	向丘2-37-5	3827-6175
※根津育成室	根津1-14-3	3824-6466
汐見育成室	千駄木2-19-23	3821-2212
千駄木育成室	千駄木5-44-2	3824-6674
本駒込南育成室	本駒込3-11-14	3823-3253
神明育成室	本駒込4-35-15	3823-4303
本駒込育成室	本駒込5-63-2	3822-3791
駕籠町育成室	本駒込6-2-5	3943-9336

※18年4月から公設民営育成室

(8) 一時預かり事業

名称	所在地	電話番号
一時預かり保育事業（キッズルーム）	春日1-16-21 シビックセンター3階	5803-1396
特別支援子育て事業 （障害児一時預かり保育事業 ふれんど）	千石2-36-3 区立林町小学校内	3946-0461
※緊急一時保育事業（さしがや保育園）	白山2-32-6	3811-3474
※緊急一時保育事業（しおみ保育園）	千駄木2-27-8	3827-8229
※緊急一時保育事業（本駒込保育園）	本駒込5-63-2	3822-3659

※18年4月事業開始

(9) 子ども家庭支援センター（ふみちゃんのおうち）

名称	所在地	電話番号
子ども家庭支援センター（総合相談事業等）	春日1-16-21 シビックセンター12階	5803-1282
子ども家庭支援センター 親子ひろば（びよびよひろば）	春日1-16-21 シビックセンター3階	5803-1398

(10) 子育てひろば

名称	所在地	電話番号
子育てひろば・西片	西片1-8-15	3812-2575
子育てひろば・汐見	千駄木2-19-23	3828-0880

2 高齢者関係施設

(1) 地域包括支援センター

名称	所在地	電話番号
※富坂地域包括支援センター	白山5-16-3	3942-8128
※大塚地域包括支援センター	大塚4-50-1	3941-9678
※本富土地域包括支援センター	湯島4-9-8	3811-8088
※駒込地域包括支援センター	千駄木5-19-2	3827-5422

※18年4月開設

(2) 区立特別養護老人ホーム

名称	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム白山の郷	白山5-16-3	3942-1887
特別養護老人ホームくすのきの郷	大塚4-18-1	3947-2801
特別養護老人ホーム大塚みどりの郷	大塚4-50-1	3941-6669
特別養護老人ホーム千駄木の郷	千駄木5-19-2	3827-5420

(3) 民間特別養護老人ホーム

名称	所在地	電話番号
特別養護老人ホームゆしまの郷	湯島3-29-10	3836-2566

(4) 民間介護老人保健施設

名称	所在地	電話番号
介護老人保健施設ひかわした	千石2-1-6	5319-0780
龍岡介護老人保健施設	湯島4-9-8	3811-0088

(5) 民間介護療養型医療施設

名称	所在地	電話番号
財団法人 慈愛病院	本郷6-12-5	3812-7360

(6) 民間認知症高齢者グループホーム

名称	所在地	電話番号
グループホーム文京あやめ	小日向 1-23-20	5940-0751
お寺のよこ	向丘 2-38-5	3822-0028
のんびり家	本駒込 1-21-14	5319-0876

(7) 有料老人ホーム（介護保険特定施設）

名称	所在地	電話番号
アリア文京大塚	大塚 4-46-5	5319-3685
アプリスタ本郷	本郷 3-4-1	5842-5708
サンクリエ本郷	向丘 2-2-6	5805-7420
ウィーザス根津	根津 2-14-18	5815-4665

(8) 区立高齢者在宅サービスセンター

名称	所在地	電話番号
白山高齢者在宅サービスセンター	白山 5-16-3	3942-8225
くすのき高齢者在宅サービスセンター	大塚 4-18-1	3947-2801
大塚高齢者在宅サービスセンター	大塚 4-50-1	3941-6760
本郷高齢者在宅サービスセンター	本郷 4-21-2	3816-2317
湯島高齢者在宅サービスセンター	湯島 2-28-14	3814-1898
向丘高齢者在宅サービスセンター	向丘 2-22-9	5814-1531
千駄木高齢者在宅サービスセンター	千駄木 5-19-2	3827-5421
昭和高齢者在宅サービスセンター	本駒込 2-28-31	5395-2376

(9) 民間デイサービスセンター

名称	所在地	電話番号
デイサービスセンターなごやか千石	千石 4-18-1	5940-6816
デイサービスセンター文京千石	千石 3-29-16 ハルム星 101	5940-7215
デイサービス元気	大塚 6-37-5 藤和護国寺コープ	5940-3130
アプリスタ本郷	本郷 3-4-1	5842-5708
リアンリール御茶ノ水	湯島 1-12-4	3837-1717
デイサービスセンターゆしまの郷	湯島 3-29-10	3836-3526
デイサービス・本郷倶楽部	向丘 1-20-6 ファミリー本郷 105	5842-6237

(10) 民間通所リハビリテーション

名称	所在地	電話番号
須田整形外科クリニック	後楽 2-23-15	3817-0929
介護老人保健施設ひかわした	千石 2-1-6	5319-0780
龍岡介護老人保健施設	湯島 4-9-8	3811-0088

(11) 老人福祉センター

名称	所在地	電話番号
文京福祉センター	音羽 1-22-14	3947-0238
※文京福祉センター湯島分館	本郷 3-10-18	3814-9245

※18年4月開設

(12) シルバーピア

名称	所在地	電話番号
シルバーピアはくさん	白山 2-17-3	都市計画部 住宅課 5803-1238 (直通)
シルバーピアはくさん台	白山 4-31-4	
シルバーピア千石	千石 3-36-11	
シルバーピア千石二丁目	千石 2-26-3	
シルバーピアおおつか	大塚 4-18-1	
シルバーピア坂下通り	大塚 5-14-2	
シルバーピア湯島	湯島 3-2-3	
シルバーピア向丘	向丘 2-22-9	
シルバーピア根津	根津 1-15-12	

(13) 高齢者向け民間アパート借上げ住宅

名称	所在地	電話番号
小石川ビックママハウス	小石川 4-4-21	都市計画部 住宅課 5803-1238 (直)
ブロスハウス	根津 1-24-14	
坂井ハイツ	本駒込 5-35-4	

(14) シルバーセンター

名称	所在地	電話番号
シルバーセンター	春日 1-16-21 シビックセンター4階	5803-1113

(15) その他

名称	所在地	電話番号
シルバー人材センター	春日 1-16-21 シビックセンター4階	3814-9248

3 障害者関係施設

(1) 福祉センター (区立)

名称	所在地	電話番号
文京福祉センター	音羽 1-22-14	3947-4121

(2) 知的障害者通所授産施設 (区立)

名称	所在地	電話番号
※小石川福祉作業所	小石川 3-30-6	3811-1431
※大塚福祉作業所	大塚 4-50-1	3946-5601

※18年4月から公設民営施設

(3) 知的障害者通所更生施設

名称	所在地	電話番号
文京つつじの園 (民間)	大塚 4-21-8	3943-4300
本郷福祉センター (公設民営)	本駒込 4-35-15 (勤労福祉会館2階)	3823-8091

(4) 知的障害者デイサービスセンター (区立)

名称	所在地	電話番号
動坂福祉会館知的障害者 デイサービスセンター	千駄木 4-8-14	3821-1762

(5) 心身障害者(児)通所訓練施設(民間)

名称	所在地	電話番号
文京だるまの家	大塚4-21-8	3943-4300
東京カリタスの家子ども相談室	関口3-16-15 (財)東京カリタスの家内	3943-1726
银杏の会お茶の水発達センター	湯島1-2-13 西山興業御茶ノ水ビル1階	3253-1811
畑中こども研究所	湯島4-6-11 湯島ハイタウンA610	3815-0008
ひよこ教室	弥生1-3-12 聖テモテ教会内	090-2320-4277

(6) 心身障害者(児)通所授産施設(民間)

名称	所在地	電話番号
工房わかぎり	春日2-19-3 北原ビル2・3階	3812-3417
障害児者と共に山鳥実習所	本郷4-25-5	3812-3700

(7) 心身障害者(児)自立生活訓練施設

名称	所在地	電話番号
文京藤の木荘(民間)	大塚4-21-8	3943-4300
動坂福祉会館(区立)	千駄木4-8-14	3821-1762

(8) 障害者会館(区立)

名称	所在地	電話番号
障害者会館	春日1-16-21 シビックセンター3階	5803-1115

(9) 精神障害者共同作業所(民間)

名称	所在地	電話番号
東京カリタスの家	関口3-16-15	3943-1726
银杏企画Ⅱ	本郷4-1-11 東京佃煮会館2階	5684-0999
银杏企画	本郷5-25-8 香川ビル	5684-0991
エナジーハウス	千駄木5-10-8	3828-6517

(10) 精神障害者小規模通所授産施設(民間)

名称	所在地	電話番号
银杏企画三丁目	本郷3-29-6 カリテス佐々木2階	5684-1016

(11) 精神障害者地域生活援助(民間グループホーム)

名称	所在地	電話番号
ホームいちょう	千駄木2-28-12 Fコート千駄木2階	3823-6474

(12) 精神障害者地域生活支援センター(民間)

名称	所在地	電話番号
あせび会支援センター	本駒込6-5-19 ネスト本駒込102	3945-2195

4 保健関係施設（区立）

名称	所在地	電話番号
文京保健所	春日1-16-21 シビックセンター8階	5803-1223
小石川保健サービスセンター	春日1-9-21	3813-5656
本郷保健サービスセンター	千駄木5-20-18	3821-5106
健康センター	春日1-16-21 シビックセンター3階	5803-1116

資料2 「子育て支援計画」の計画事業と目標

平成17年3月に策定した「子育て支援計画」（次世代育成支援行動計画）における計画の目標、基本的考え方及び計画体系図を参考として掲載します。(12～18ページの抜粋)

(1) 計画の目標

- 子育て支援計画を進めていくために、次のような基本的な目標を設定しました。

○ 計画の目標

安心して子どもを生み、育てることのできる子育て環境の整備を進め、「文の^{ふみ}京」をふるさとにする子どもたちが増えるよう、子育て世代を支援します。また、子どもたち一人ひとりの権利を保障し、その健やかな成長のために、男女がともに参画し、家庭及び地域社会全体で、次世代の担い手となる子どもたちを育てる体制を構築していきます。

(2) 基本的考え方

- 次の基本的考え方に沿って各施策を進めていきます。

○ 子育てと仕事との両立のために

共働き家庭の増加により依然として保育需要は高く、生活習慣や男女の働き方の多様化などにより保育の充実が求められています。このため、保育所整備や一時保育・病後児保育など多様な保育メニューの提供、育成室の一層の充実などにより、男女がともに子育てと仕事の両立ができるよう支援します。

また、共働き家庭に配慮し、男女の別なく多様な働き方を可能にする取り組みについて、企業に対して、啓発していきます。

○ 子どもの健やかな成長のために

子どもの健やかな成長は、すべての人の願いです。成長していくそれぞれの時期において健康を確保することが大切です。また、子どものころの体験は、心身の成長のうえで大きく影響します。母子の健康増進を図るため、母子保健施策を充実するとともに、児童虐待等の問題への的確な対応や各種相談機能の充実により、子どもたちの心身の健やかな成長を支援します。また、ノーマライゼーションの観点に立ち、すべての子育て家庭への支援を地域と協働で進めます。

○ 子どもの生きる力、豊かな心の育成のために

子どもたちが次世代の担い手として成長していくためには、知識や技能の習得に加えて、多様な体験活動を通じた人間形成が重要です。子どもたちの健全な育成を図り、生きる力、わかりあい思いやる力、豊かな心をはぐくみ、地域社会の中で自立し、生活力が身につくよう、教育環境を充実させるとともに、家庭及び地域社会全体で、子どもたちをはぐくむ体制を構築していきます。

○ 子育て家庭への経済的支援のために

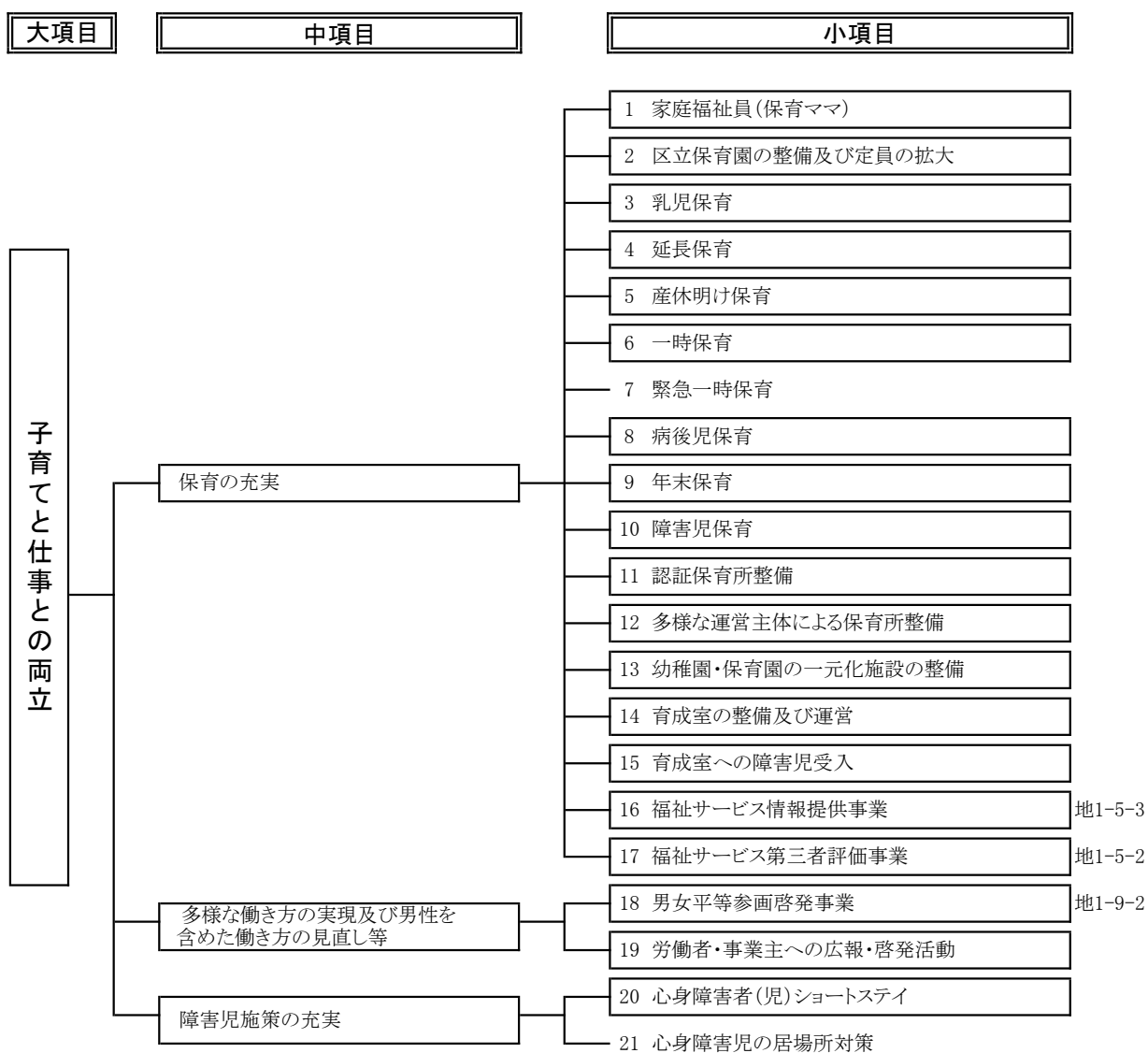
家庭をもち、子どもを生き育てたいという男女の希望の実現を支援し、子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、児童育成手当などの給付、医療費の助成、家賃補助などの支援を行います。

○ 子どもを守る安全・安心なまちづくりのために

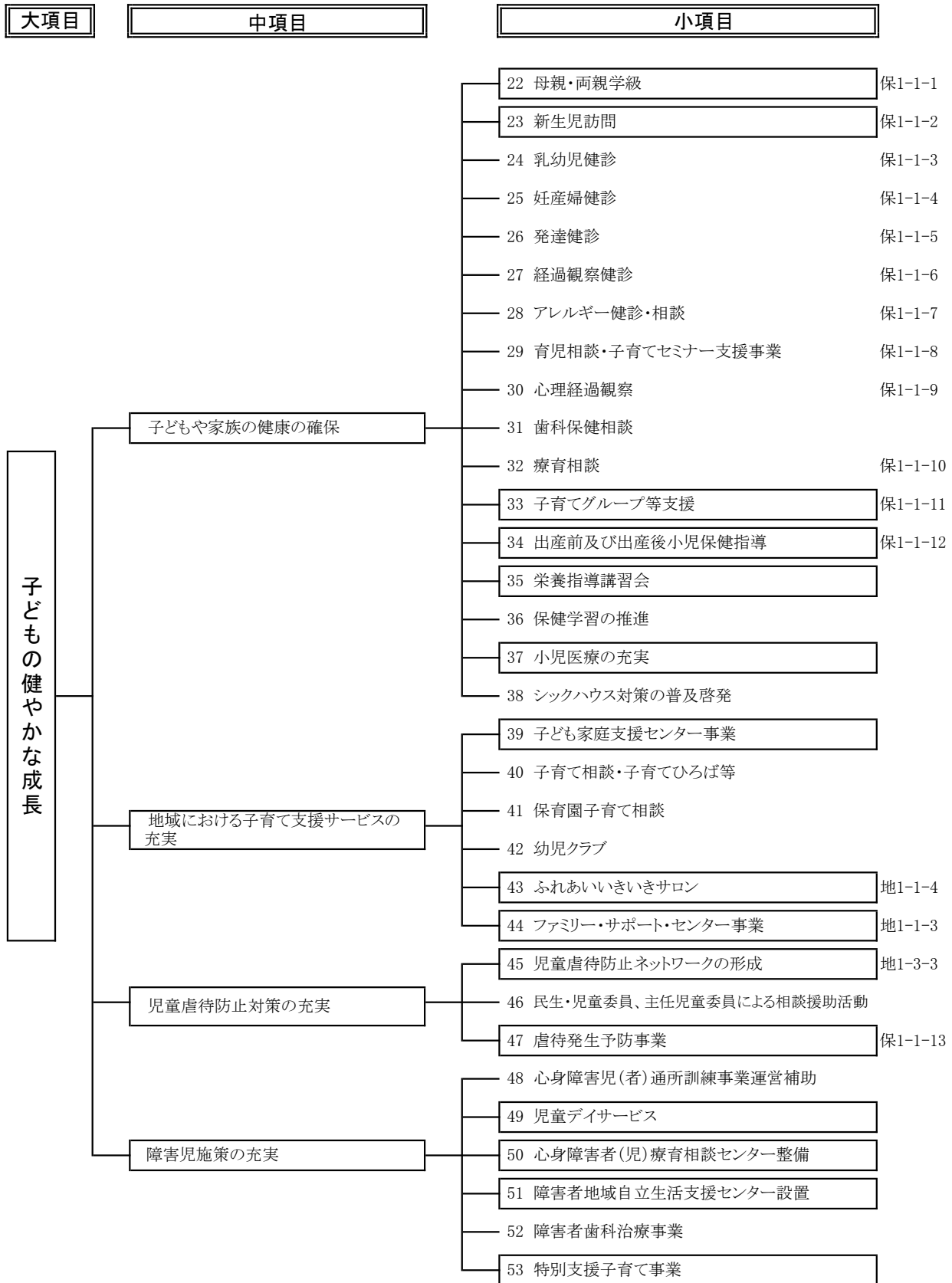
子どもたちを犯罪や事故から守るため、区民、地域活動団体や事業者等が連携し、防犯や環境浄化などへの取組みを行い、安全・安心なまちづくりを進めます。また、道路、公園などのバリアフリーや安全で心地よい地域環境の整備等により、子育てしやすい環境づくりを進めます。交通安全については、警察、学校など関係機関と連携・協力体制を強化し、交通事故防止対策と交通安全教育を推進していきます。

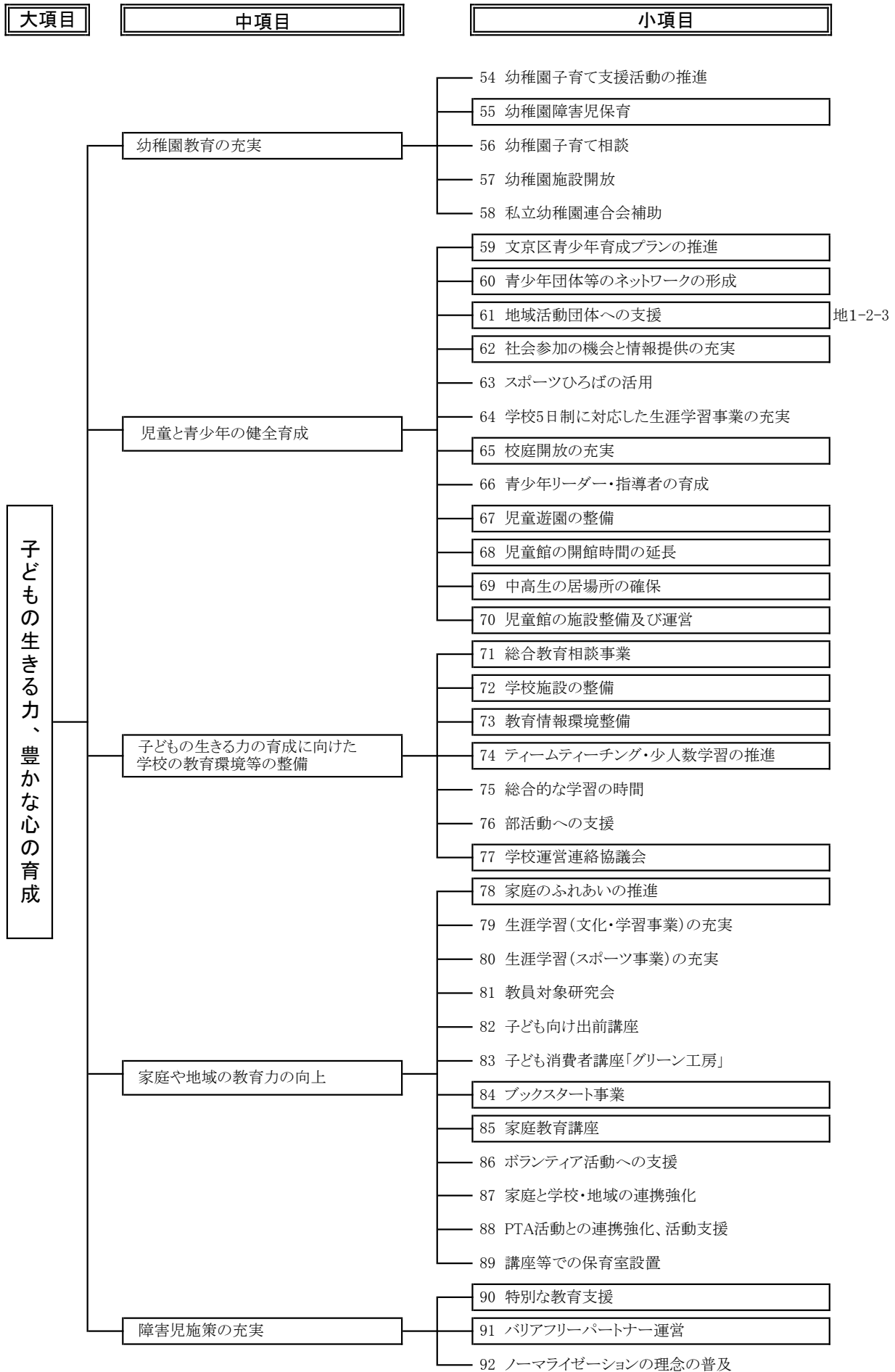
(3) 計画の体系

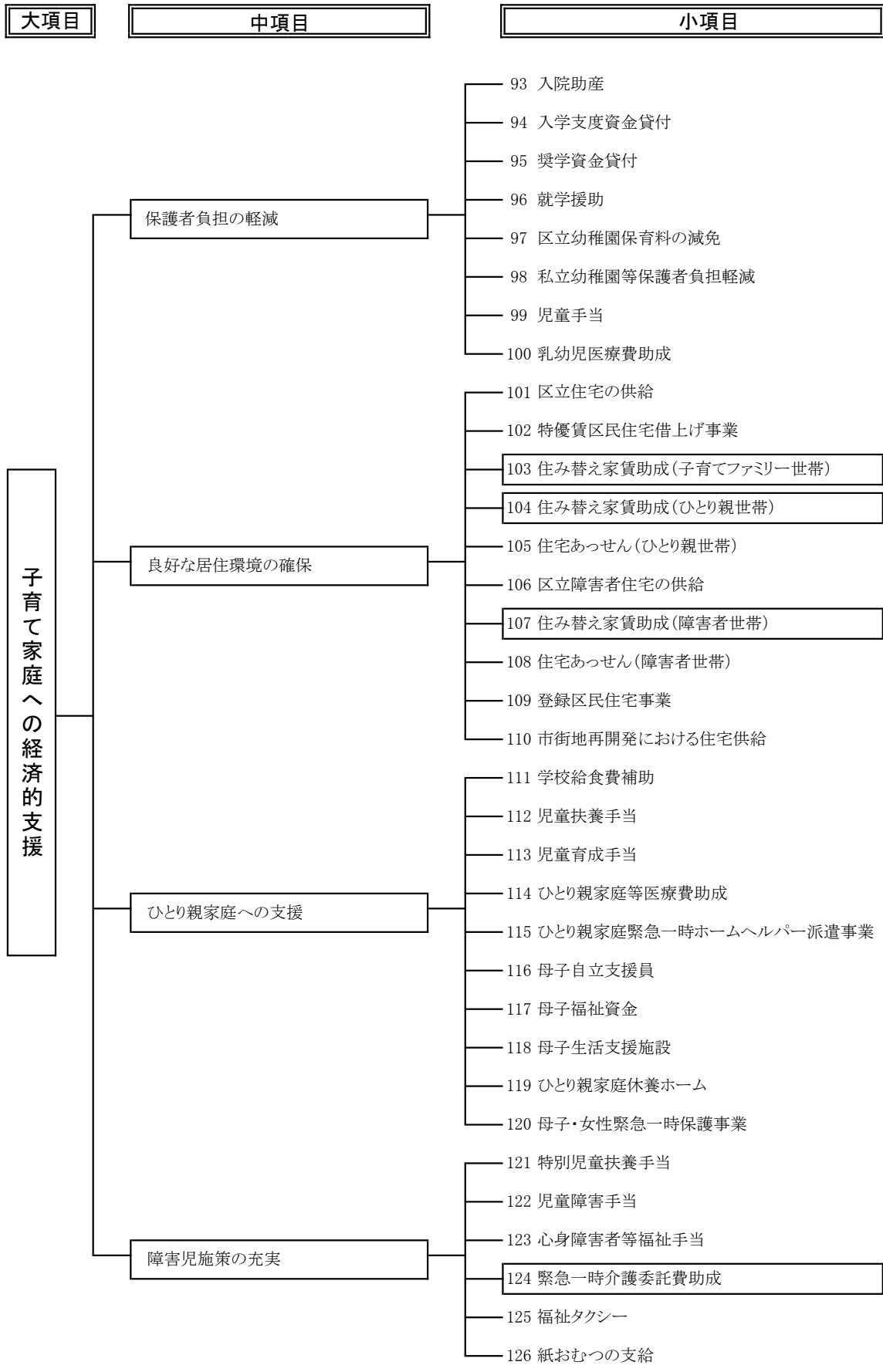
- 小項目中、□ で囲んだ事業は、計画目標を掲げています。
- 各事業（小項目）は、その事業の主たる性格に着目して各体系に位置づけており、再掲はしていません。
 (例) 保育と教育等、事業の性格が重複している場合にはどちらかの体系に位置づけ、整理しています。

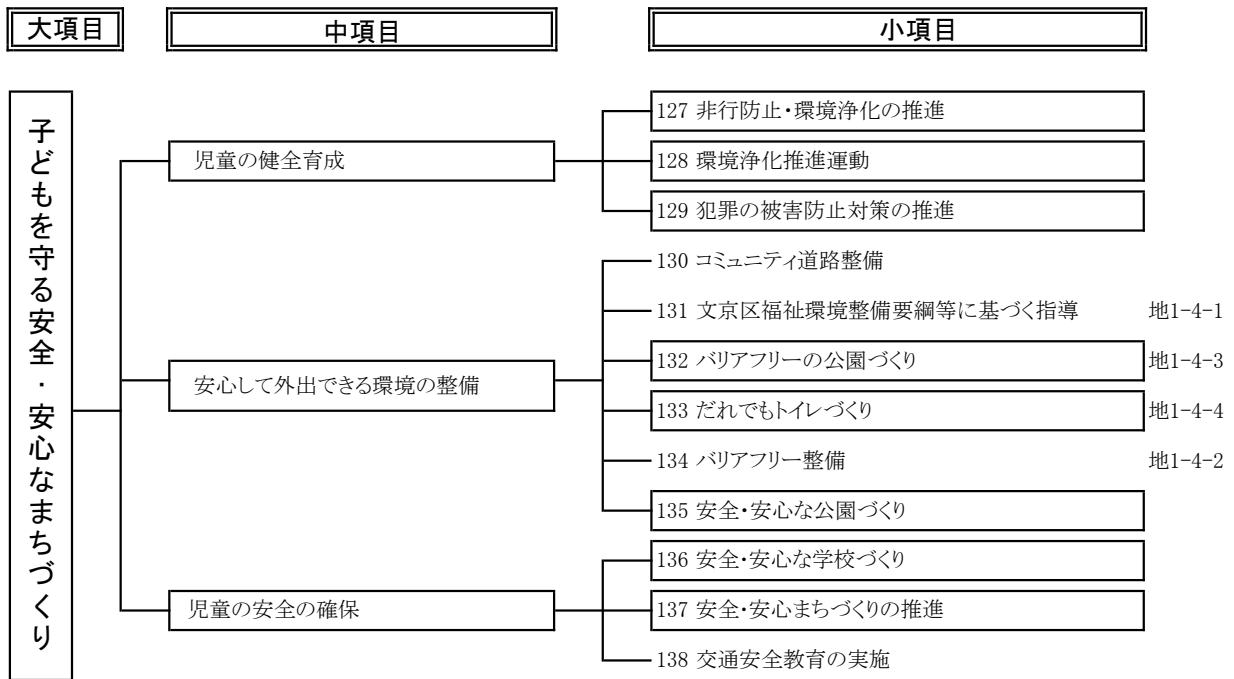


参考として、計画本文中で、子育て支援計画と重複する他の分野別計画の事業番号を小項目の末尾につけました。重複事業は、分野別計画の頭文字+大中小項目の枝番で表記しています。
 保・・・保健計画、 地・・・地域福祉の推進









資料3 計画改定の検討体制・経過

1 検討体制

(1) 文京区地域福祉推進協議会設置要綱

平成 8 年 7 月 11 日 8 文福福発第 504 号制定

平成 10 年 5 月 15 日 10 文福福発第 340 号改正

平成 12 年 5 月 12 日 12 文福福発第 204 号改正

(設置)

第1条 文京区における地域福祉の効果的な推進を図るため、文京区地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議及び検討を行い、その結果を文京区地域福祉推進本部設置要綱（6 文福福発第 1 1 8 8 号）第3条に規定する本部長（以下「本部長」という。）に報告する。

- (1) 地域福祉計画に関すること。
- (2) 介護保険事業計画に関すること。
- (3) 前2号のほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 協議会の委員は、地域福祉について識見を有する者のうちから、本部長が委嘱し、又は任命する委員24人以内をもって構成する。

2 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 区内関係団体等の構成員 16人以内
- (3) 公募区民 6人以内

3 前項第3号に規定する委員は、別に定める文京区地域福祉推進協議会公募委員募集要領（12 文福福発第 2 0 4 号）により募集する。

(任期)

第4条 委嘱された委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、必要に応じて協議会を招集し、主宰する。

(意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、説明、

意見等を聞くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

平成17年度文京区地域福祉推進協議会・委員名簿

	役職	氏名	団体名等
1	会長	高橋 重宏	東洋大学社会学部教授（平成17年8月31日から会長）
		仲村 優一	日本社会事業大学名誉教授（平成17年5月30日まで会長）
2	副会長	高山 直樹	東洋大学社会学部教授（平成17年8月31日から副会長）
3	委員	松平 隆光	小石川医師会
4	〃	後藤 博一	文京区医師会
5	〃	高橋 義一	小石川歯科医師会
6	〃	松岡 隆司	文京区歯科医師会
7	〃	一瀬 信介	文京区薬剤師会
8	〃	菅沼 利雄	文京区町会連合会
9	〃	山田 須賀	文京区社会福祉協議会
10	〃	依田 理恵子	三療音訳会（ボランティアグループ）
11	〃	宇賀神 剛	文京区民生委員・児童委員協議会
12	〃	上野 博	文京区心身障害福祉団体連合会
13	〃	中村 文枝	文京区高齢者クラブ連合会
14	〃	佐藤 良文	文京区私立幼稚園連合会
15	〃	長谷 裕子	文京区女性団体連絡会
16	〃	野田 志づ子	文京区話し合い員連絡協議会
17	〃	染谷 一美	特別養護老人ホーム白山の郷
18	〃	菅原 良次	たんぽぽ保育園
19	〃	穴見 加代子	区民
20	〃	右近 茂子	区民
21	〃	海津 敦子	区民
22	〃	田丸 拓也	区民
23	〃	檜垣 君子	区民
24	〃	本橋 由紀	区民

(2) 文京区地域福祉推進本部設置要綱

平成 7 年 2 月 20 日 6 文福福発第 1188 号制定
平成 11 年 5 月 10 日 11 文福福発第 336 号改正
平成 12 年 5 月 12 日 12 文福福発第 204 号改正
平成 13 年 6 月 15 日 13 文福福第 314 号改正
平成 16 年 4 月 16 日 16 文福福第 65 号改正

(設置)

第 1 条 文京区地域福祉計画その他福祉に関する基本的な計画に基づき、福祉、保健、医療、住宅、まちづくり等の広範囲にわたる施策を、総合的及び体系的に推進するため、文京区地域福祉推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画に関すること。
- (2) 介護保険事業計画に関すること。
- (3) 前 2 号のほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

(構成)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とし、推進本部を統括する。
- 3 副本部長は、助役、収入役及び教育長とし、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、助役、収入役、教育長の順とする。
- 4 本部員は、文京区庁議等の設置に関する規則（平成 6 年 3 月文京区規則第 10 号）第 4 条第 1 項（区長、助役、収入役及び教育長を除く。）及び第 2 項に規定する者をもって構成する。

(会議)

第 4 条 推進本部は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長及び本部員以外の者に出席を求め、意見を述べさせることができる。

(幹事会)

第 5 条 推進本部の効率的運営を図るため、推進本部の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部から指定された事項について調査し、及び検討し、その結果を推進本部に報告する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 4 幹事長は、福祉部長の職にある者とし、幹事会を総括する。
- 5 副幹事長は、介護保険部長及び保健衛生部長の職にある者とし、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、介護保険部長、保健衛生部長の順とする。
- 6 幹事は、区職員のうちから幹事長が指名する者とする。
- 7 幹事会は、幹事長が招集する。
- 8 その他幹事会に関して必要な事項は、幹事長が定める。

(専門部会及び分科会)

第 6 条 幹事長は、地域福祉計画の見直し又は改定に当たり、専門的事項について検討を行うため、幹事会の下に専門部会及び分科会を置くことができる。

2 専門部会及び分科会に関して必要な事項は、幹事長が定める。

(庶務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

平成17年度 文京区地域福祉推進本部・委員名簿

	役 職	氏 名	職 名
1	本部長	煙 山 力	区 長
2	副本部長	関 賢 二	助 役
3	副本部長	中 村 満 吉	収入役
4	副本部長	宮 下 眞	教育長
5	本部員	鈴 木 克 己	企画政策部長
6	〃	小 祝 英 二	総務部長
7	〃	菅 浩 二	区民部長
8	〃	浦 新 一 郎	福祉部長
9	〃	齋 藤 啓 子	介護保険部長
10	〃	住 友 眞 佐 美	保健衛生部長
11	〃	川 北 喜 美 雄	都市計画部長
12	〃	松 田 照 雄	土木部長
13	〃	太 田 久 仁 宣	資源環境部長
14	〃	奥 山 勇 五 郎	施設管理部長
15	〃	小 松 壽 博	副収入役
16	〃	佐 藤 一 夫	学校教育部長
17	〃	藤 沢 稔	生涯学習部長
18	〃	進 藤 英 雄	監査委員事務局長
19	〃	根 岸 創 造	区議会事務局長
20	〃	徳 田 隆	企画政策部企画課長
21	〃	田 中 芳 夫	企画政策部財政課長
22	〃	竹 澤 正 美	企画政策部広報課長
23	〃	下 田 一 美	総務部総務課長事務取扱総務部参事
24	〃	原 口 洋 志	総務部職員課長

平成17年度 文京区地域福祉推進本部幹事会・委員名簿

	役 職	氏 名	職 名
1	幹事長	浦 新一郎	福祉部長
2	副幹事長	齋 藤 啓 子	介護保険部長
3	副幹事長	住 友 眞佐美	保健衛生部長
4	幹 事	徳 田 隆	企画政策部企画課長
5	〃	三 縄 毅	区民部男女平等青少年課長
6	〃	青 山 忠 司	福祉部福祉課長
7	〃	八 木 茂	福祉部障害者福祉課長
8	〃	久 住 智 治	福祉部保護課長
9	〃	畑 山 二 男	福祉部児童課長
10	〃	佐 藤 樹一郎	福祉部保育課長
11	〃	徳 井 博	福祉部福祉センター所長事務取扱福祉部参事
12	〃	藤 田 恵 子	介護保険部介護保険課長
13	〃	田 貝 好 夫	介護保険部高齢者福祉課長
14	〃	佐々木 治	保健衛生部生活衛生課長
15	〃	石 原 美千代	保健衛生部保健予防課長

地域福祉推進本部幹事会各専門部会・委員名簿

○地域福祉専門部会

	役職	氏名	職名
1	部会長	青山 忠司	福祉部福祉課長
2	委員	三縄 毅	区民部男女平等青少年課長
3	〃	八木 茂	福祉部障害者福祉課長
4	〃	久住 智治	福祉部保護課長
5	〃	徳井 博	福祉部福祉センター所長事務取扱福祉部参事
6	〃	藤田 恵子	介護保険部介護保険課長
7	〃	佐々木 治	保健衛生部生活衛生課長
8	〃	中島 均	土木部道路課長
9	〃	篠原 あや子	土木部みどり公園課長
10	〃	佐藤 正子	学校教育部学務課長
11	〃	佐藤 直樹	社会福祉協議会事務局次長

事務局：福祉部福祉課

○保健専門部会

	役職	氏名	職名
1	部会長	佐々木 治	保健衛生部生活衛生課長
2	委員	青山 忠司	福祉部福祉課長
3	〃	藤田 恵子	介護保険部介護保険課長
4	〃	石原 美千代	保健衛生部保健予防課長
5	〃	高里 紀子	保健衛生部小石川保健サービスセンター所長
6	〃	亀井 康行	保健衛生部本郷保健サービスセンター所長

事務局：保健衛生部生活衛生課

○高齢者・介護保険専門部会

	役職	氏名	職名
1	部会長	藤田 恵子	介護保険部介護保険課長
2	委員	青山 忠司	福祉部福祉課長
3	〃	徳井 博	福祉部福祉センター所長事務取扱福祉部参事
4	〃	田貝 好夫	介護保険部高齢者福祉課長
5	〃	石原 美千代	保健衛生部保健予防課長
6	〃	安田 幸致	都市計画部住宅課長
7	〃	得永 哲也	生涯学習部生涯学習センター所長
8	〃	佐藤 直樹	社会福祉協議会事務局次長

事務局：介護保険部介護保険課

高齢者・介護保険専門部会各分科会・委員名簿

○介護保険分科会

役職	氏名	職名
分科会会長	藤田 恵子	介護保険部介護保険課長
委員	田貝 好夫	〃 高齢者福祉課長
〃	萩谷 美鈴	〃 介護保険課介護保険相談係長
〃	福澤 正人	〃 〃 介護給付係長
〃	宮下 ひとみ	〃 〃 資格保険料係長
〃	青木 憲之	〃 〃 計画担当主査
〃	辻 政博	〃 高齢者福祉課高齢者施設係長
〃	高山 勝子	〃 〃 高齢者相談係長
〃	高木 二郎	〃 〃 介護予防担当主査

事務局：介護保険部介護保険課

○元気・予防分科会

役職	氏名	職名
分科会会長	田貝 好夫	介護保険部高齢者福祉課長
委員	藤田 恵子	〃 介護保険課長
〃	石原 美千代	保健衛生部保健予防課長
〃	小菅 敦	福祉部福祉センター高齢者サービス係長
〃	青木 憲之	介護保険部介護保険課計画担当主査
〃	太田 治	〃 高齢者福祉課高齢者いきいき係長
〃	長島 龍次	〃 〃 高齢者在宅サービス係長
〃	辻 政博	〃 〃 高齢者施設係長
〃	高山 勝子	〃 〃 高齢者相談係長
〃	高木 二郎	〃 〃 介護予防担当主査
〃	小倉 信子	保健衛生部生活衛生課健康推進担当主査
〃	石山 道子	〃 保健予防課保健予防主査
〃	酒向 幸江	都市計画部住宅課住宅主査
〃	諸田 文恵	生涯学習部生涯学習センター学習支援係長
〃	鈴木 祐司	社会福祉協議会在宅福祉係長
〃	内田 千恵子	大塚在宅介護支援センター長
〃	望月 修	本郷在宅サービスセンター長

事務局：介護保険部高齢者福祉課

2 検討経過

(1) 地域福祉推進協議会

回	開催年月日(曜日)	主 な 議 題
第1回	平成17年 5月30日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画の進捗状況について ・地域福祉計画の改定について ・日常生活圏域の設定(案)について
第2回	平成17年 8月31日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画の改定について
第3回	平成17年10月31日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画中間のまとめ(案)について ・高齢者・介護保険事業計画中間のまとめ(案)について ・障害者実態・意向調査の実施について
第4回	平成18年 2月 1日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画(案)について ・高齢者・介護保険事業計画(案)について
第5回	平成18年 3月28日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画(高齢者・介護保険事業計画を含む)の確定について〔報告〕

(2) 地域福祉推進本部

回	開催年月日(曜日)	主 な 議 題
第1回	平成17年 5月18日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画の進捗状況について ・地域福祉計画の改定について ・日常生活圏域の設定(案)について
第2回	平成17年 7月20日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏域の設定について
第3回	平成17年 8月10日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画の改定について
第4回	平成17年10月12日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画中間のまとめ(案)について ・高齢者・介護保険事業計画中間のまとめ(案)について ・障害者(児)実態・意向調査の実施について
第5回	平成18年 1月18日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画(案)について ・高齢者・介護保険事業計画(案)について
第6回	平成18年 1月31日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・介護保険事業計画(案)について
第7回	平成18年 3月 8日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画(高齢者・介護保険事業計画を含む)の確定について

(3) 地域福祉推進本部幹事会

回	開催年月日(曜日)	主 な 議 題
第1回	平成17年 5月11日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画の進捗状況について ・地域福祉計画の改定について ・日常生活圏域の設定(案)について
第2回	平成17年 7月15日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏域の設定(案)について

第3回	平成17年 8月 3日(水)	・地域福祉計画の改定について
第4回	平成17年10月 6日(木)	・計画事業と目標 ・介護給付費等のサービス見込み量及び第1号被保険者保険料の推計
第5回	平成18年 1月12日(木)	・地域福祉計画(案)について ・高齢者・介護保険事業計画(案)について ・中間のまとめに係る区民意見に対する区の考え方について
第6回	平成18年 2月23日(木)	・地域福祉計画(高齢者・介護保険事業計画を含む)の確定について

(4) 地域福祉推進本部幹事会各専門部会

○地域福祉専門部会

回	開催年月日(曜日)	主な議題
第1回	平成17年 4月18日(月)	・計画改定の段取りについて ・検討事項
第2回	平成17年 4月26日(火)	・計画改定の段取りについて ・計画の考え方 ・地域福祉の現状と課題
第3回	平成17年 7月14日(木)	・地域福祉計画の改定について
第4回	平成17年 7月28日(木)	・地域福祉計画の改定について
第5回	平成17年 9月28日(水)	・地域福祉の推進 事業計画(案)について
第6回	平成18年 1月10日(火)	・地域福祉計画(案)について ・中間のまとめに係る区民意見に対する区の考え方について

○保健専門部会

回	開催年月日(曜日)	主な議題
第1回	平成17年 4月18日(月)	・保健計画イメージ図 ・地域保健・医療の現状 ・重点課題とする項目について ・計画策定のスケジュールの確認について
第2回	平成17年 4月27日(水)	・地域保険医療の現状 ・地域保健医療の課題
第3回	平成17年 7月26日(火)	・包括的問題(保険計画の体系、重点事業の検討) ・個別的問題(各論の検討)
第4回	平成17年 9月27日(火)	・分野別事業・事業計画(保健計画)について
第5回	平成17年12月21日(水)	・保健計画の最終案について

○高齢者・介護保険専門部会

回	開催年月日（曜日）	主 な 議 題
第1回	平成17年 4月 28日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・部会での検討事項及び分科会の設置について ・高齢者実態調査の結果について ・介護保険運営状況について
第2回	平成17年 7月 5日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・分科会の検討状況について ・高齢者・介護保険計画における施策の体系について
第3回	平成17年 7月 28日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の現状(案)について ・地域福祉の重点課題に対する取り組みについて ・計画の目標、基本的考え方、施策の体系について
第4回	平成17年 9月 30日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・介護保険事業計画中間のまとめ(案)について
第5回	平成17年 12月 27日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・中間のまとめに対する区民意見等の区の考え方について ・高齢者・介護保険事業計画(案)の構成について
第6回	平成18年 1月 21日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・中間のまとめに対する区民意見等の区の考え方について ・高齢者・介護保険事業計画最終まとめについて

(5) 高齢者・介護保険専門部会各分科会

○介護保険検討分科会

回	開催年月日（曜日）	主 な 議 題
第1回	平成17年 6月 7日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画の改定について ・検討事項について ・高齢者・介護保険事業計画の体系について
第2回	平成17年 6月 28日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・文京区人口推計報告書について ・高齢者・介護保険事業計画の体系について ・計画改定に向けた各種作業について
第3回	平成17年 9月 26日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・介護保険事業計画中間のまとめ(案)について

○元気・予防分科会

回	開催年月日（曜日）	主 な 議 題
第1回	平成17年 5月 31日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・分科会の運営について ・地域福祉計画の改定について
第2回	平成17年 6月 23日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・介護保険事業計画における施策の体系について
第3回	平成17年 9月 22日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者・介護保険事業計画における計画事業について

(6) 地域福祉計画「中間のまとめ」区民説明会 開催状況

開催年月日(曜日) 時間	会場	参加人数
平成17年11月 4日(金) 19:00~21:00	不忍通りふれあい館	42人
11月 5日(土) 10:00~12:00	シルバーセンター	43人
11月 7日(月) 19:00~21:15	本駒込地域センター	35人
11月 8日(火) 19:00~21:00	文京福祉センター	21人
11月 11日(金) 19:00~21:00	茗台区民プラザ	30人
計		171人

ふみ みやこ
「文の京」ハートフルプラン

文京区地域福祉計画

平成 18 年（2006 年）3 月発行

発行 / 文京区

編集 / 福祉部福祉課

〒112-8555 文京区春日一丁目 16 番 21 号

電話 (03) 3812-7111 代表

区 HP <http://www.city.bunkyo.lg.jp>

印刷物番号 F0405021

有償頒布価格 310 円



古紙配合率100%再生紙を使用しています